



くしろ男女平等参画プラン

〈平成30年度～39年度〉

釧路市

はじめに

国では、男女共同参画社会の実現に向け、平成11年の男女共同参画基本法にはじまり、平成27年12月に策定した第4次男女共同参画基本計画により、社会の多様性と活力を高め、経済が力強く発展していく観点や、男女間の実質的な機会の平等を担保する観点から、男女平等参画社会の実現は重要であり、社会全体で取り組むべき最重要課題としています。また、平成28年4月1日には「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」を全面施行し、女性活躍の拡大促進を図ってきております。

釧路市においては、平成20年3月に「くしろ男女平等参画プラン」（以下、「プラン」とする。）を策定し、諸施策の推進に努めてきました。また、平成22年12月には「釧路市男女平等参画推進条例」を制定し、男女がともに支えあい創りあげていく社会を目指し、総合的かつ計画的に施策を推進しているところです。

この度、国における方針を踏まえるとともに、平成28年度に実施した「男女平等参画に関する企業の意識調査」の結果から見えてきた課題の解決を図るため、新たなプランを策定いたしました。

また、当市の各分野別における個別計画の最上位指針である「釧路市まちづくり基本構想」では、基本方針のひとつに「すべてのひとが活躍できるまちづくり」を掲げ、年齢や性別、国籍、障がいの有無などにかかわらず、すべての市民が個々の能力を発揮し、社会を支えていくことを目指しています。この方針は、男女の人権の尊重をはじめとした本プランが掲げる男女平等参画を推進するための基本理念と方向性を同じくするものであり、本プランの推進によって、少子高齢化、人口減少社会の到来により地域経済の縮小などが懸念されるなかでも、地域の活力を保つための取組につなげてまいりたいと考えておりますので、皆さまの一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

最後に、本プランの策定に当たり、ご尽力をいただきました釧路市男女平等参画審議会委員の皆さまをはじめ、貴重なご意見をお寄せいただきました市民の皆さまや関係各位に心からお礼申し上げます。

平成30年3月

釧路市長 蝦名大也

目 次

はじめに

第1章 基本的な考え方

1	プラン策定の趣旨	8
2	5年間のプランの検証	8
3	プランの位置づけ	9
4	計画期間	9
5	プランの基本理念と基本目標	10
6	プランの体系	11

第2章 プランの内容

基本目標Ⅰ 男女の人権の尊重

1	男女の人権についての認識浸透	14
2	男女平等の視点に基づく教育・学習の推進	16
3	女性に対する暴力の根絶	18

基本目標Ⅱ 男女が共に働くための環境づくり

1	就労の場における機会均等の推進	21
2	男女の仕事と家庭の両立	26
3	多様な働きかたを可能にする環境整備	32
4	女性の職業生活における活躍の推進（女性活躍推進計画）	34

基本目標Ⅲ あらゆる分野への男女平等参画の推進

1	政策・方針決定過程への女性の参画拡大	39
2	家庭・地域社会における男女平等参画の推進	42

基本目標Ⅳ 多様なライフスタイルを可能にする環境整備

1	相談・支援体制の充実	45
2	安心して暮らせる環境の整備	46
3	生涯学習の推進	48
4	生涯にわたる男女の健康支援	49

第3章 プランの推進

1	プランの推進体制	
(1)	釧路市男女平等参画審議会	52
(2)	庁内推進体制	52
(3)	市民団体、事業者との連携	52
(4)	国、北海道との連携	52

2	プラン推進のための取組	
(1)	市民・事業者の意識調査の実施	52
(2)	プランに基づく施策の進行管理	52
(3)	市に施策にかかわる苦情への対応	52

	各部関連事業	53
--	--------	----

資料編

資料1	プラン策定の経過	75
資料2	釧路市男女平等参画審議会（第4期）委員名簿	76
資料3	釧路市男女平等参画推進条例	77
資料4	北海道男女平等参画推進条例	81
資料5	男女共同参画社会基本法	86
資料6	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律	91
資料7	女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約	99
資料8	ILO156号条約	106
資料9	女性に関する行政関係年表	108

男女平等参画社会とは

「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」です。

(男女共同参画社会基本法第2条より)

第 1 章



基本的な考え方

1 プラン策定の趣旨

我が国においては、男女共同参画社会の実現に向け、平成11年の男女共同参画社会基本法の制定に始まり、基本法に基づく「男女共同参画基本計画」や成長戦略等を通じたさまざまな取組を進めてきました。その結果、社会全体で女性の活躍の動きが拡大し社会は大きく変わり始めています。さらに、平成28年4月には、事業主に女性の採用・登用・能力開発等のための事業主行動計画の策定を義務付ける「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（女性活躍推進法）が全面施行し、男女共同参画社会の実現に向けた取組は新たな段階に入りました。しかしながら、社会の現状を見ると、長時間労働等を背景とした男女の仕事と生活を取り巻く状況、働き方の二極化、女性のライフスタイルや世帯構成の変化への対応等、さまざまな側面からの課題が存在しており、それらを解決していくため、実効性のある取組が求められています。

本市では、国や北海道などの男女共同参画推進の動向を踏まえ、平成20年3月に「くしろ男女平等参画プラン」を策定し、平成23年4月には、基本理念や市の施策の基本となる事項を定めた「釧路市男女平等参画推進条例」を施行し、これらに基づき諸施策の推進に努めてきました。また、平成26年3月には「くしろ男女平等参画プラン」の中間見直しを行い、さまざまな施策を総合的かつ計画的に展開しているところです。

平成26年3月の中間見直し後の各施策の進捗状況や、平成28年11月に実施した「男女平等参画に関する企業の意識調査」から見えてきた課題、また、女性活躍推進法を踏まえ、本市における男女平等参画社会の実現に向けてより一層施策推進を図っていくため、新たな計画「くしろ男女平等参画プラン」（平成30～39年度）を策定するものです。

2 5年間のプランの検証

- ・「くしろ男女平等参画プラン（中間改定）」（平成26～29年度）に基づく各施策の推進状況については、平成28年度の各種事業実績とその事業評価の報告結果によると、「ねらいの9割以上が達成」とするA評価の事業は全体の63.0%、「ねらいの7割以上が達成」のB評価が13.3%、「ねらいの5割以上が達成」のC評価が6.4%で、概ね計画どおり実施され

ていました。また、市の審議会等委員の女性登用については4割達成を目標として取り組んでおり、平成29年度は39.9%（各種審議会等の委員選任時前における女性委員の積極的登用を依頼した結果・性別配慮が困難な委員を除いた数値）となっています。

- ・平成28年度に実施した「男女平等参画に関する企業の意識調査」の結果では、女性従業員に対して、「基幹社員として昇進・昇格する」よう働くことを期待している企業が41.8%あり、前回調査（平成20年）時の26.7%から15.1ポイント増え、働く女性への期待が大きくなっていることがうかがえます。しかしながら、育児休業法・介護休業法の推進については、40%強が「検討の余地がある」とし、特に男性が育児・介護休業の取得することは少ない状況です。また、女性活躍推進法を受けて検討した事項については6割が特になしと回答しており、ワーク・ライフ・バランスについても「よく理解している」「だいたい理解している」が39.4%と半数に満たない状況です。ハラスメントに対する取組は半数以上が特に何もしていないと回答しており、男女が共に働くための環境づくりが必要です。

3 プランの位置づけ

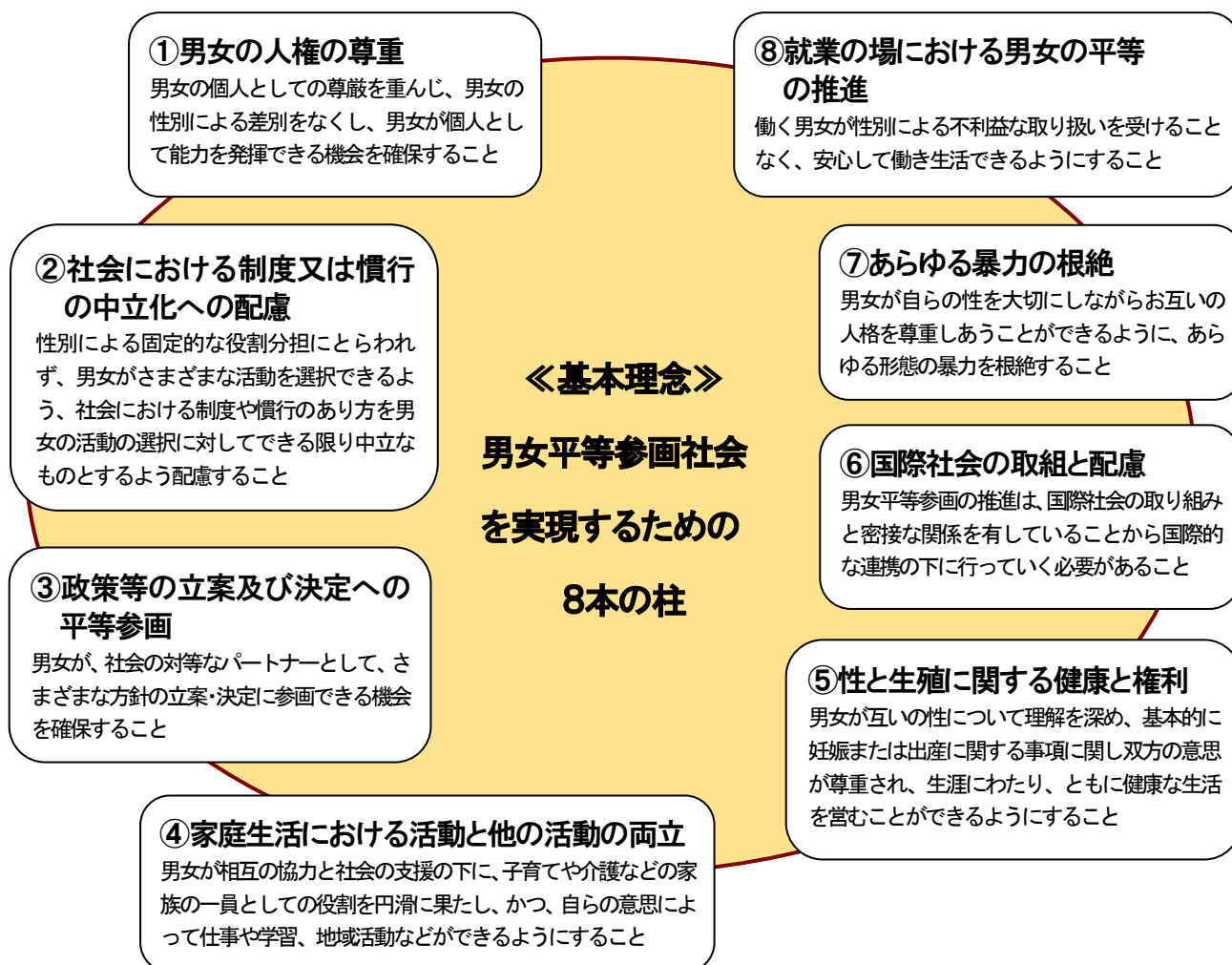
- 1 国の「第4次男女共同参画基本計画」及び「北海道男女平等参画推進条例・同基本計画」の趣旨を踏まえて策定しています。
- 2 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」第6条第2項に基づく、市町村推進計画として位置づけています。
- 3 このプランは、釧路市男女平等参画推進条例第10条の規定に基づき、男女平等参画に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために策定した基本計画です。
- 4 釧路市まちづくり基本構想の個別の計画に位置づけるとともに、釧路市まち・ひと・しごと創生総合戦略をはじめ本市の各種計画との整合性を図り策定しています。

4 計画期間

このプランの計画期間は、平成30年度から平成39年度までの10年間とします。なお、国内外の経済・社会情勢等の変化に応じて、計画期間内においても見直しを検討するものとします。

5 プランの基本理念と基本目標

釧路市男女平等参画推進条例においては、男女平等参画を推進するため、次の**8つの基本理念**を定めています。



これらの基本理念を踏まえて、くしろ男女平等参画プラン（平成 30～39 年度）では、**4つの基本目標**を設定し、その目標に沿って施策を進めます。

基本目標

- I 男女の人権の尊重
- II 男女が共に働くための環境づくり
- III あらゆる分野への男女平等参画の推進
- IV 多様なライフスタイルを可能にする環境整備

6 プランの体系

	(基本目標)	(基本方向)	(施策の方向)
ともに創りあげる社会をめざして	I 男女の人権の尊重	1 男女の人権についての認識浸透	(1) 多様な機会を通じた広報・啓発 (2) 調査活動及び情報の収集・提供 (3) メディアにおける男女の人権への配慮
		2 男女平等の視点に基づく教育・学習の推進	(1) 学校における男女平等を進める教育・学習の推進 (2) 家庭・地域における男女平等に関する教育・学習の推進
		3 女性に対する暴力の根絶	(1) 女性に対する暴力を許さない社会の意識醸成 (2) 女性への暴力防止と被害女性への支援 (3) セクシュアル・ハラスメント防止対策の推進
	II 男女が共に働くための環境づくり	1 就労の場における機会均等の推進	(1) 男女の均等な機会と待遇の確保、結果の平等確保に向けた啓発等 (2) 就労者等への支援・相談支援体制の充実 (3) 職場における男女平等意識の推進
		2 男女の仕事と家庭の両立	(1) 育児・介護休業制度等の定着促進 (2) 女性の就業機会の拡大と再就職支援 (3) 男女が共に責任を担う家庭生活の実現
		3 多様な働きかたを可能にする環境整備	(1) 男女の職業能力の開発と就業支援 (2) 多様な働きかたを可能にするための情報提供 (3) 農業等自営業に従事する女性への支援
		4 女性の職業生活における活躍の推進(女性活躍推進計画)	(1) 男女が共に働きやすい環境づくりの推進 (2) ハラスメントのない職場の実現 (3) 女性のライフステージに応じた支援
	III あらゆる分野への男女平等参画の推進	1 政策・方針決定過程への女性の参画拡大	(1) 審議会・委員会等への女性の参画促進 (2) 計画策定及び意思決定過程への女性の参画拡大 (3) 企業及び地域活動組織等への女性の参画拡大
		2 家庭・地域社会における男女平等参画の推進	(1) 地域社会における男女平等参画に関する学習の推進 (2) 家庭・地域における男女平等参画促進 (3) 男女平等参画に関する活動への支援 (4) 防災分野における男女平等参画の促進 (5) 国際的視野に立った男女平等参画の推進
	IV 多様なライフスタイルを可能にする環境整備	1 相談・支援体制の充実	(1) 相談窓口体制の充実 (2) 支援機能の充実
		2 安心して暮らせる環境の整備	(1) 高齢者福祉の充実及び社会参加促進 (2) 障がい者の自立した生活の支援 (3) 困難な状況におかれているすべての人が尊重される社会の実現に向けた環境づくりの推進 (4) 社会全体での子育て支援
		3 生涯学習の推進	(1) 多様な選択を可能にする学習機会の充実 (2) 生涯学習関連施設の充実及び情報の提供
4 生涯にわたる男女の健康支援		(1) 妊娠・出産・育児期における女性と子どもの健康支援 (2) 男女平等の視点に立った性教育の促進 (3) 成人期・高齢期における健康づくり支援 (4) 保健・医療体制の充実	

【参考資料】

日本の「人間開発指数」「ジェンダー不平等指数」「ジェンダー・ギャップ指数」

人間開発指数 (HDI)

17位/188か国

ジェンダー不平等指数 (GII)

21位/159か国

ジェンダー・ギャップ指数 (GGI)

111位/144か国

2015年

順位	国名	HDI 値
1	ノルウェー	0.949
2	オーストラリア	0.939
2	スイス	0.939
4	ドイツ	0.926
5	デンマーク	0.925
5	シンガポール	0.925
7	オランダ	0.924
8	アイルランド	0.923
9	アイスランド	0.921
10	カナダ	0.920
10	アメリカ	0.920
14	スウェーデン	0.913
16	イギリス	0.909
17	日本	0.903
18	韓国	0.901
21	フランス	0.897
23	フィンランド	0.895

2015年

順位	国名	GII 値
1	スイス	0.040
2	デンマーク	0.041
3	オランダ	0.044
4	スウェーデン	0.048
5	アイスランド	0.051
6	ノルウェー	0.053
6	スロベニア	0.053
8	フィンランド	0.056
9	ドイツ	0.066
10	韓国	0.067
18	カナダ	0.098
19	フランス	0.102
21	日本	0.116
26	アイルランド	0.127
28	イギリス	0.131
34	ニュージーランド	0.158
43	アメリカ	0.203

2016年

順位	国名	GGI 値
1	アイスランド	0.874
2	フィンランド	0.845
3	ノルウェー	0.842
4	スウェーデン	0.815
5	ルワンダ	0.800
6	アイルランド	0.797
7	フィリピン	0.786
8	スロベニア	0.786
9	ニュージーランド	0.781
10	ニカラグア	0.780
11	スイス	0.776
13	ドイツ	0.766
17	フランス	0.755
20	イギリス	0.752
45	アメリカ	0.722
111	日本	0.660
116	韓国	0.649

「長寿で健康な生活」、「知識」及び「人間らしい生活水準」という人間開発の3つの側面を測るもの。指数を算出する際には「出生時の平均余命」「平均就学年数」「予想就学年数」「1人あたり国民総所得 (GNI)」のデータを用いている。1に近いほど、個人の基本的選択肢が広い、つまり人間開発が進んでいることになる。

保健分野、エンパワーメント、労働市場の3つの側面から構成されており、国家の人間開発の達成が男女の不平等によってどの程度妨げられているかを明らかにするもの。順位が高いほど人間開発が阻害される要因が少ないとしている。保健分野 (妊産婦死亡率など) 等日本が優れた分野が含まれている結果の順位と考えられる。

経済分野、教育分野、政治分野及び保健分野の各データをウェイト付けして総合値を算出。その分野ごと総合値を単純平均してジェンダー・ギャップ指数を算出。0が完全不平等、1が完全平等を意味しており、政治分野における女性の割合や女性管理職の割合の低さ等が日本の順位に反映されているものと考えられる。

(備考) 国連開発計画 (UNDP) 「人間開発報告書 2016」及び世界経済フォーラム「グローバル・ジェンダー・ギャップ報告書 2017」より作成

第 2 章



プランの内容

基本目標 I 男女の人権の尊重

基本方向1. 男女の人権についての認識浸透

男女平等参画社会の形成のためには、社会制度や慣行が、実質的に男女にどのような影響を与えるのか常に検討されなければなりません。そして、人々の意識の中に形成された性別に基づく固定的な役割分担意識、性差に関する偏見の解消や人権尊重を基盤とした男女平等観の形成などを促すことが重要なことから、人権尊重の理念に対する理解を深めるとともに、自らに保障された法律上の権利や、権利の侵害を受けた場合の対応等について正確な知識が得られるよう、情報の収集・提供に努めるとともに広報・啓発を進めます。

また、メディア業界が自主的に行っている女性の人権を尊重した表現の推進のための取組を継続、拡大するよう働きかけるとともに、女性や子どもの人権を侵害するような違法・有害な情報への対策充実を図ることも重要になります。特に、インターネット上の情報の取扱いについては若年層を含め広く啓発の必要があります。

今後一層、関係機関との連携を深めつつ、男女の人権尊重への理解促進に向け、意識改革を重点に置いた施策の充実に努めます。

（釧路市男女平等参画推進条例）

第3条(1) 男女の個人としての尊厳を重んじ、男女の性別による差別をなくし、男女が個人として能力を発揮する機会を確保すること。

第3条(2) 性別による固定的な役割分担にとらわれず、男女が様々な活動を選択できるよう、社会における制度及び慣行のあり方を、男女の活動の選択に対してできる限り中立なものとするように配慮すること。

第9条 何人も、公衆に表示する情報において、差別的取扱い若しくは暴力行為等を助長し、又は連想させる表現その他の男女平等参画の推進を阻害するような表現を行わないよう努めなければならない。

第11条 市は、男女平等参画の推進に関する施策の策定及び実施に必要な調査及び研究を行うものとする。

第14条 市は、男女平等参画の基本理念に対する理解が深まるよう、社会のあらゆる分野において広報、啓発活動その他適切な措置を講ずるものとする。

【施策の方向と取組の概要】

（1）多様な機会を通しての広報・啓発

- ① 「男女共同参画週間」などさまざまな機会を通しての男女平等意識の浸透
- ② 各種講座、講演会の開催
- ③ 広報紙・ホームページ等の活用

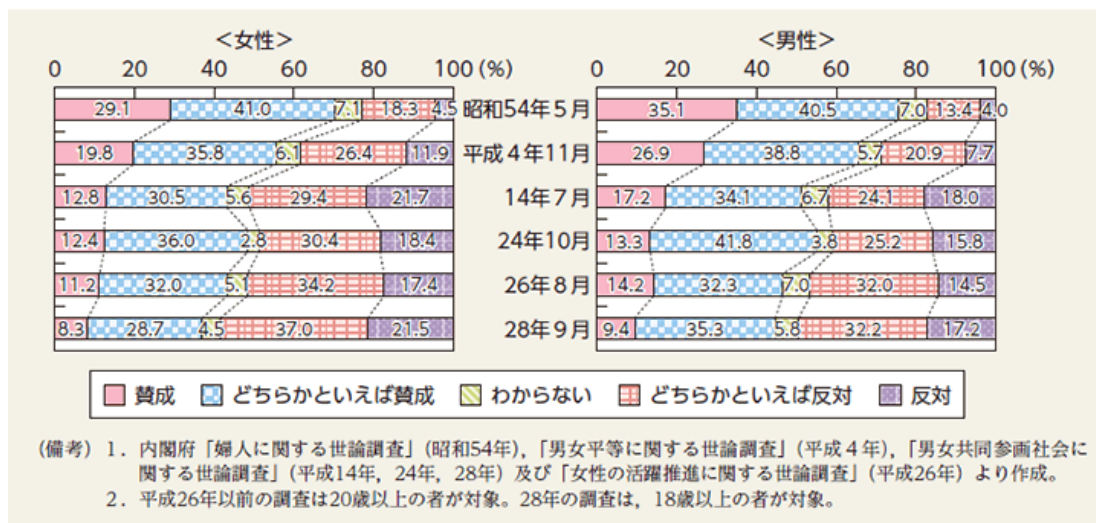
（2）調査活動及び情報の収集・提供

- ① 国内法等、女性に関する情報の収集・提供
- ② 関連団体との連携を通して地域への情報提供
- ③ 男女平等に関する調査の実施

(3) メディアにおける男女の人権への配慮

- ① 女性の人権尊重、固定的性別役割分担にとらわれない表現の推進
- ② 公的広報等における性差別につながらない表現の推進

【資料】「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考え方に関する意識の変化



(内閣府：平成29年版 男女共同参画白書より)

基本方向2. 男女平等の視点に基づく教育・学習の推進

男女が共に自立して個性と能力を発揮し、社会形成に参画する必要があり、その基礎となるのが家庭、学校、地域社会で行われる教育や学習です。男女とも一人ひとりが思いやりと自立の意識を育み、個人の尊厳と男女平等の理念を推進する教育・学習の一層の充実を図ることが必要です。

子どもの頃から男女平等参画の視点に立った総合的な*キャリア教育の推進が必要であり、男女を問わず生活を営むために必要となる知識や能力を身につけることなどの重要性について、理解の促進を図っていかねばなりません。

また、教育全体を通し男女平等参画意識の浸透や相互理解を深めることが重要であり、教育に携わる者が男女平等参画の理念を理解し推進することができるよう、研修等の取組を促進させ、意識啓発を図ります。

家庭や学校、地域社会などあらゆる分野において、男女平等の視点に立ち、個人の多様な価値観などに応じた、男女平等参画意識を育てるための教育や学習機会の提供を進めます。

(釧路市男女平等参画推進条例)

第3条(1) 男女の個人としての尊厳を重んじ、男女の性別による差別をなくし、男女が個人として能力を発揮する機会を確保すること。

第12条 市は、市民等の男女平等参画の推進についての理解を促進するため、学校教育、社会教育、家庭教育、地域教育等のあらゆる教育の分野において必要な措置を講ずるものとする。

【施策の方向と取組の概要】

(1) 学校における男女平等を進める教育・学習の推進

- ① 学校での発達段階に応じた男女の人権尊重と男女平等を学ぶ教育推進
- ② 学校での児童・生徒の活動を通し、男女が互いに尊重し、性差(*ジェンダー)を理解する学習の促進
- ③ 学校教育に携わる教職員や関係者に対して、さまざまな機会を活用し、男女平等参画に対する正確な理解と意識啓発の促進

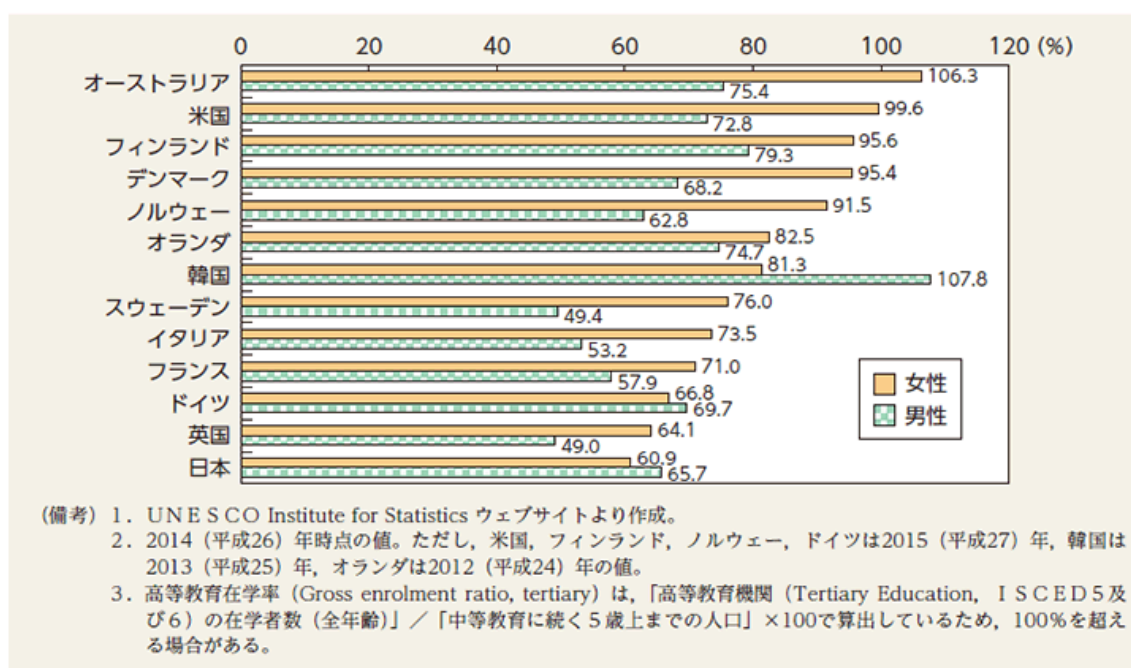
(2) 家庭・地域における男女平等に関する教育・学習の推進

- ① 子どもの持つ平等観や性別役割分担意識は、家庭の教育観や生活習慣等が強く反映することを認識し、家庭教育に関する学習機会や情報提供
- ② 子どもに接するさまざまな関係者、保護者等への学習機会の提供及び意識啓発

*キャリア教育	一人ひとりの社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して、キャリア発達（社会の中で自分の役割を果たしながら、自分らしい生き方を実現していく過程）を促す教育
---------	---

*ジェンダー	女らしさ、男らしさ、といった社会的・文化的側面からみた性差のこと。これに対し、生物学的な性差をセックス（SEX）といいます。ジェンダーは、男と女という性別の違いから生じるのではなく、社会が求める「らしさ」の教育やしつけによって後天的に形成されます。これらは、男女間の不平等、性差別、固定化した役割分担など男性優位である社会のしくみに反映されているといわれています。
--------	--

【資料】高等教育在学率の国際比較



(内閣府：平成 29 年版 男女共同参画白書より)

基本方向3. 女性に対する暴力の根絶

女性に対する暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、いかなる場合にも許されるものではありません。その予防と被害からの回復のための取組を推進し、暴力の根絶を図ることは男女平等参画社会を形成していく上で克服すべき重要な課題です。

しかし、*配偶者等からの暴力（DV）や、デートDV、性暴力、*セクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為などの被害は引き続き深刻な社会問題となっているほか、SNSなどインターネット上の新たなコミュニケーションツールの広がりに伴い、これを利用した交際相手からの暴力、性犯罪、売買春等暴力は一層多様化しており、そうした新たな形の暴力に対して迅速かつ的確に対応していく必要があります。

こうした状況を踏まえて、女性に対する暴力を根絶するため、暴力を生まないための予防教育をはじめとした暴力を容認しない社会環境の整備等、基盤づくりの強化に努めるとともに、被害者が相談しやすい体制づくりを行い、関係機関や団体との連携を強化するなか、被害者の心身の回復等効果的な被害者支援を進めます。

（釧路市男女平等参画推進条例）

第3条(7) 男女が、自らの性を大切にしながら互いの人格を尊重しあうことができるよう、あらゆる形態の暴力を根絶すること。

第8条 何人も、社会のあらゆる分野において、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 性別を理由とする差別的な取扱い
- (2) ドメスティック・バイオレンス
- (3) セクシュアル・ハラスメント
- (4) その他性別に起因すると認められる暴力行為等

第9条 何人も、公衆に表示する情報において、差別的取扱い若しくは暴力行為等を助長し、又は連想させる表現その他の男女平等参画の推進を阻害するような表現を行わないよう努めなければならない。

<p>*配偶者等からの暴力 (DV)</p>	<p>配偶者暴力防止法では、配偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。）又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、そのものが離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあつては、当該配偶者であつた者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものと定義している。なお、生活の本拠を共にする交際相手からの暴力及びその被害についても準用することになる。</p>
----------------------------	---

<p>*セクシュアル・ハラスメント</p>	<p>「性的嫌がらせ」という意味で、一般的には「セクハラ」と略して使われる。男性が女性に対して行う場合がほとんどだが、女性から男性へ、同性間でも行われる場合がある。セクシュアル・ハラスメントの概念は、「相手方の意に反した、性的な性質の言動を行い、それに対する反応によっては仕事をする上で一定の不利益を与えたり、またはそれを繰り返すことによって就業環境を著しく悪化させること」と説明されている。</p>
-----------------------	--

【施策の方向と取組の概要】

(1) 女性に対する暴力を許さない社会の意識醸成

- ① 幅広い関係機関や関係者による連携体制の整備
- ② 「女性への暴力をなくす運動」キャンペーンを実施するなど、女性に対するあらゆる暴力を許さない社会の意識醸成への啓発活動推進

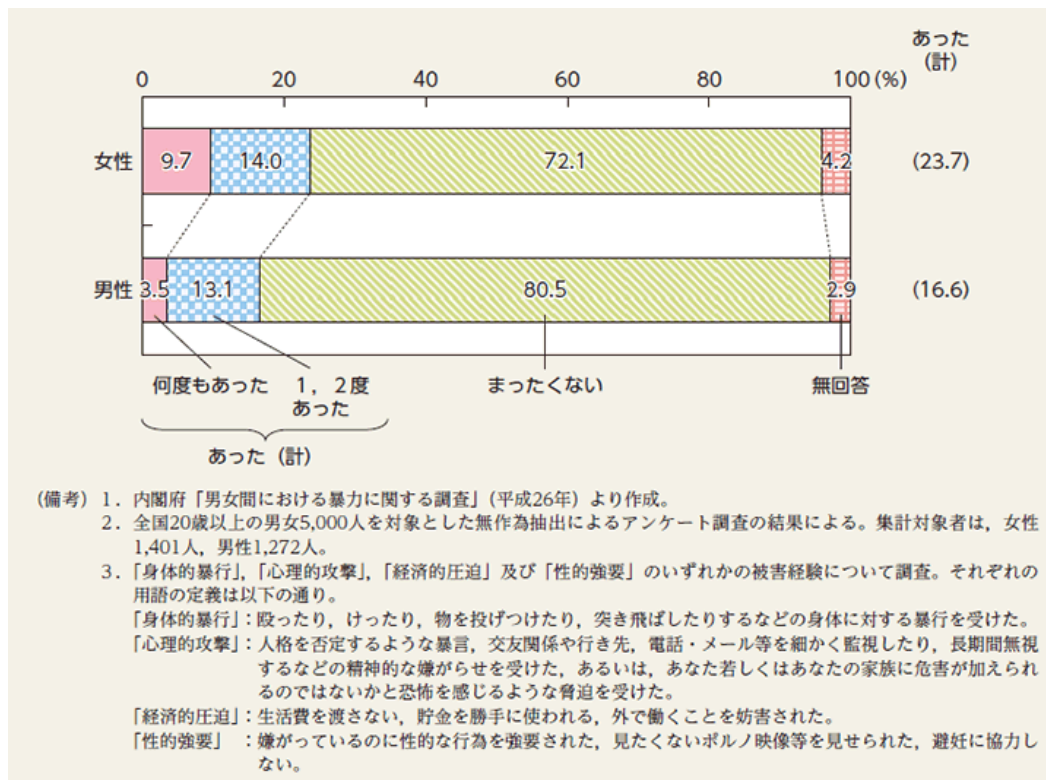
(2) 女性への暴力防止と被害女性への支援

- ① 相談・保護・自立支援等の総合的支援を目指し、関係機関の連携強化
- ② 被害者の相談や緊急一時保護（シェルター等）などに対応するための相談担当者の研修充実

(3) セクシュアル・ハラスメント防止対策の推進

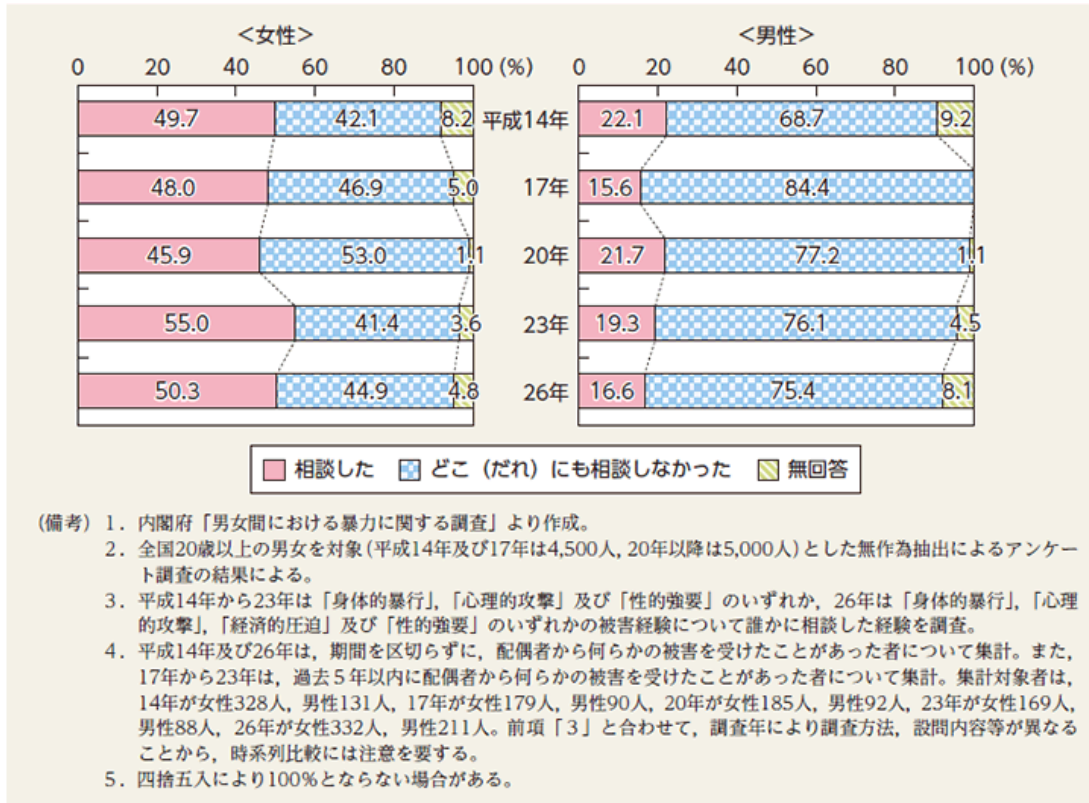
- ① 雇用・教育等の場におけるセクシュアル・ハラスメントの防止対策の啓発活動推進
- ② セクシュアル・ハラスメントに対する認識と理解への啓発

【資料】配偶者からの被害経験



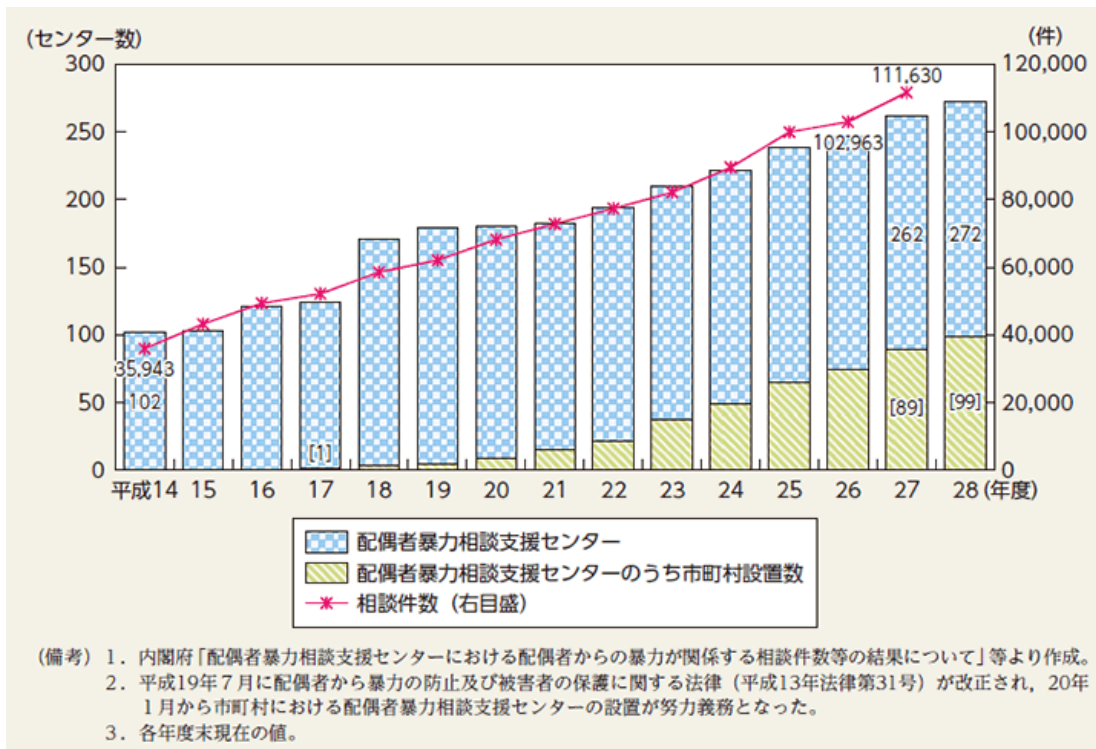
目標 I 男女の人権の尊重

【資料】配偶者からの被害経験のある者のうち誰かに相談した者の割合の推移



(内閣府：平成29年版 男女共同参画白書より)

【資料】配偶者暴力相談支援センター数及び相談件数の推移



(内閣府：平成29年版 男女共同参画白書より)

基本目標 II 男女が共に働くための環境づくり

基本方向1. 就労の場における機会均等の推進

就業は生活の経済的基盤であり、働くことは自己実現につながるものです。また、性別に関わりなく個性と能力を十分に発揮できる社会づくりは、*ダイバーシティの推進につながり、経済社会の持続可能な発展や企業の活性化の観点からも重要な意義を持ちます。しかしながら、*M字カーブ問題は、まだ解決されておらず、子育てや介護等を理由に就業を希望しながら求職していない女性は多く、非常に大きな損失となっています。

さらに、*ポジティブ・アクション（積極的改善措置）の推進等による職場における男女間格差の是正や女性の能力発揮を促進するための支援も必要となります。

また、パートタイム労働等の非正規雇用は、多様なニーズに応えるという積極的な意義もある一方、男性に比べ女性の方が非正規雇用の割合が高いことが女性の貧困や男女間の格差の一因になっているとの指摘もあるため、非正規雇用労働者の処遇改善に向けた一層の取組が必要となります。

以上を踏まえて、国や北海道、企業と連携し、関係法令や制度について情報提供し周知徹底に努めるとともに、相談体制の充実を図るなど就業環境の整備を進めていきます。

（釧路市男女平等参画推進条例）

第3条(8) 働く男女が、性別による不利益な取扱いを受けることなく、安心して働き、生活できるようにすること。

第8条 何人も、社会のあらゆる分野において、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 性別を理由とする差別的な取扱い

第18条 市は、市における人事管理及び組織運営において、基本理念にのっとり、男女が性別にとらわれることなくそれぞれの能力を発揮することができるよう必要な措置を講ずるとともに、市が出資する団体においても同様の措置が講じられるよう努めるものとする。

*ダイバーシティ

「多様性」のこと。性別や国籍、年齢などに関わりなく、多様な個性が力を発揮し、共存できる社会のことをダイバーシティ社会という。

*M字カーブ問題

M字カーブとは、日本の女性の労働力率を年齢階級別にグラフ化したとき、30歳代を谷とし、20歳代後半と40歳代後半が山になるアルファベットのMのような形になることをいう。これは、結婚や出産を機に労働市場から退出する女性が多く、子育てが一段落すると再び労働市場に参入するという特徴があるためである。なお、国際的にみると、アメリカやスウェーデン等の欧米先進諸国では、子育て期における就業率の低下はみられない。

*ポジティブ・アクション
ン（積極的改善措置）

一般的には、社会的・構造的な差別によって不利益を被っている者に対して、一定の範囲で特別の機会を提供することなどにより、実質的な機会均等を実現することを目的として講じる暫定的な措置のことをいう。

【施策の方向と取組の概要】

(1) 男女の均等な機会と待遇の確保、結果の平等確保に向けた啓発等

- ① 事業主及び労働者等へ雇用機会均等法などの周知と啓発活動の推進
- ② 企業における女性の職域拡大や管理職登用等、男女間格差是正の推進
- ③ 女性の雇用継続の促進

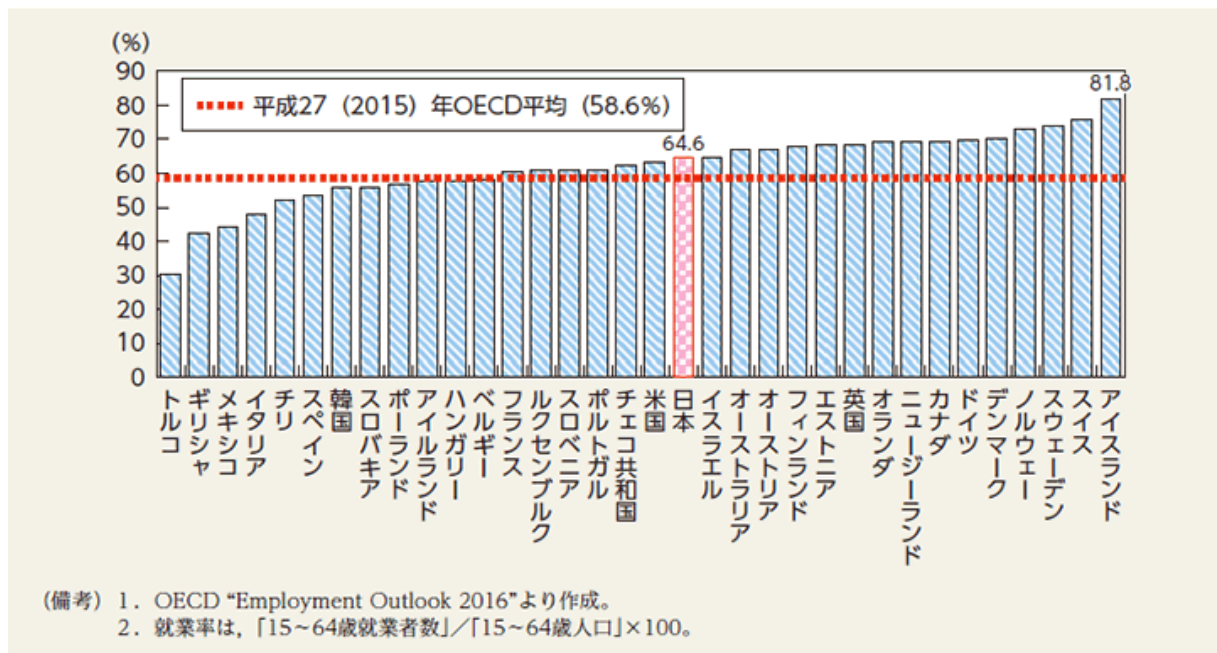
(2) 就労者等への支援・相談支援体制の充実

- ① 非正規雇用労働者等に関する雇用の相談・支援
- ② 非正規雇用労働者等に関する労働法の周知や関連する情報の提供

(3) 職場における男女平等意識の推進

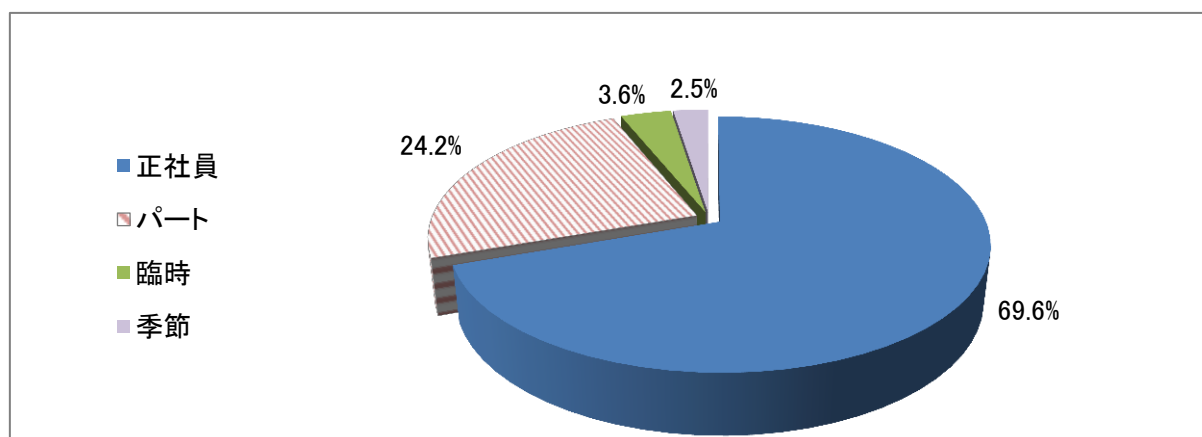
- ① 職場における固定的な性別役割分担意識の是正
- ② 男女が対等なパートナーとして働く職場環境づくり

【資料】OECD諸国の女性（15～64歳）の就業率（平成27年）



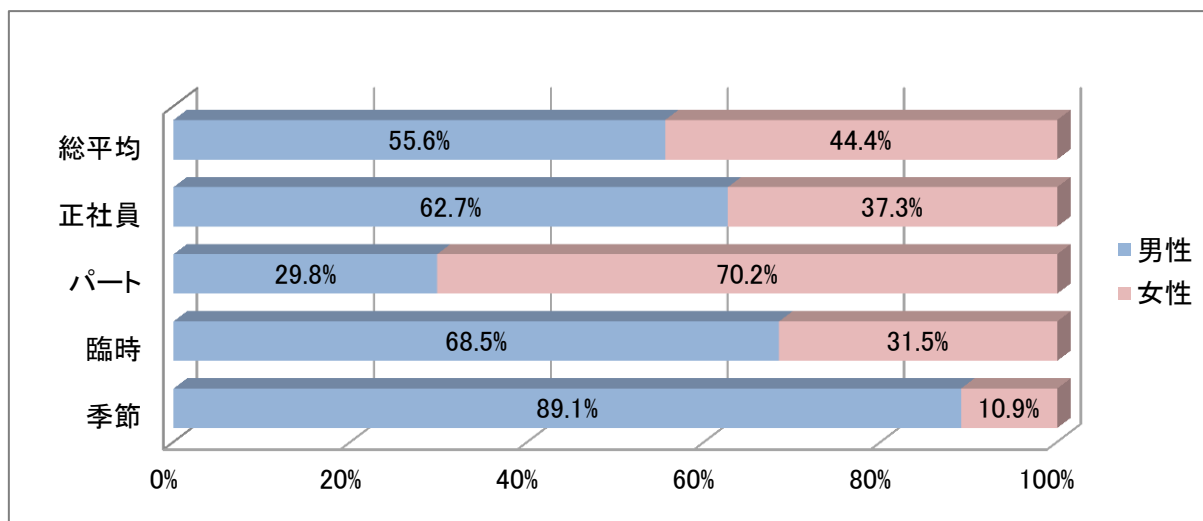
（内閣府：平成29年版 男女共同参画白書より）

【資料】雇用形態別従業員構成



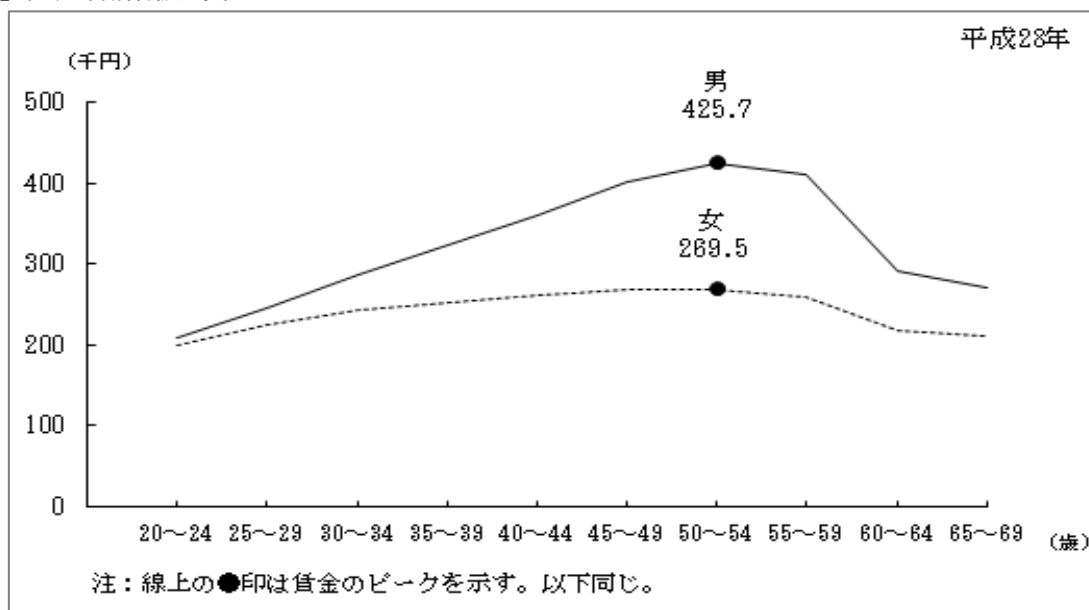
(釧路市：平成28年度 労働基本調査報告書より)

【資料】雇用形態別・男女別従業員構成



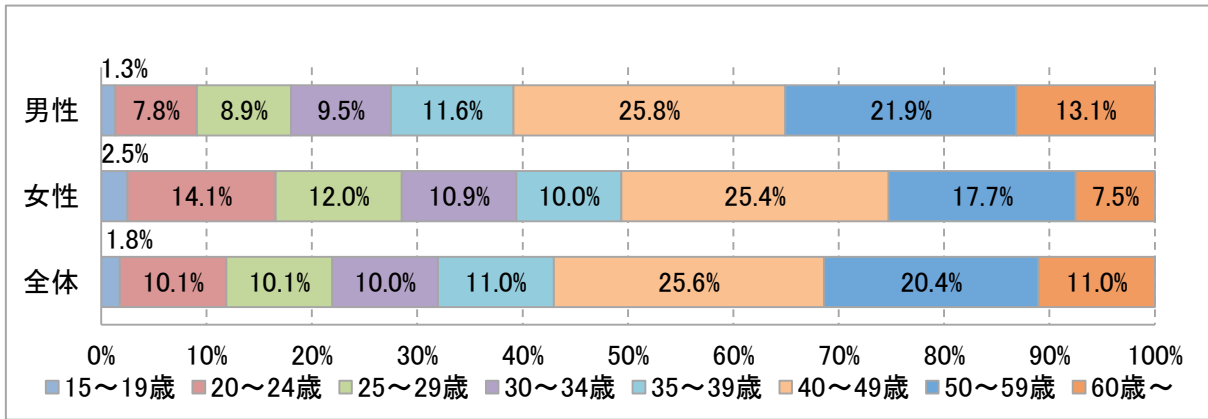
(釧路市：平成28年度 労働基本調査報告書より)

【資料】性、年齢階級別賃金



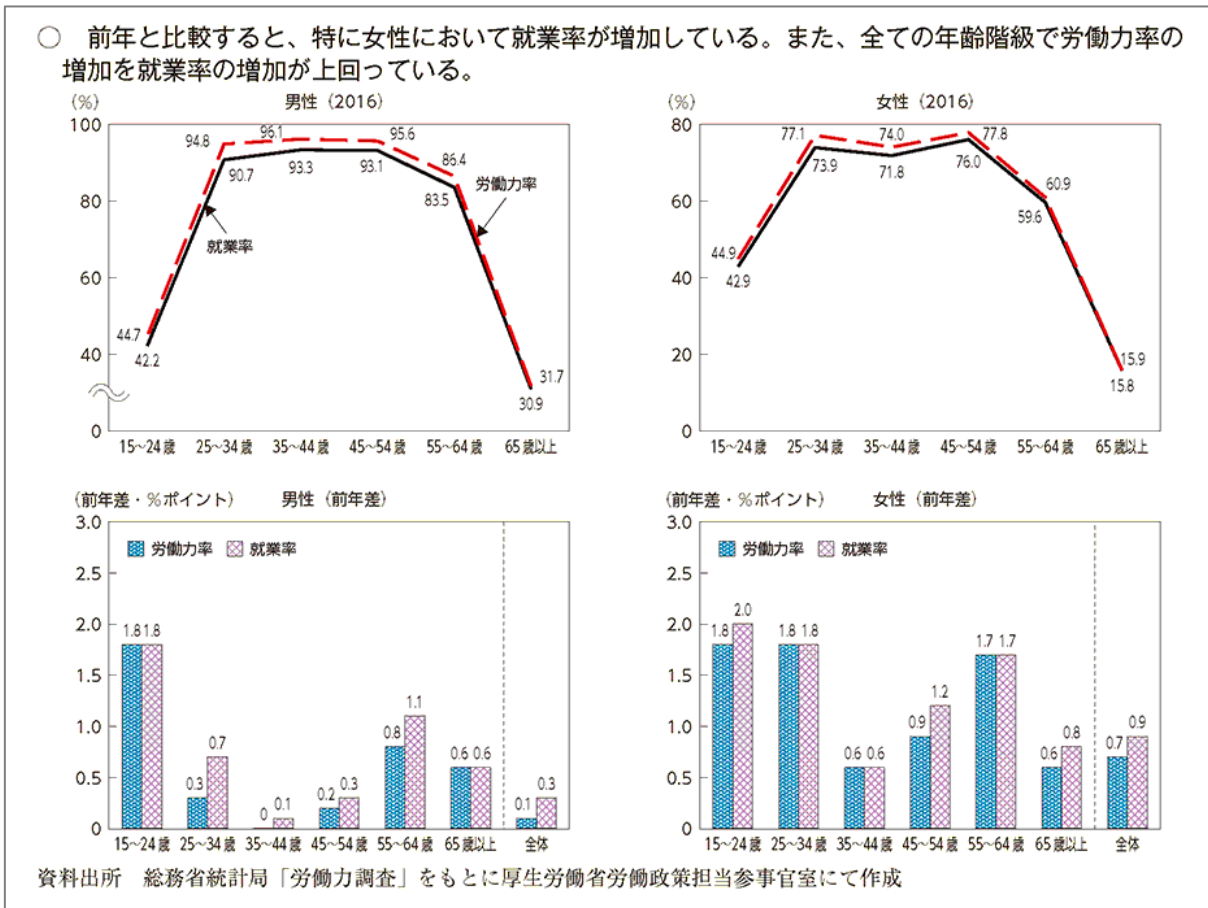
(厚生労働省：平成28年版 賃金構造基本統計調査より)

【資料】年齢別従業員構成（正社員）



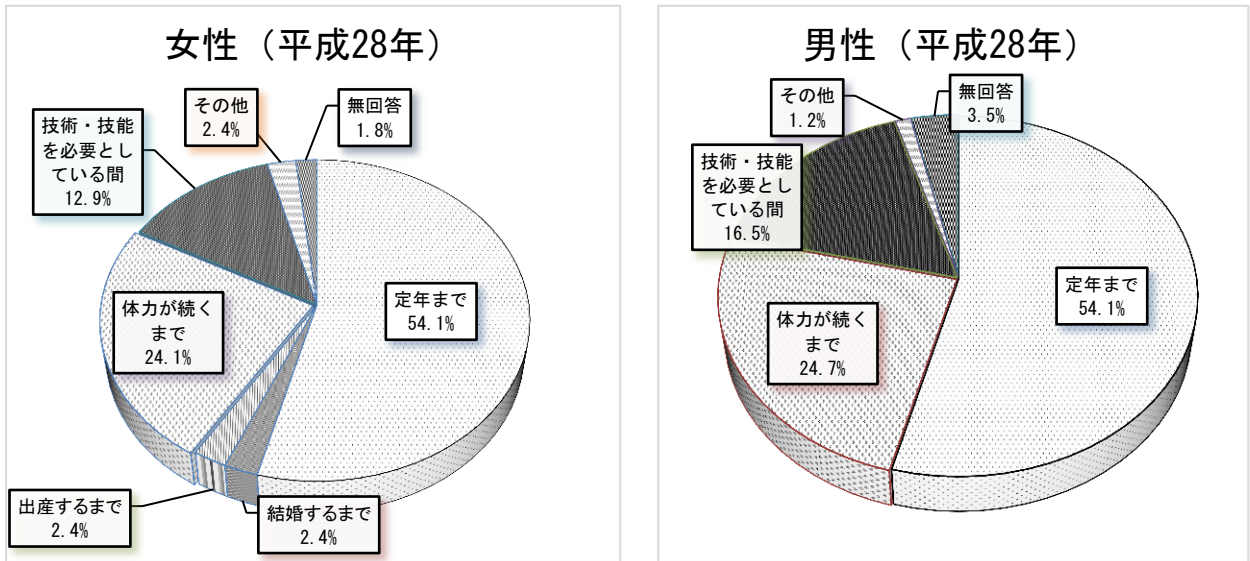
（釧路市：平成28年度 労働基本調査報告書より）

【資料】年齢階級別にみた労働力・就業率



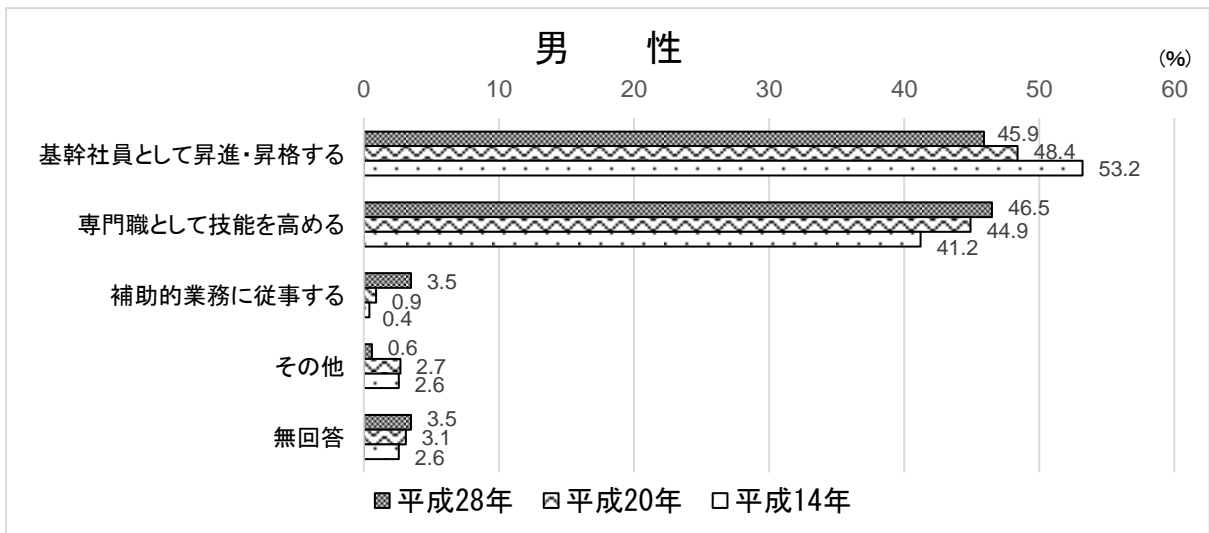
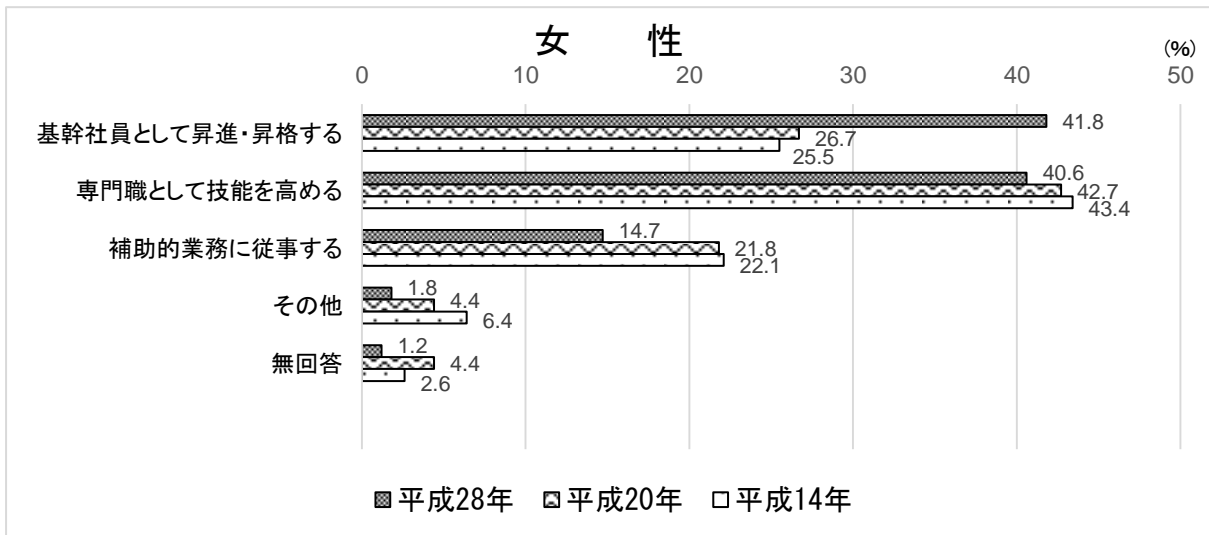
（厚生労働省：平成29年版 労働経済の分析より）

【資料】貴社では、従業員にいつまで働き続けてほしいと思いますか。



（平成 28 年度 釧路市男女平等参画に関する企業の意識調査より）

【資料】貴社では、従業員にどのように働くことを期待していますか。



（平成 28 年度 釧路市男女平等参画に関する企業の意識調査より）

基本方向2. 男女の仕事と家庭の両立

働く女性が増加し、M字カーブの谷は浅くなってきているものの、結婚、出産、育児、介護などにより離職する女性も多い状況です。働きたい女性が仕事と子育て・介護等の二者択一を迫られることなく働き続け、その能力を十分に発揮することができるよう、長時間労働の削減や効率的な働き方の推進等による「*仕事と家庭の調和(ワーク・ライフ・バランス)」及びライフイベントに対応した多様で柔軟な働き方の実現を図っていかねばなりません。

企業がワーク・ライフ・バランスを推進することができるよう、効率的な働き方や妊娠・出産・育児期における職場での配慮のあり方、年次有給休暇の取得促進等に関して、好事例を紹介するなど情報提供に努めます。

併せて、パートナーである男性の子育て・介護等への参画を推進し、育児・介護休業の利用促進に繋げていきます。

(釧路市男女平等参画推進条例)

第3条(4) 男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子育て、介護等の家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、自らの意思によって仕事、学習、地域活動等ができるようにすること。

第3条(8) 働く男女が、性別による不利益な取扱いを受けることなく、安心して働き、生活できるようにすること。

第6条の1 事業者等は、基本理念にのっとり、その事業活動において、男女平等参画を積極的に推進するとともに、当該事業活動と家庭生活を含むその他の活動を両立して行うことができる事業環境を整備するよう努めなければならない。

【施策の方向と取組の概要】

(1) 育児・介護休業制度等の定着促進

- ① 働き方の見直しを進め、男性の育児・介護休暇の取得促進
- ② 男性の家事・育児・介護への参画についての社会的気運の醸成促進
- ③ 育児・介護休業法など各種休暇制度等の周知・啓発

(2) 女性の就業機会の拡大と再就職支援

- ① 女性の職域拡大や職業能力の向上のために必要な情報の提供
- ② 女性の再就職を支援するための研修等の情報提供

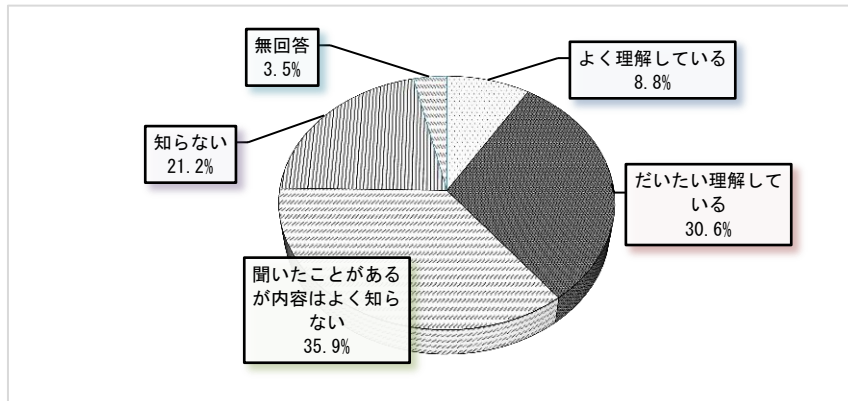
(3) 男女が共に責任を担う家庭生活の実現

- ① 男性の家事・育児・介護への参画促進に向けた各種啓発
- ② 男女平等観に基づく子育てなど家庭教育に関する学習機会や情報の提供
- ③ ワーク・ライフ・バランス意識の啓発
- ④ 家事・子育て支援の促進

*仕事と家庭の調和
(ワーク・ライフ・バランス)

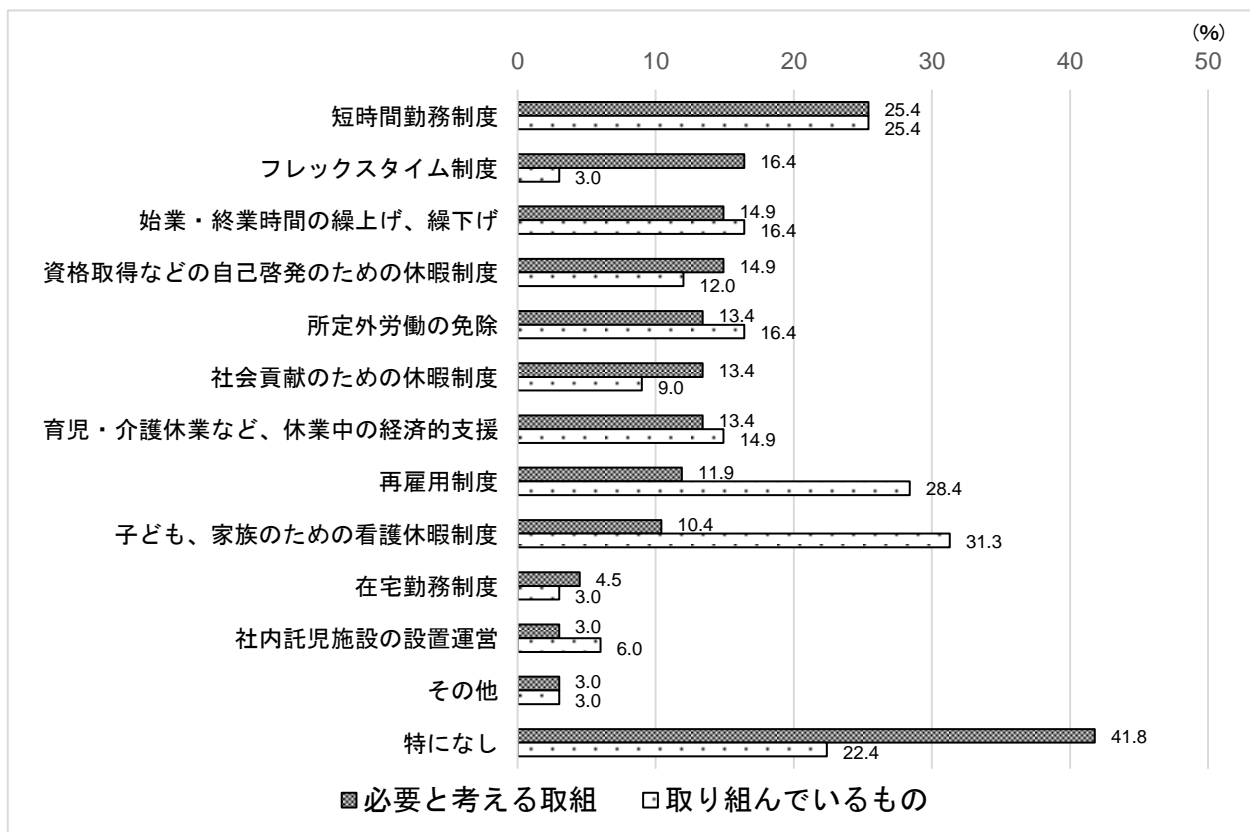
「仕事と私生活の両立」を意味する。やりがいのある仕事と充実した私生活を両立させながら個人の能力を最大限に発揮できるように支援する考え方や施策のこと。
仕事優先から仕事と生活のバランスがとれる働き方や生き方への展開が急速に求められるようになってきている。

【資料】ワーク・ライフ・バランスを知っていますか。



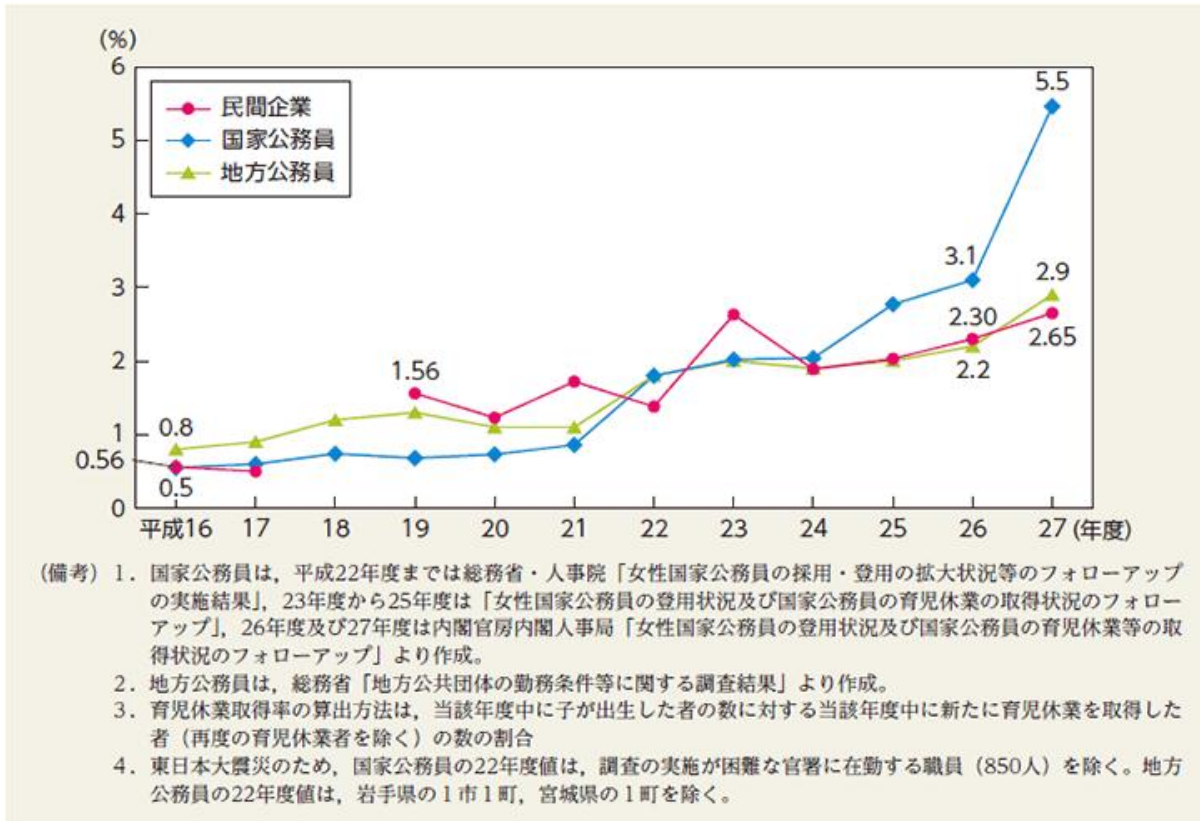
(平成28年度 釧路市男女平等参画に関する企業の意識調査より)

【資料】ワーク・ライフ・バランスを推進するために、必要と考える取組や実際に取り組んでいることはありますか。



(平成28年度 釧路市男女平等参画に関する企業の意識調査より)

【資料】 男性の育児休業取得率の推移



(内閣府：平成29年版 男女共同参画白書より)

【資料】 貴社では、平成27年度に育児休業を取得（利用）した従業員はいましたか。いる場合はその総数を、また、その内訳についても期間ごとに人数を記入してください。

育児休業を利用した人数

単位：人

	28年					20年
	3か月未満	3か月以上 6か月未満	6か月以上 1年未満	1年以上	計	計
女性	8	6	40	24	78	15
男性	0	0	0	0	0	0

復帰後の配置は同じでしたか。

単位：人

	28年			20年		
	現職に復帰	以前と 変わった	計	現職に復帰	以前と 変わった	計
女性	66	12	78	10	2	12
男性	0	0	0	0	0	0

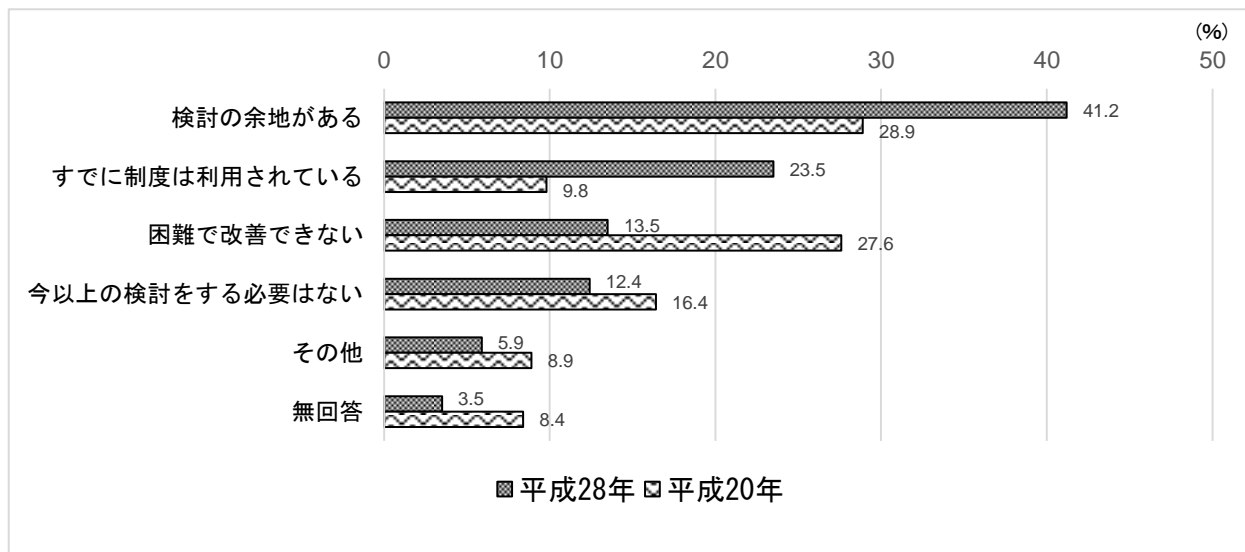
復帰後の配置の変更はどのように決めましたか。

単位：人

	28年	20年
本人の希望を配慮して会社が決定	1	1
会社の都合により決定	9	1
その他	2	0

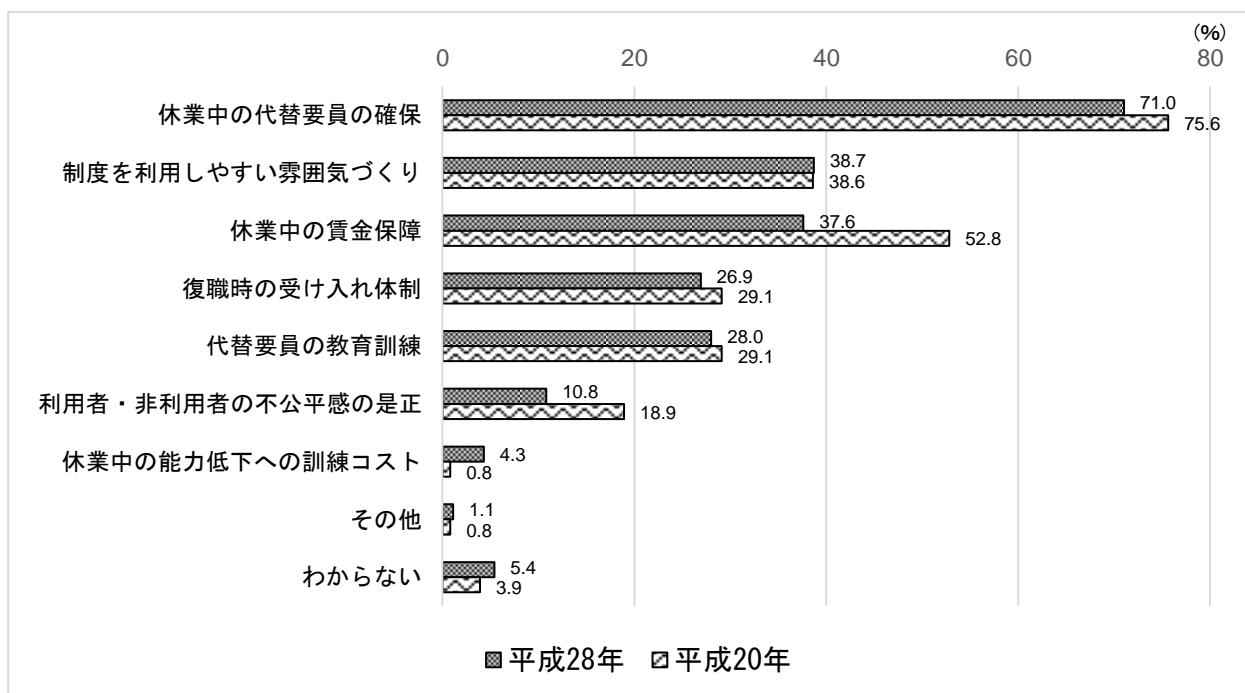
(平成28年度 釧路市男女平等参画に関する企業の意識調査より)

【資料】 貴社では、育児休業法を推進していくことについて、どのようにお考えですか。



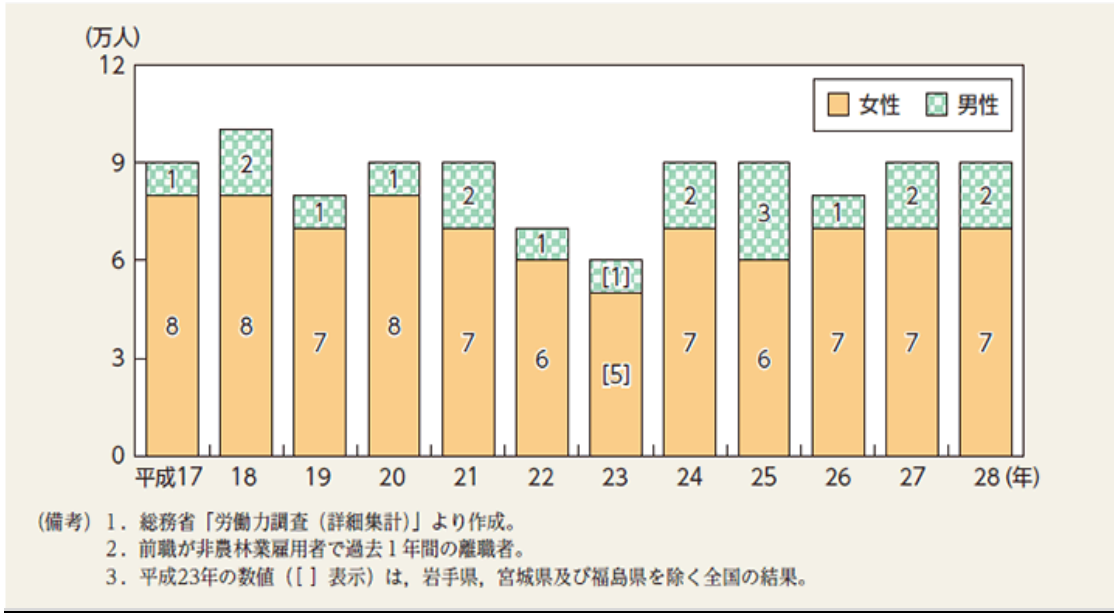
(平成 28 年度 釧路市男女平等参画に関する企業の意識調査より)

【資料】 今後、育児休業法の利用推進をするために、特に大切だと思われるものは何ですか。(複数回答3つまで)



(平成 28 年度 釧路市男女平等参画に関する企業の意識調査より)

【資料】介護・看護を理由とした離職者数の推移(男女別)



(内閣府：平成29年版 男女共同参画白書より)

【資料】貴社では、平成27年度に介護休業を取得(利用)した従業員はいましたか。いる場合はその総数を、また、その内訳についても期間ごとに人数を記入してください。

介護休業を利用した人数

単位：人

	28年					20年
	1か月未満	1か月以上 2か月未満	2か月以上 3か月未満	3か月以上	計	計
女性	10	1	2	2	15	0
男性	6	0	0	0	6	0

復帰後の配置が同じでしたか。

単位：人

	28年			20年		
	現職に復帰	以前と 変わった	計	現職に復帰	以前と 変わった	計
女性	15	0	15	0	0	0
男性	3	3	6	0	0	0

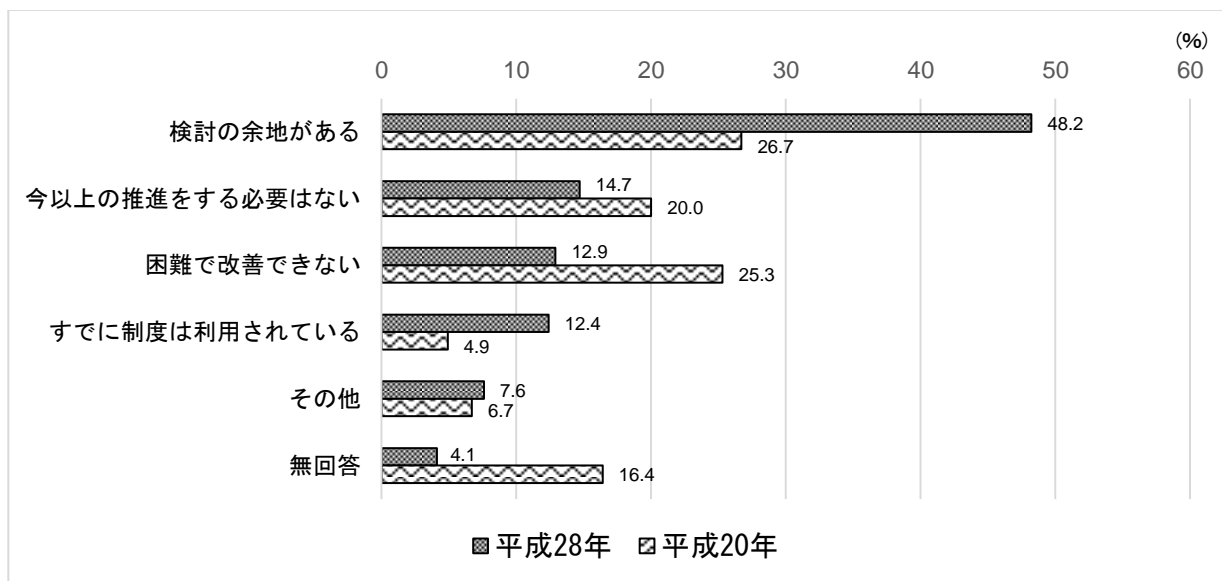
復帰後の配置の変更はどのように決めましたか。

単位：人

	28年	20年
本人の希望を配慮して会社が決定	2	0
会社の都合により決定	0	0
その他	1	0

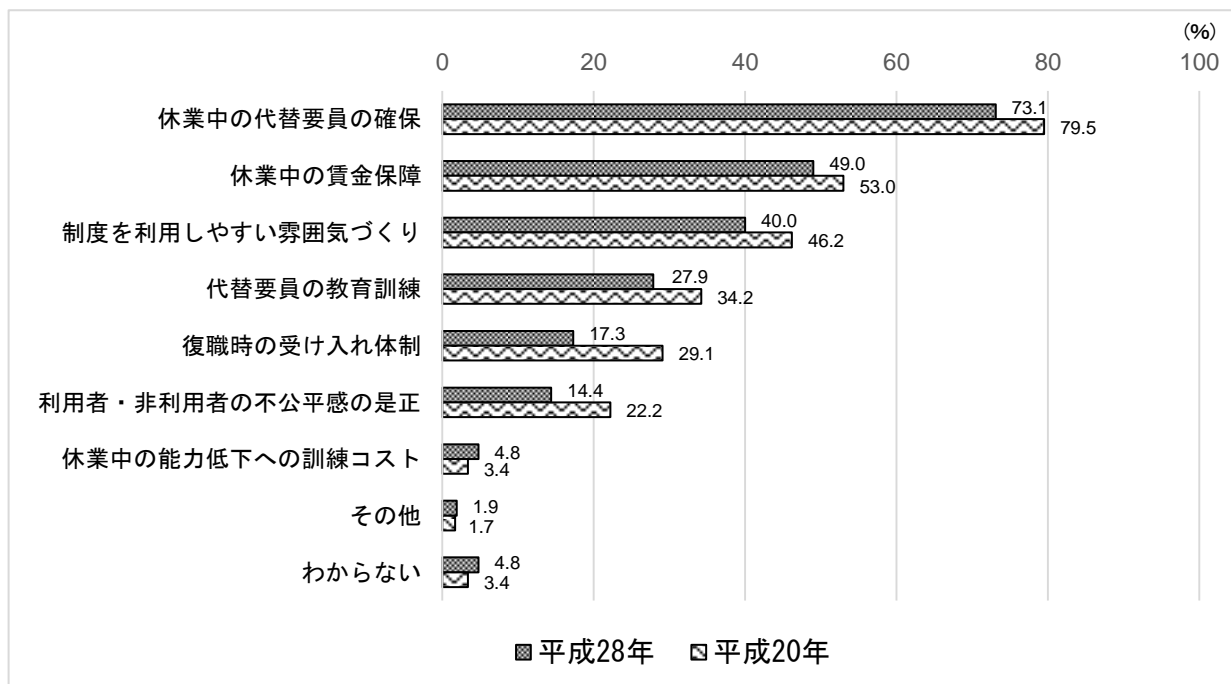
(平成28年度 釧路市男女平等参画に関する企業の意識調査より)

【資料】 貴社では、介護休業法を推進していくことについて、どのようにお考えですか。



(平成 28 年度 釧路市男女平等参画に関する企業の意識調査より)

【資料】 今後、介護休業法の利用推進をするために、特に大切だと思われるものは何ですか。(複数回答3つまで)



(平成 28 年度 釧路市男女平等参画に関する企業の意識調査より)

基本方向3. 多様な働きかたを可能にする環境整備

多様な生き方、働き方がある中、職業生活においても各人の選択において能力を十分に発揮できることが必要です。

企業においては、個々の選択に応じた職業能力開発機会の確保やキャリア形成に総合的に対応した研修の実施、相談体制の整備も必要となり、行政においては、子育て・介護等との両立が可能な職業訓練や職業の紹介など情報提供等による支援を進めていかなければなりません。

また、近年は、動機や理由はさまざまですが、女性の働き方の選択肢の一つとして起業が定着し始めています。起業を志望する女性向けに、新たなビジネスに挑戦する起業家の育成や経営に関する知識・ノウハウを学ぶ機会の提供等、国や北海道をはじめ関係機関と連携のもと一層の支援に努めます。

農林水産業・商工業などの自営業における家族従業者の実態を踏まえ、女性が家族従業者として果たしている役割が適切に評価され、過重な負担を負うことがないように、働きやすい作業環境の整備や就業支援を進めるとともに、育児・介護等に関わる男女の負担の軽減等を図る必要があります。また、農山漁村の一部でいまだ根絶されていない固定的な性別役割分担の意識等による行動様式を是正し、あらゆる場における意識と行動の変革を促進しなくてはなりません。あわせて、女性が男性の対等なパートナーとして経営等に参画できるようにするため、*家族経営協定の普及や有効な活用を含め、女性の経営上の位置づけの明確化や経済的地位の向上のために必要な取組の推進に努めます。

(釧路市男女平等参画推進条例)

第3条(3) 男女が、社会の対等なパートナーとして、様々な方針の立案及び決定に参画する機会を確保すること。

第3条(8) 働く男女が、性別による不利益な取扱いを受けることなく、安心して働き、生活できるようにすること。

第6条の1 事業者等は、基本理念にのっとり、その事業活動において、男女平等参画を積極的に推進するとともに、当該事業活動と家庭生活を含むその他の活動を両立して行うことができる事業環境を整備するよう努めなければならない。

*家族経営協定

家族経営が中心の日本の農業が、魅力ある職業となり、男女を問わず意欲をもって取り組めるようするためには、経営内において家族一人ひとりの役割と責任が明確となり、それぞれの意欲と能力が十分に発揮できる環境づくりが必要。家族経営協定は、これを実現するために、農業経営を担っている世帯員相互間のルールを文書にして取り決めたものである。

【施策の方向と取組の概要】

（１）男女の職業能力の開発と就業支援

- ① 個々の職業能力を高めるための自己啓発に関する情報提供等の支援
- ② 情報通信機器を活用した働き方への相談・支援

（２）多様な働き方を可能にするための情報提供

- ① 起業を目指す女性への必要な知識や手法、学習機会に関する情報提供
- ② 関係機関との連携等による相談・支援

（３）農業等自営業に従事する女性への支援

- ① 自営業に従事する女性の役割の正当評価と、経営や生活などあらゆる場における男女平等参画の促進
- ② 女性が生産や経営の重要な担い手として、必要な経営管理能力の向上や技術習得等に向けた研修機会や情報提供を促進
- ③ 女性が働きやすく活動しやすい環境整備の推進

基本方向4. 女性の職業生活における活躍の推進(女性活躍推進計画)

就業を希望しているものの育児・介護等を理由に働いていない女性が多く、さらに、雇用形態を見ると、出産・育児等による離職後の再就職に当たって非正規雇用者となることが多くなっています。働くことを望む女性が、その希望に応じた働き方を実現できるよう社会全体として取り組んでいくため、平成28年4月、*「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(女性活躍推進法)が全面施行されました。

また、職場における固定的な性別役割分担意識は、職業生活と家庭生活の両立支援制度の利用に向けた障壁や、セクシャルハラスメント、妊娠・出産・育児休業取得等を理由とする不利益等、さまざまな女性に対するハラスメントの背景にもなりやすいことから、意識を改革するための取組も急務となっています。

市も事業主として女性職員が能力を十分発揮し、活躍できる職場づくりを目指すとともに、市内企業の事業主が取組を円滑かつ効果的に実施できるよう、必要な支援や情報提供に努め、職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境整備等の取組の推進に努めます。

<p>*女性の職業生活における活躍の推進に関する法律 (女性活躍推進法)</p>	<p>近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性はその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍すること(以下「女性の職業生活における活躍」という。)が一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画社会基本法の基本理念にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。</p>
--	--

【施策の方向と取組の概要】

(1) 男女が共に働きやすい環境づくりの推進

- ① 長時間労働慣行の是正
- ② 多様な働き方を選択できる環境整備
- ③ ワーク・ライフ・バランス意識の啓発(再掲)
- ④ 役員・管理職への女性登用
- ⑤ 家事・子育て支援の促進(再掲)

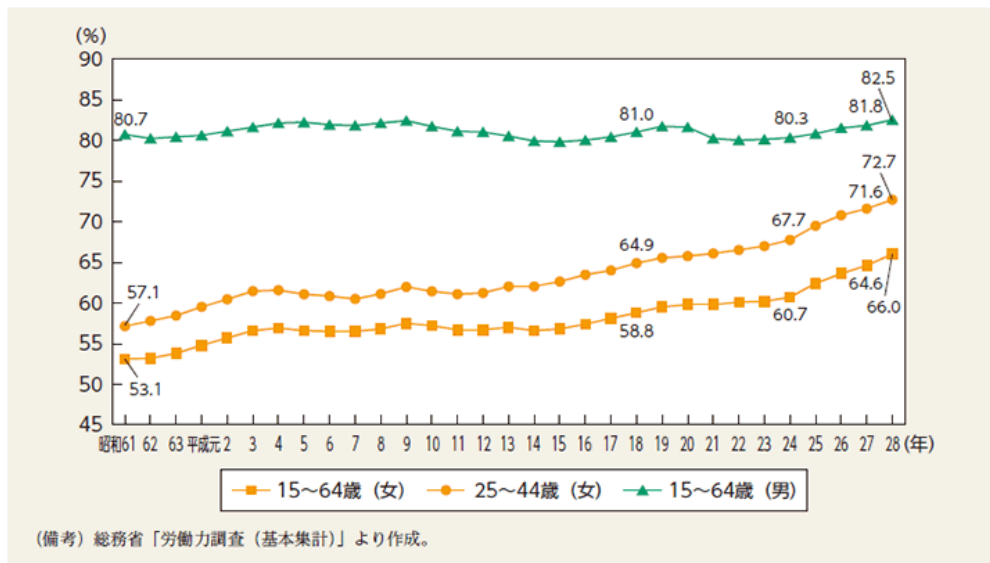
(2) ハラスメントのない職場の実現

- ① 妊娠・出産等による解雇等の防止
- ② 相談体制の充実
- ③ 職場研修等による意識啓発の推進

(3) 女性のライフステージに応じた支援

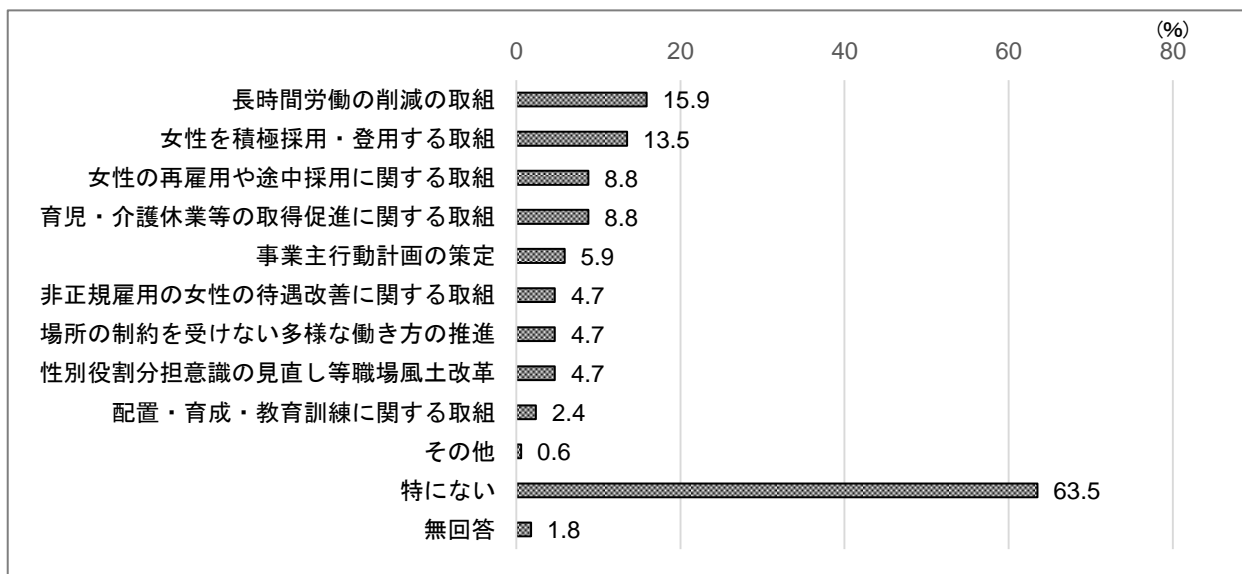
- ① 働きたい女性の就労支援とスキルアップへの支援
- ② 女性の雇用継続の促進（再掲）
- ③ 女性の再就職を支援するための研修等の情報提供（再掲）
- ④ 起業を志望する女性への支援

【資料】 就業率の推移



(内閣府：平成29年版 男女共同参画白書より)

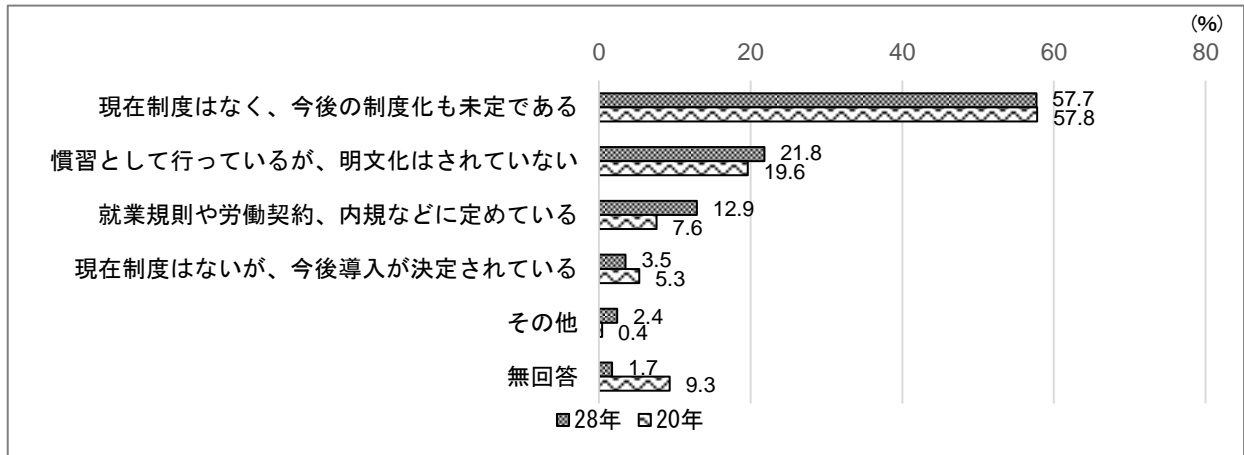
【資料】 女性活躍推進法が平成28年4月1日に施行されましたが、これを受けて貴社ではどのような検討をされましたか。(複数回答)



(平成28年度 釧路市男女平等参画に関する企業の意識調査より)

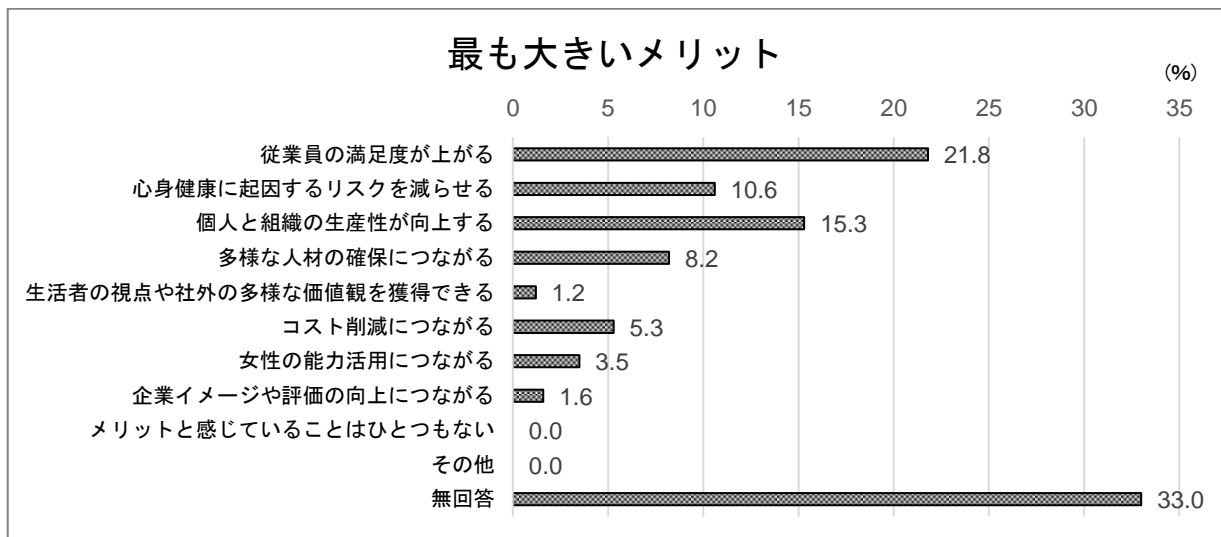
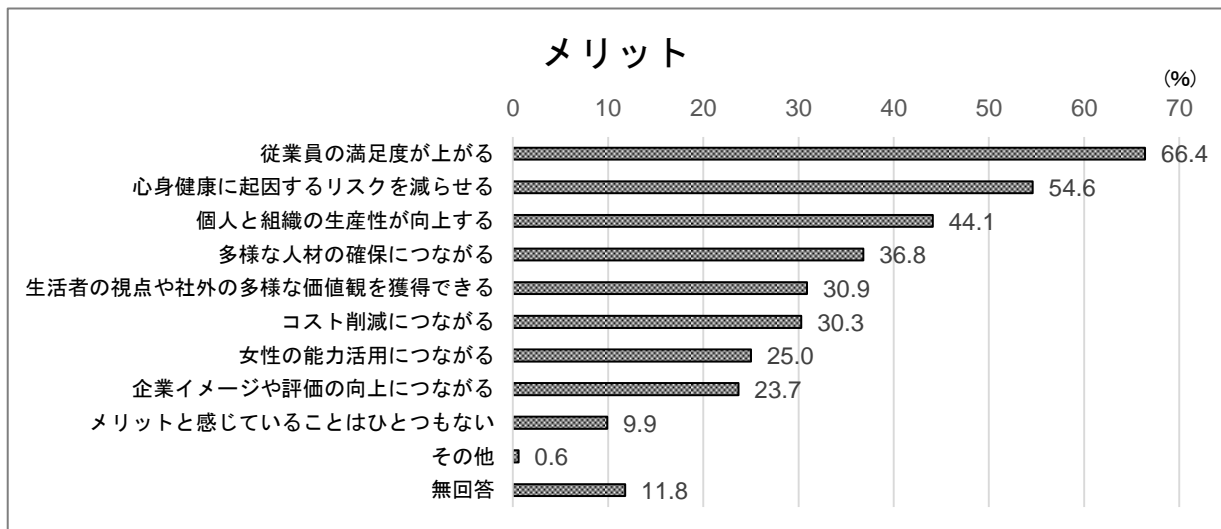
基本目標 II 男女が共に働くための環境づくり

【資料】貴社では、結婚・出産・育児・介護などで退職した従業員が、その後再就職を希望した場合について、就業規則などで規定していますか。



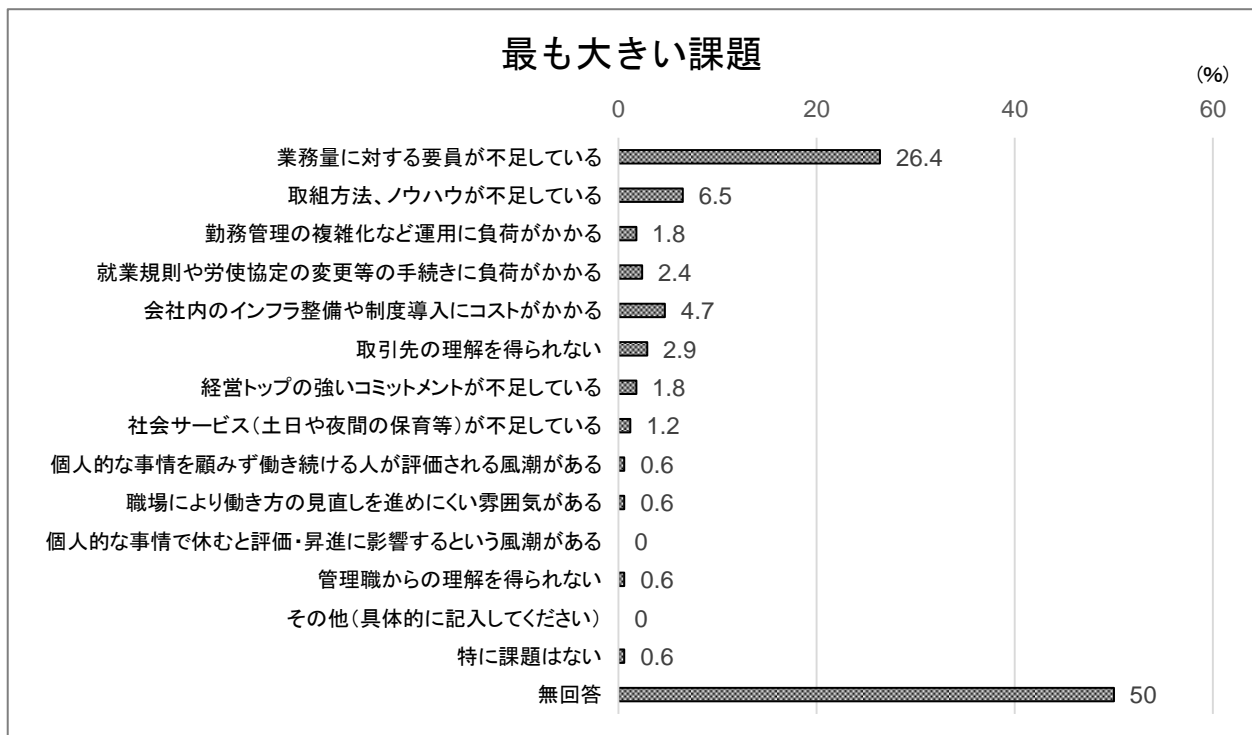
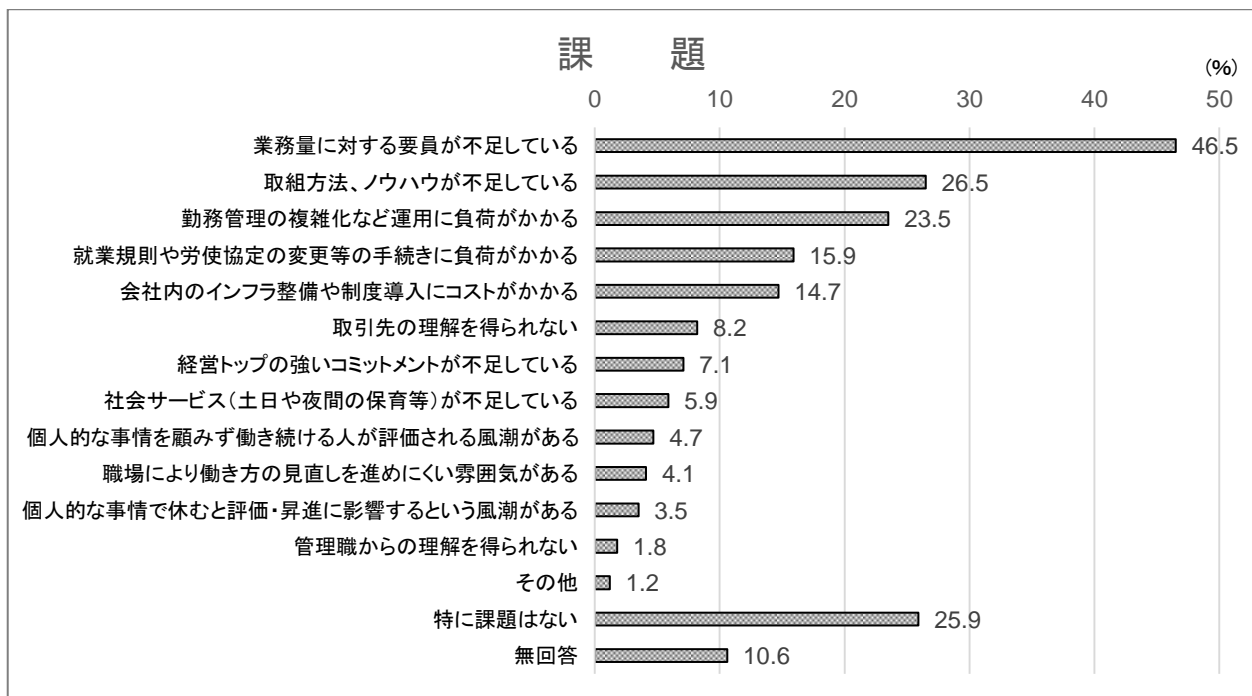
(平成 28 年度 釧路市男女平等参画に関する企業の意識調査より)

【資料】貴社では、働き方の見直しを進めることによるメリットをどのように考えていますか。(複数回答)



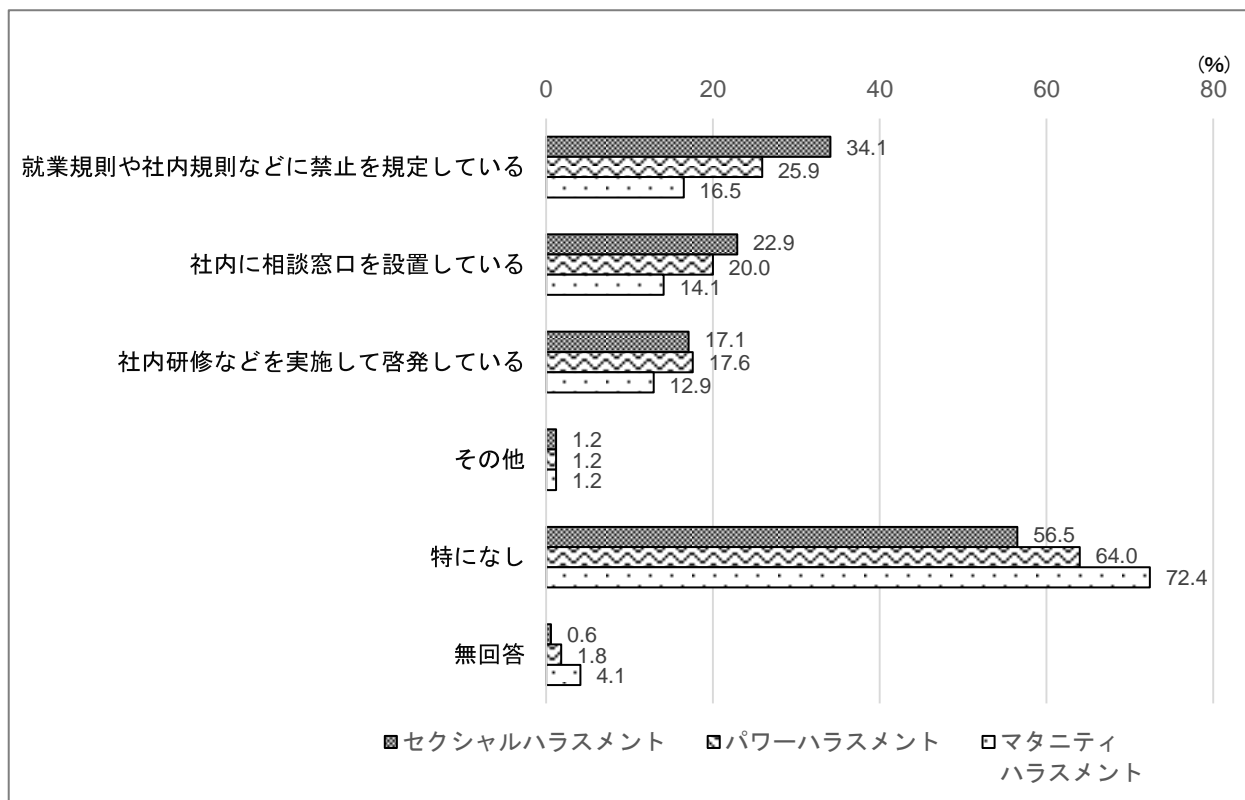
(平成 28 年度 釧路市男女平等参画に関する企業の意識調査より)

【資料】働き方の見直しを進める上での、貴社の課題をお答えください。(複数回答)



(平成28年度 釧路市男女平等参画に関する企業の意識調査より)

【資料】 ハラスメントに対する取組を何かしていますか。(複数回答)



(平成 28 年度 釧路市男女平等参画に関する企業の意識調査より)

基本目標 III あらゆる分野への男女平等参画の推進

基本方向1. 政策・方針決定過程への女性の参画拡大

我が国の女性は人口の半分、労働力人口の4割余りを占め、政治、経済、社会など多くの分野の活動を担っています。女性の活躍が進むことは、女性だけでなく、男女が共に暮らしやすい社会の実現につながるものです。

国では、社会のあらゆる分野において、平成32年までに「指導的地位に女性が占める割合が、少なくとも30%程度になるよう期待する」との目標を設定するとともに、女性の参画が遅れている分野においては、継続就業やワーク・ライフ・バランス等の環境整備はもちろん、研修・育成を含めた支援等の取組を進めています。

釧路市においては、審議会等委員の女性登用については4割達成を目標として取り組んでおり、平成29年度は39.9%となっています。

現在、女性の活躍に関する気運が高まっていることから、女性の参画拡大の動きを更に加速していくチャンスと捉えて、女性活躍推進法に基づき、積極的な女性の採用・登用が進められるよう情報提供等支援に努めます。

(釧路市男女平等参画推進条例)

第3条(1) 男女の個人としての尊厳を重んじ、男女の性別による差別をなくし、男女が個人として能力を発揮する機会を確保すること。

第3条(2) 性別による固定的な役割分担にとらわれず、男女が様々な活動を選択できるよう、社会における制度及び慣行のあり方を、男女の活動の選択に対してできる限り中立なものとするように配慮すること。

第3条(3) 男女が、社会の対等なパートナーとして、様々な方針の立案及び決定に参画する機会を確保すること。

【施策の方向と取組の概要】

(1) 審議会・委員会等への女性の参画促進

- ① 各種審議会等委員の公募拡大を促進し、活性化を図るとともに女性委員の登用割合4割を達成する
- ② 女性の行政に対する関心向上を図るため、学習機会の提供に努める

(2) 計画策定及び意思決定過程への女性の参画拡大

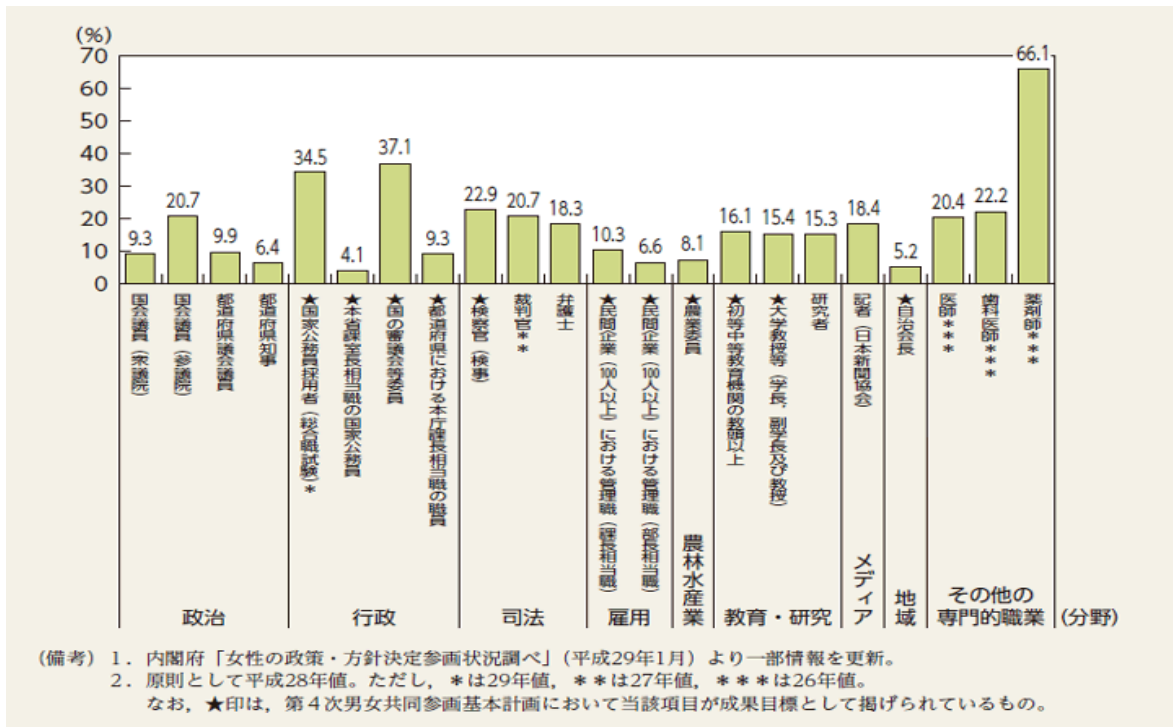
- ① まちづくり等さまざまな分野における意思決定過程への女性の参画拡大

(3) 企業及び地域活動組織等への女性の参画拡大

- ① 企業における女性の参画拡大に向けた取組促進のための情報提供
- ② 企業をはじめ各種団体等さまざまな分野における方針決定過程への女性の参画拡大
- ③ さまざまな分野で活躍する女性の人材情報の整備・活用

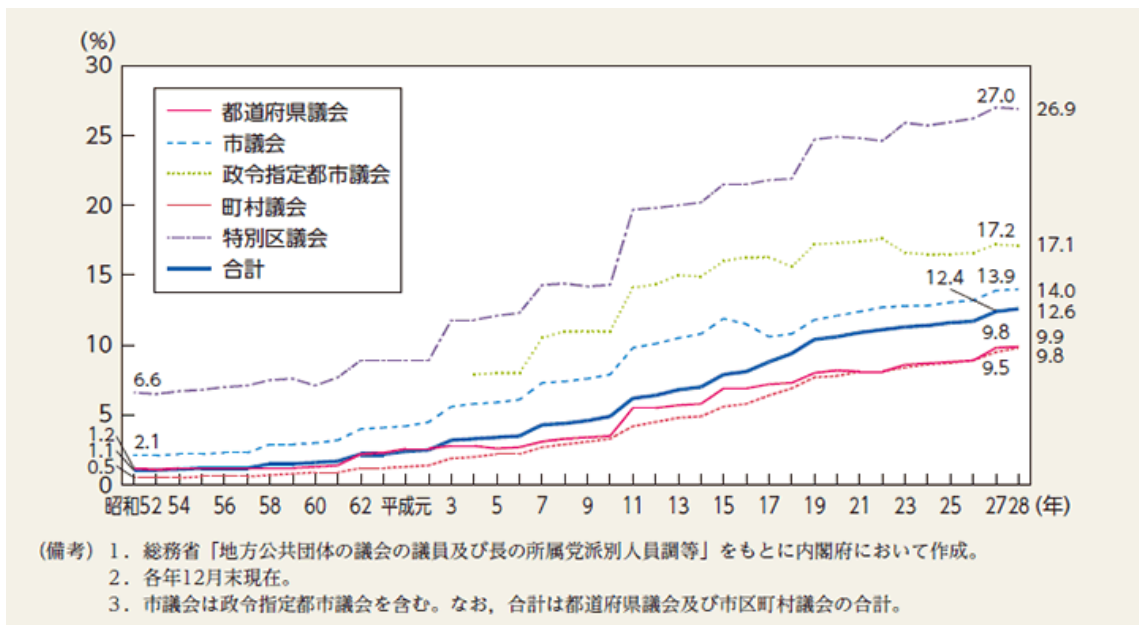
基本目標 Ⅲ あらゆる分野への男女平等参画の推進

【資料】各分野における主な「指導的地位」に女性が占める割合



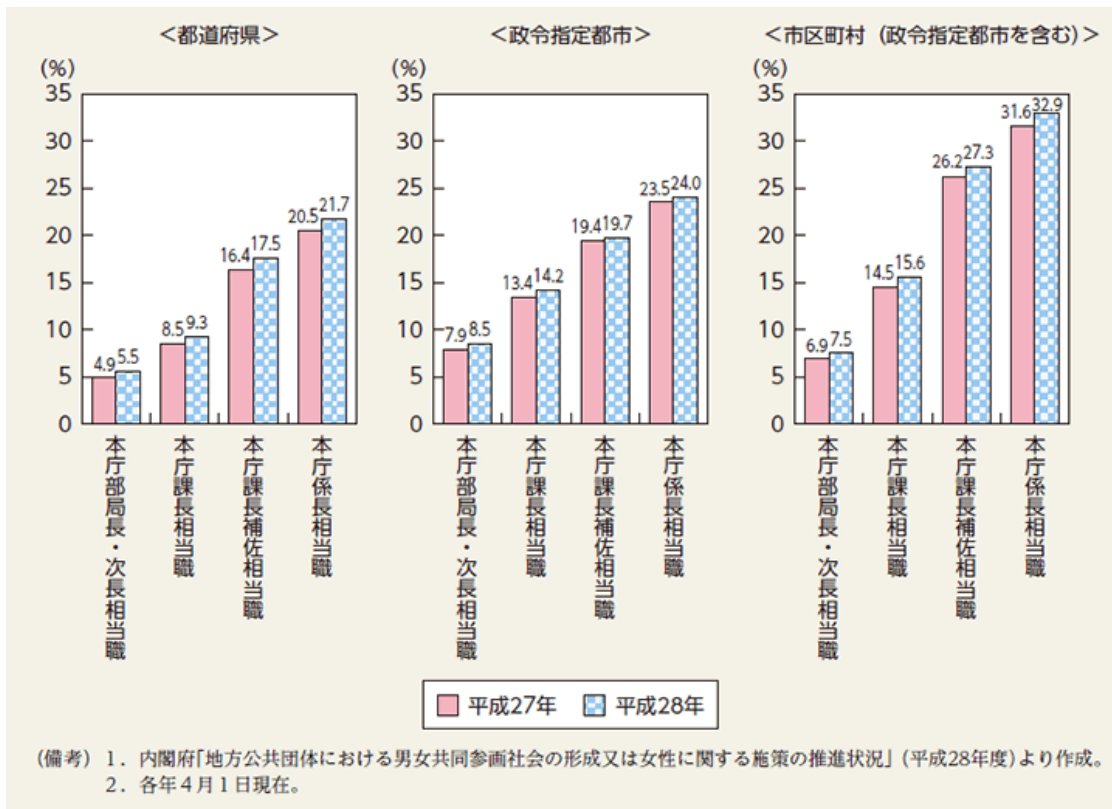
(内閣府：平成29年版 男女共同参画白書より)

【資料】地方議会における女性議員の割合の推移



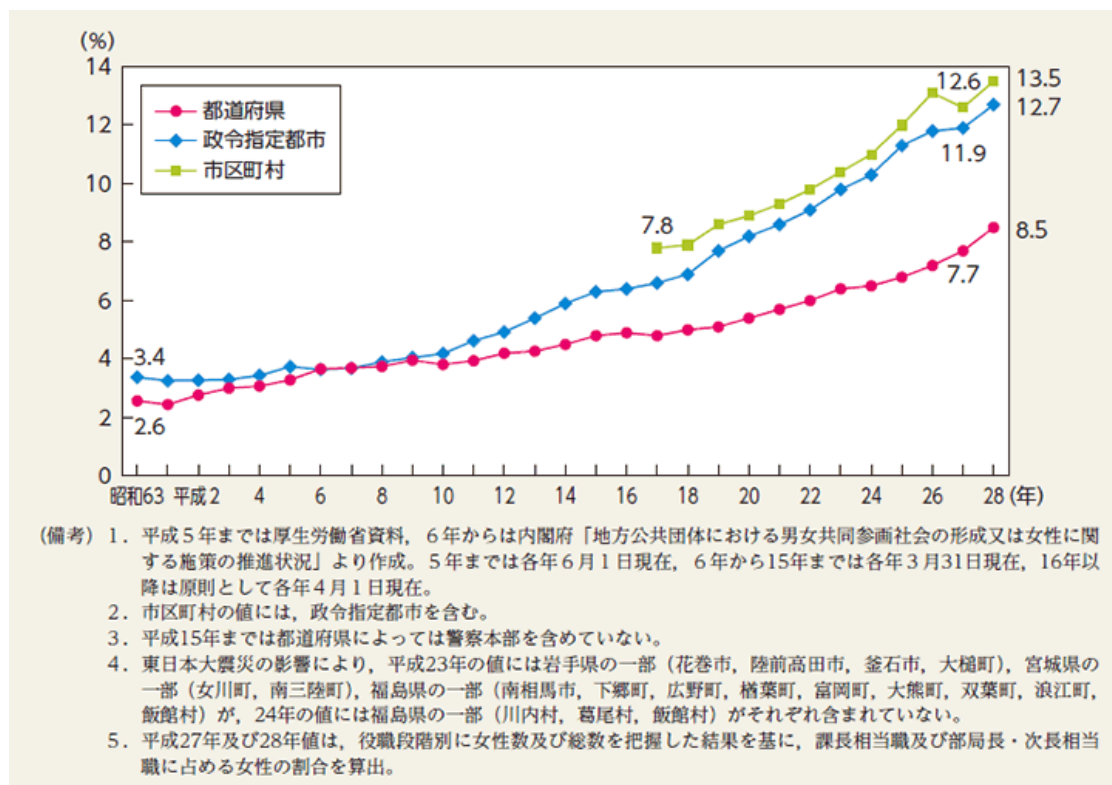
(内閣府：平成29年版 男女共同参画白書より)

【資料】役職段階別地方公務員の女性の割合



(内閣府：平成29年版 男女共同参画白書より)

【資料】地方公務員課長相当職以上に占める女性の割合の推移



(内閣府：平成29年版 男女共同参画白書より)

基本方向2. 家庭・地域社会における男女平等参画の推進

今後、人口が減少する中、活力ある地域社会を形成するためには、男女とも、希望に応じ、安心して働き、子育てすることができる地域社会の実現が不可欠です。

これまで男性による、家事・育児・介護等への参画や地域社会への貢献などが必ずしも十分でない状況があり、地域で行われるさまざまな活動は、専業主婦をはじめとした女性が多く担ってきました。しかしながら、PTAや町内会等、地域団体における会長等の役職は男性がその多くを占めています。これからは、地域活動への若い世代の男性の参画やリーダーとしての女性の参画拡大を図り、地域活動に男女平等参画の視点が反映されるよう、各団体等への働きかけに努めます。

平成27年9月に、男女平等参画を推進するための活動拠点として「男女平等参画センター ふらっと」を開設しました。情報や学習機会の提供、女性に関わるさまざまな相談対応、女性団体の活動支援などを進める中で、地域の課題把握に努め、釧路市における男女平等参画推進につなげていきます。

また、地震、津波、風水害等の災害は、それを受け止める側の社会の在り方（社会要因）により、その被害の大きさが決まると考えられており、社会要因による災害時の困難を最小限にする取組が重要となります。災害時には、平常時における社会の課題が一層顕著になって現れるため、平常時からの男女平等参画の視点の導入が、防災・復興を円滑に進める基盤となります。本市においても、女性の視点をさらに捉え男女双方のニーズに応えられるよう、事前の備え、避難所運営、被害者支援等が実施できるような取組を進めます。

さらに、男女平等参画に関する国際社会の動向の把握や協調及び貢献に努めるほか、姉妹都市を中心とした国際交流や国際交流団体の活動支援などを通じて、国際的な視点に立った男女平等参画への理解を深めていきます。

（釧路市男女平等参画推進条例）

第3条(2) 性別による固定的な役割分担にとらわれず、男女が様々な活動を選択できるよう、社会における制度及び慣行のあり方を、男女の活動の選択に対してできる限り中立なものとするように配慮すること。

第3条(3) 男女が、社会の対等なパートナーとして、様々な方針の立案及び決定に参画する機会を確保すること。

第3条(4) 男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子育て、介護等の家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、自らの意思によって仕事、学習、地域活動等ができるようにすること。

第3条(6) 男女平等参画の推進は、国際社会の取組と密接な関係を有していることを考慮し、国際的な連携の下に行っていくこと。

【施策の方向と取組の概要】

（1）地域社会における男女平等参画に関する学習の推進

① P T A ・町内会等の研修会など男女平等参画に関する学習の推進

② 地域活動組織における男女の参画を進めるための学習機会の提供

（2）家庭・地域における男女平等参画促進

① 地域における自主活動組織への情報提供及び支援

② 男性の家庭生活、地域活動への参画促進を目指した各種講座の開催及び情報提供

(3) 男女平等参画に関する活動への支援

- ① 男女平等参画センターを拠点とした関係団体等への情報提供や支援の推進

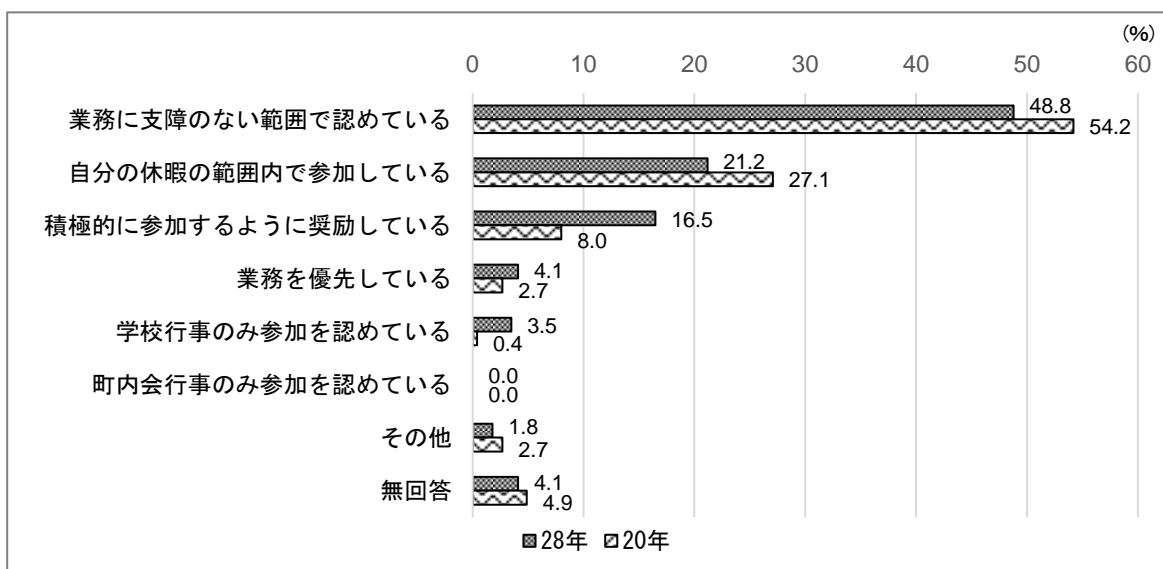
(4) 防災分野における男女平等参画の促進

- ① 防災に関する政策・方針決定過程への女性参画拡大
- ② 女性の視点を活かした地域防災組織活動や避難所運営マニュアルの策定
- ③ 男女平等参画の視点を取り入れた防災体制の整備、防災意識の普及啓発促進
- ④ 消防団における女性の参画促進

(5) 国際的視野に立った男女平等参画の推進

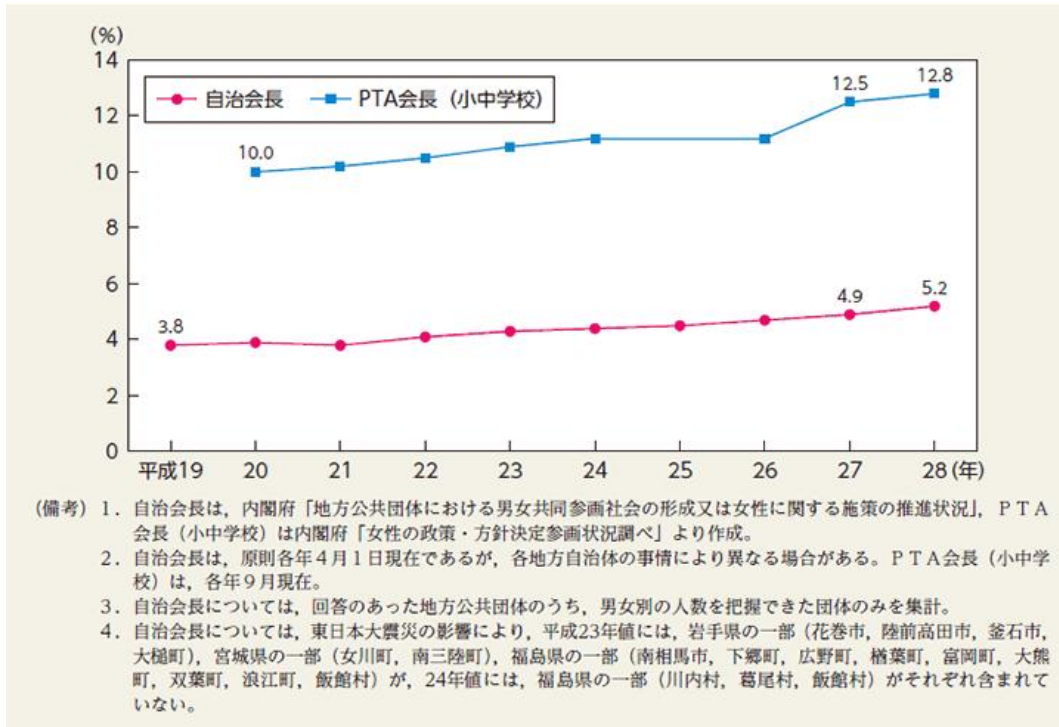
- ① 姉妹都市等との交流を通じた異文化・価値観の多様性の理解促進
- ② 世界平和や地球環境保全の相互理解のための交流推進
- ③ 国際的な男女平等参画に関する情報の収集・提供

【資料】貴社では、従業員が学校行事や町内会行事へ参加することに、どのように対応していますか。



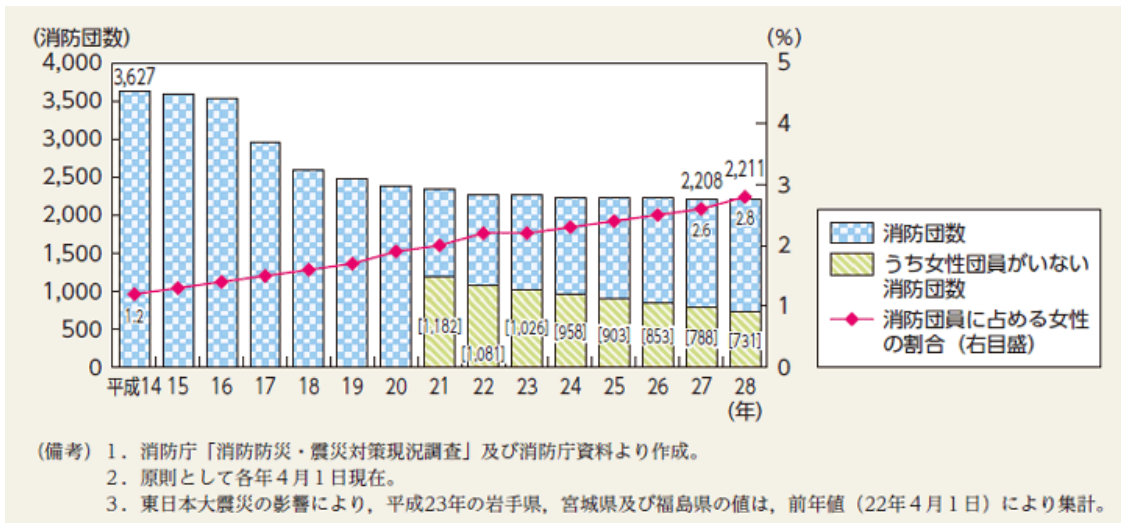
(平成28年度 釧路市男女平等参画に関する企業の意識調査より)

【資料】 自治会長及びPTA会長に占める女性の割合の推移



(内閣府：平成29年版 男女共同参画白書より)

【資料】 消防団数及び消防団員に占める女性の割合の推移



(内閣府：平成29年版 男女共同参画白書より)

基本目標Ⅳ 多様なライフスタイルを可能にする環境整備

基本方向1. 相談・支援体制の充実

男女平等参画社会を実現するためには、男女が主体的に多様な選択を行うことができるよう、人生のさまざまな段階でのライフスタイルに応じたきめ細やかな支援が重要になります。

また、子育てや介護、就業、配偶者やパートナーからの暴力など、女性が関わるさまざまな悩みやニーズに対応するため、身近なところで、気軽に何でも相談できる体制づくりが必要です。

関係機関と連携・協力して男女が共に健やかな人生を築いていけるような相談・支援体制の充実を推進します。

(釧路市男女平等参画推進条例)

第3条(4) 男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子育て、介護等の家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、自らの意思によって仕事、学習、地域活動等ができるようにすること。

第4条の2 市は、男女平等参画の推進に当たり、市民、事業者等、教育に携わる者、国及び他の地方公共団体との連携及び協力を図る責務を有する。

第20条の1 市民は、男女平等参画に関する市の施策についての意見若しくは苦情又は男女平等参画の推進を阻害すると認められるものがあるときは、その旨を市長に申し出ることができる。

第20条の2 市長は、前項の規定による申出に係る事務を行わせるため、男女平等参画相談員を設置することができる。

第20条の3 前項の男女平等参画相談員は、第1項の規定による申出があったときは、関係機関と連携し適切な措置を講ずるものとする。

【施策の方向と取組の概要】

(1) 相談窓口体制の充実

- ① 各種相談機関の連携及び相談窓口の周知

(2) 支援機能の充実

- ① 相談員の資質向上とサポート体制の充実
- ② 関係機関との連携による支援の充実

基本方向2. 安心して暮らせる環境の整備

急速な高齢化が進行する中、高齢期の男女が経験や知識を活かし、生きがいを持って暮らせる環境づくりや、高齢者の就業意欲や学習要求に応えるなど社会参加の促進が重要となり、高齢者が家庭や地域で安心して暮らせる社会基盤の構築を図っていかねばなりません。

また、相互に人格と個性を尊重し合い、性別や国籍、障がいの有無等によって分け隔てられることなく、すべての人が尊重される社会の実現に向けた取組を進めます。

非正規雇用労働者やひとり親等、生活上の困難に陥りやすい女性が増加していることについては、貧困等の困難に対応することはもちろん、貧困等を防止するための取組も重要となり、加えて、男女が共に仕事や家庭に関する責任を担えるよう、待機児童解消など地域のニーズに応じた子育て支援の充実も図っていかねばなりません。

男女平等参画の視点に立ち、さまざまな困難な状況におかれているすべての人が安心して暮らせる環境整備を進めていきます。

【施策の方向と取組の概要】

(1) 高齢者福祉の充実及び社会参画促進

- ① 介護予防対策の促進と介護支援の充実
- ② 就業促進、能力開発、社会参画促進のための支援

(2) 障がい者の自立した生活の支援

- ① 社会参加や雇用・就労等を含めた総合的な障がい者施策の推進

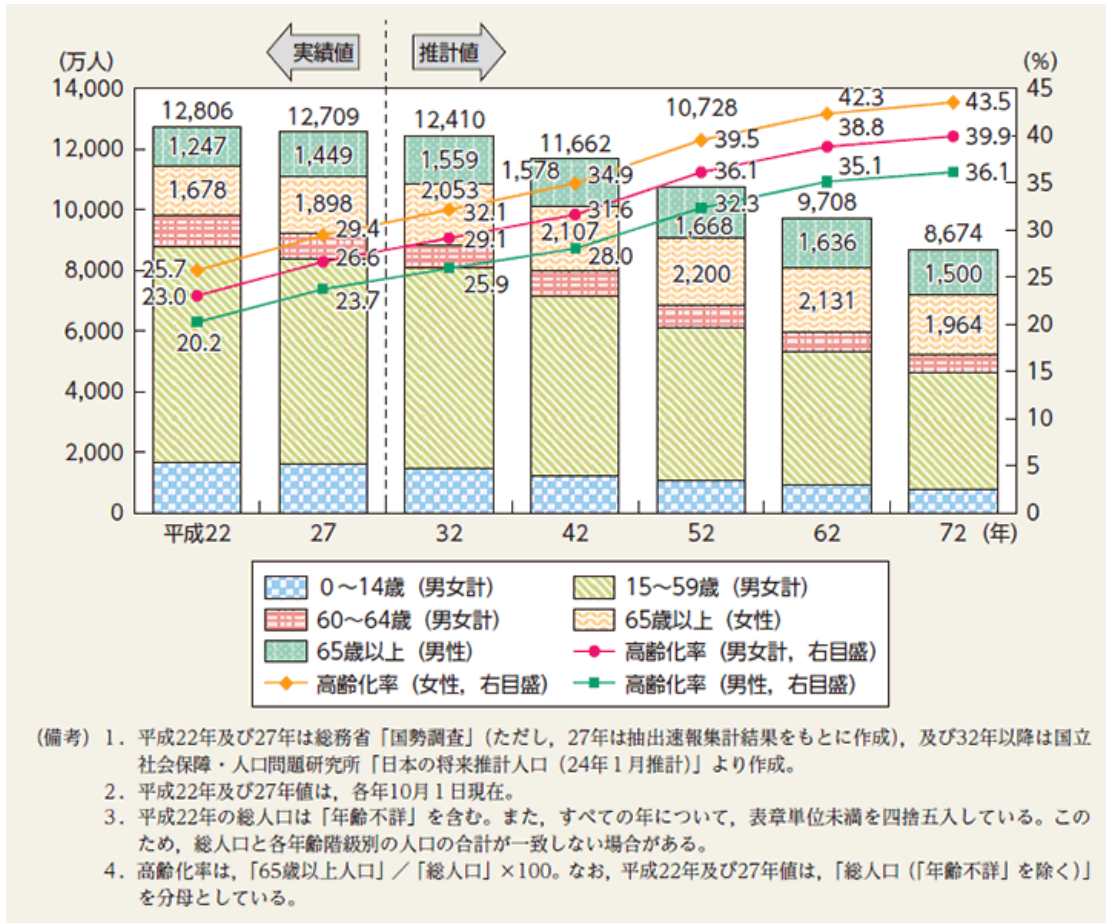
(3) 困難な状況におかれているすべての人が尊重される社会の実現に向けた環境づくりの推進

- ① 貧困等生活上困難な女性等への支援
- ② すべての人が安心して暮らせる環境の整備

(4) 社会全体での子育て支援

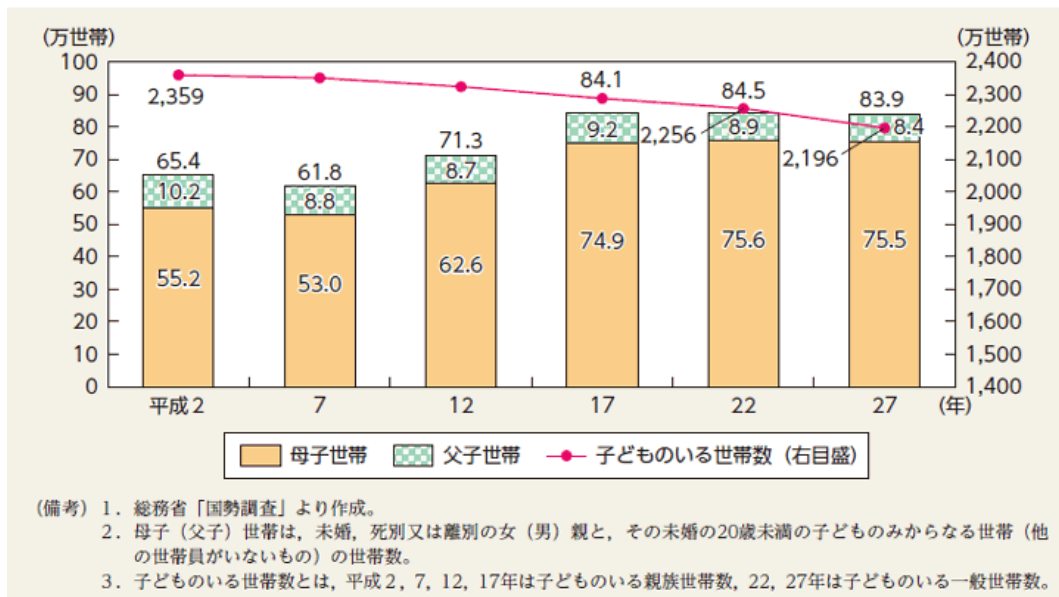
- ① 多様な保育サービス、地域における子育て支援の推進
- ② 子育て相談・支援関連の情報の提供

【資料】年齢階級別人口の変化と高齢化率の推移（男女別）



(内閣府：平成29年版 男女共同参画白書より)

【資料】母子世帯数及び父子世帯数の推移



(内閣府：平成29年版 男女共同参画白書より)

基本方向3. 生涯学習の推進

男女が共に、各人の生き方、能力、適性を考え、固定的な性別役割分担にとらわれずに、主体的に進路を選択する能力・態度を身に付けるよう、男女平等参画の視点を踏まえたキャリア教育を含む生涯学習・能力開発を推進しなければなりません。

特に、近年の女性の活躍推進に向けた動きも踏まえ、多様化、高度化した学習需要に対応するとともに、女性の*エンパワーメントに寄与するため、生涯にわたる学習機会の提供や社会参画の促進のための取組の充実に努めます。

(釧路市男女平等参画推進条例)

第3条(1) 男女の個人としての尊厳を重んじ、男女の性別による差別をなくし、男女が個人として能力を発揮する機会を確保すること。

*エンパワーメント

直訳すると、「力をつける」という意味。女性が政治・経済・社会・家庭など社会のあらゆる分野で、自分で意思決定し、行動できる能力を身につけることが、男女平等参画社会の実現に重要であるという考え方。

【施策の方向と取組の概要】

(1) 多様な選択を可能にする学習機会の充実

- ① 地域での学習機会の提供と学習活動の支援促進
- ② 男女の社会参画促進と学習機会の充実

(2) 生涯学習関連施設の充実及び情報の提供

- ① 関連施設における情報の提供充実
- ② 市民の学習ニーズに応じた情報の提供

基本方向4. 生涯にわたる男女の健康支援

男女が互いの身体的性差を十分に理解し合い、相手に対する思いやりを持って生きていくことは、男女平等参画社会形成にあたっての前提であり、男女が共に心豊かに生き生きと暮らすためには、何よりも心と体の健康が基本となります。

特に、女性は妊娠・出産や女性特有の更年期疾患を経験する可能性もあるなど、生涯を通じて男女は異なる健康上の問題に直面することに留意する必要があります。子どもを産む・産まないに関わらず、また、年齢に関わらず、全ての女性の生涯を通じた健康を支援するため、*リプロダクティブ・ヘルス・ライツ（性と生殖に関する健康と権利）の視点が重要になります。

これらを踏まえて、男女が互いの性差に応じた健康について理解を深めるとともに、男女の健康を生涯にわたり包括的に支援する取組を推進します。

（釧路市男女平等参画推進条例）

第3条(5) 男女が、互いの性について理解を深め、妊娠又は出産に関する事項に関し双方の意思が尊重され、生涯にわたり共に健康な生活を営むことができるようにすること。

【施策の方向と取組の概要】

（1）妊娠・出産・育児期における女性と子どもの健康支援

- ① 妊娠・出産・育児の時期を安心して過ごすための相談・支援の充実
- ② 不妊治療など、保健・医療に関連する情報の提供

（2）男女平等の視点に立った性教育の促進

- ① 性に関する正しい情報の提供と教育の推進
- ② 思春期における保健対策の推進

（3）成人期・高齢期における健康づくり支援

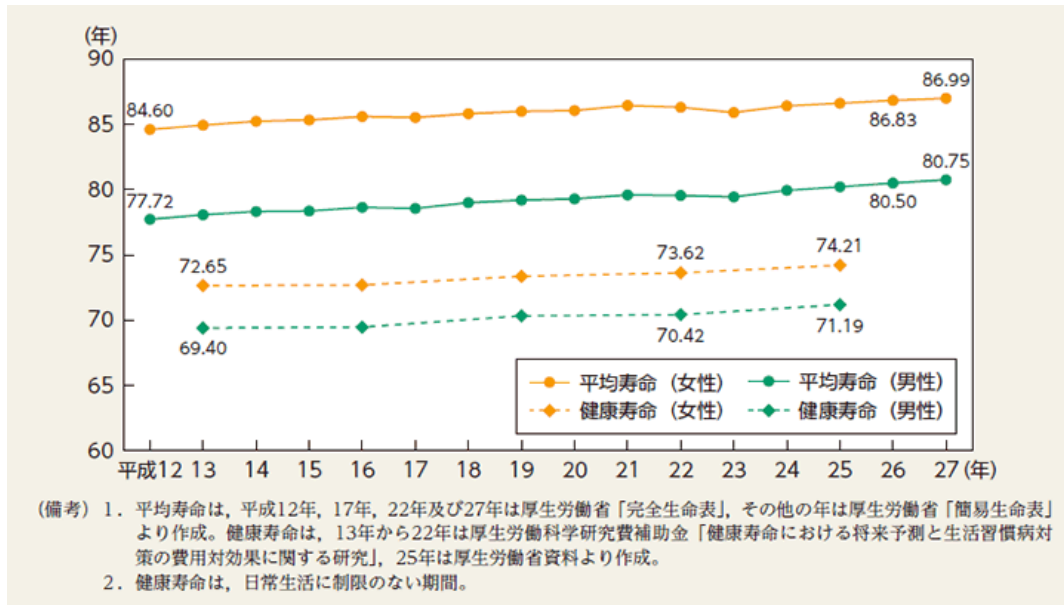
- ① 医療相談や情報の提供
- ② 健康づくりを意識した啓発活動推進

（4）保健・医療体制の充実

- ① 市立釧路総合病院に女性専門外来の設置に向け、女性医師の確保に努力するなど医療体制の充実

<p>*リプロダクティブ・ヘルス・ライツ (性と生殖に関する健康と権利)</p>	<p>リプロダクティブ・ヘルス・ライツには、いつ何人子どもを産むか産まないかを選ぶ自由、安全で満足のいく性生活、安全な妊娠・出産、子どもが健康に生まれ育つことなどが含まれており、また、思春期や更年期における健康上の問題等生涯を通じて自分の健康を主体的に守って生きることを言います。</p>
--	--

【資料】平均寿命と健康寿命の推移（男女別）



(内閣府：平成29年版 男女共同参画白書より)

第 3 章



プランの推進

1 プランの推進体制

(1) 釧路市男女平等参画審議会

市民や事業者、学識経験者などで構成している釧路市男女平等参画審議会において、各種施策についての総合的な観点に立った意見をいただくなど、審議会の機能が十分に発揮されるよう努めます。

(2) 庁内推進体制

プランに基づく各施策の推進においては、市役所内において関係部局が連携しながら取組を進める必要があることから、全庁的組織である「釧路市男女平等参画推進庁内連絡会議」を通じて、男女平等参画施策を総合的かつ効果的に推進します。また、市職員がそれぞれの業務に男女平等参画の視点を活かすことができるよう職員研修等を行い、男女平等参画について市職員の認識を深めます。

(3) 市民団体、事業者との連携

男女平等参画の推進に関して自主的な取組を行っている市民団体やグループを支援・育成し、連携を図ります。また、男女平等参画の推進には事業者が担う役割が大きいことから、事業者に対する情報提供等により、事業者との連携に努めます。

(4) 国、北海道との連携

男女平等参画の取組を効果的に推進するため、国や道などの関係機関と広範な連携を図ります。

2 プラン推進のための取組

(1) 市民・事業者の意識調査の実施

市民や事業者の男女平等参画に関する意識や実態を把握し、時系列的に比較・検証するため、男女平等参画に関する市民・事業者の意識調査等を継続的に行います。

(2) プランに基づく施策の進行管理

プランに基づく各施策の進行管理を行うため、年次的に進捗状況を把握していきます。

(3) 市の施策にかかわる苦情への対応

市が実施する施策で男女平等参画を阻害すると認められるものに関し、苦情等の相談を受け、問題の解決に向け、適切に対応します。

【 各 部 関 連 事 業 】

(※ 平成29年度時点)

基本目標 I 男女の人権の尊重

1 男女の人権についての認識浸透

(1) 多様な機会を通しての広報・啓発

取組の概要	各事業	事業の概要	所管部	頁
①「男女共同参画週間」などさまざまな機会を通しての男女平等意識の浸透	・ 広報紙等に情報掲載	・ 情報提供と意識啓発	総合政策部	14
②各種講座、講演会の開催	・ 啓発講座の開催 ・ 関連課との共催講座 ・ 啓発資料の配布	・ 講演会等の開催 ・ 市職員対象セミナー開催 ・ 女性のスキルアップのための講座 ・ 「思春期保健講座」(中学生、高校生対象) ・ 中学生対象赤ちゃんふれあい体験事業 ・ 生涯学習まちづくり出前講座(男女平等ってなあに) ・ 各講座、成人式、公共施設での啓発資料の配布	総合政策部 総務部 こども保健部 こども保健部 学校教育部 こども保健部 学校教育部 生涯学習部 総合政策部 総合政策部	14
③広報紙・ホームページ等の活用	・ 広報紙等に情報掲載 ・ その他資料の配布 ・ 各種講座のPR/取材依頼	・ 情報提供と意識啓発 ・ 男女共同参画週間記事掲載・DV防止関連記事掲載(6月・11月) ・ 国・道・関連資料	総合政策部 所管部全般 所管部全般 所管部全般	14

(2) 調査活動及び情報の収集・提供

取組の概要	各事業	事業の概要	所管部	頁
①国内法等、女性に関する情報の収集・提供	<ul style="list-style-type: none"> ・法改正などの情報提供 ・国、道、道内各市からの情報収集・提供 ・広報紙等に情報掲載 ・パンフレットの配布 	<ul style="list-style-type: none"> ・DV・均等法・育児・介護休業法の改正時に内容の情報提供 ・各種女性関連法整備及び関連事業に関する情報提供 ・情報提供 ・情報提供 	所管部全般 総合政策部 総合政策部 総合政策部	14
②関連団体との連携を通して地域への情報提供	<ul style="list-style-type: none"> ・女性団体等を通しての資料の配布 ・庁内関連課の情報提供 	<ul style="list-style-type: none"> ・各団体開催事業の情報提供 ・子育て・DV関連事業などの情報提供 	総合政策部 所管部全般	14
③男女平等に関する調査の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・市民意識調査 ・企業調査 ・労働基本調査 ・ひとり親生活実態調査 	<ul style="list-style-type: none"> ・男女平等に関する意識・実態調査 ・市内事業所対象 ・市内事業所対象 ・母子・父子家庭の生活実態調査 	総合政策部 総合政策部 産業振興部 こども保健部	14

(3) メディアにおける男女の人権への配慮

取組の概要	各事業	事業の概要	所管部	頁
①女性の人権尊重、固定的性別役割分担にとられない表現の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・有害図書販売の調査 	<ul style="list-style-type: none"> ・監視員の立ち入り調査 	学校教育部	15
②公的広報等における性差別につながらない表現の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・「男女平等参画の視点からの公的広報の手続き」(道作成)に基づく表現の推進 		総合政策部	15

2 男女平等の視点に基づく教育・学習の推進

(1) 学校における男女平等を進める教育・学習の推進

取組の概要	各事業	事業の概要	所管部	頁
①学校での発達段階に応じた男女の人権尊重と男女平等を学ぶ教育推進	<ul style="list-style-type: none"> ・中学生対象赤ちゃんふれあい体験事業 ・スクールカウンセラーの配置 ・教育相談 ・家庭教育支援事業 	<ul style="list-style-type: none"> ・実際の赤ちゃんとお母さんの親子のふれあい ・24時間いじめカットライン ・一般教育相談（市民、教職員、保護者、児童） ・PTA等と連携した家庭教育に関する学習 	<ul style="list-style-type: none"> こども保健部 学校教育部 学校教育部 学校教育部 学校教育部 	16
②学校での児童・生徒の活動を通し、男女が互いに尊重し、性差（ジェンダー）を理解する学習の促進	<ul style="list-style-type: none"> ・道徳教育の充実 	<ul style="list-style-type: none"> ・各学校における道徳教育の推進を支援 	<ul style="list-style-type: none"> 学校教育部 	16
③学校教育に携わる教職員や関係者に対して、さまざまな機会を活用し、男女平等参画に対する正確な理解と意識啓発の促進	<ul style="list-style-type: none"> ・研修会等 	<ul style="list-style-type: none"> ・教職員の指導力や専門性向上のための研究会等開催 	<ul style="list-style-type: none"> 学校教育部 総合政策部 	16

(2) 家庭・地域における男女平等に関する教育・学習の推進

取組の概要	各事業	事業の概要	所管部	頁
①子どもの持つ平等観や性別役割分担意識は、家庭の教育観や生活習慣等が強く反映することを認識し、家庭教育に関する学習機会や情報提供	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭教育支援事業 ・啓発講座 	<ul style="list-style-type: none"> ・PTA等と連携した家庭教育に関する学習 ・DV・児童虐待関連講座 	<ul style="list-style-type: none"> 学校教育部 こども保健部 	16
②子どもに接するさまざまな関係者、保護者等への学習機会の提供及び意識啓発	<ul style="list-style-type: none"> ・子育て家庭支援ガイドブック発行 ・子育て相談（子育て支援拠点センター） ・子育て相談（親子つどいのひろば） ・マタニティ講座（夫の参加） ・育児相談 	<ul style="list-style-type: none"> ・子育てのアドバイス、市の事業・制度を紹介 ・子育てに対する悩み等 ・子育てに関する悩み等 ・休日を利用して出産に向けた実技・講話 ・6～7カ月育児相談を利用し、親の心の成長について相談 	<ul style="list-style-type: none"> こども保健部 こども保健部 こども保健部 こども保健部 こども保健部 	16

3 女性に対する暴力の根絶

(1) 女性に対する暴力を許さない社会の意識醸成

取組の概要	各事業	事業の概要	所管部	頁
①幅広い関係機関や関係者による連携体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭福祉推進連絡協議会（関係機関連携事業） ・生活安全施策の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ・ケース別協議と支援 ・相談員・関係者の研修会 ・暴力追放防犯運動団体との連携 	<ul style="list-style-type: none"> こども保健部 市民環境部 	19
②「女性への暴力をなくす運動」キャンペーンを実施するなど、女性に対するあらゆる暴力を許さない社会の意識醸成への啓発活動推進	<ul style="list-style-type: none"> ・広報紙等に情報掲載 ・啓発パンフレット等の配布 	<ul style="list-style-type: none"> ・情報提供と意識啓発 ・情報提供と意識啓発 	<ul style="list-style-type: none"> 総合政策部 こども保健部 こども保健部 	19

(2) 女性への暴力防止と被害女性への支援

取組の概要	各事業	事業の概要	所管部	頁
①相談・保護・自立支援等の総合的支援を目指し、関係機関の連携強化	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭福祉推進連絡協議会（関係機関連携事業） ・シェルター（民間NPO）への支援 ・DV相談・支援事業 	<ul style="list-style-type: none"> ・ケース別協議と支援 ・相談員・関係者の研修会 ・シェルターへの支援 ・配偶者暴力支援センターや警察との連携による被害者支援 	<ul style="list-style-type: none"> こども保健部 こども保健部 こども保健部 	19
②被害者の相談や緊急一時保護（シェルター等）などに対応するための相談担当者の研修充実	<ul style="list-style-type: none"> ・暴力被害者サポーター養成講座等への参加 		こども保健部	19

(3) セクシュアル・ハラスメント防止対策の推進

取組の概要	各事業	事業の概要	所管部	頁
①雇用・教育等の場におけるセクシュアル・ハラスメントの防止対策の啓発活動推進	<ul style="list-style-type: none"> ・広報紙等に情報掲載 ・職域からの要請講座 	<ul style="list-style-type: none"> ・情報提供と意識啓発 ・市内事業所対象研修会 	<ul style="list-style-type: none"> 産業振興部 総合政策部 	19
②セクシュアル・ハラスメントに対する認識と理解への啓発	<ul style="list-style-type: none"> ・広報紙等に情報掲載 	<ul style="list-style-type: none"> ・情報提供と意識啓発 	総合政策部	19

基本目標 II 男女が共に働くための環境づくり

1 就労の場における機会均等の推進

(1) 男女の均等な機会と待遇の確保、結果の平等確保に向けた啓発等

	数値目標	現状値
成果目標	事業所従業者数の女性従業者の割合 50%	H28年実績 46.4%

取組の概要	各事業	事業の概要	所管部	頁
①事業主及び労働者等へ雇用機会均等法などの周知と啓発活動の推進	・ 広報紙等に情報掲載 ・ 均等法説明会	・ 情報提供と意識啓発 ・ 情報提供と意識啓発	総合政策部 産業振興部	22
②企業における女性の職域拡大や管理職登用等、男女間格差是正の推進	・ 市民意識調査と報告 ・ 雇用労働相談員設置 ・ 労働基本調査	・ 情報提供と意識啓発 ・ 雇用労働相談所で労働相談実施 ・ 市内事業所対象	総合政策部 産業振興部 産業振興部	22
③女性の雇用継続の促進	・ 広報紙等に情報掲載	・ 情報提供と意識啓発	総合政策部	22

(2) 就労者等への支援・相談支援体制の充実

取組の概要	各事業	事業の概要	所管部	頁
①非正規雇用労働者等に関する雇用の相談・支援	・ 雇用労働相談員設置	・ 雇用労働相談所で労働相談実施	産業振興部	22
②非正規雇用労働者等に関係する労働法の周知や関連する情報の提供	・ 広報紙等に情報掲載 ・ 関係機関・関係課連携	・ 情報提供と制度周知 ・ 情報提供と意識啓発	総合政策部 産業振興部	22

(3) 職場における男女平等意識の推進

取組の概要	各事業	事業の概要	所管部	頁
①職場における固定的な性別役割分担意識の是正	・ 広報紙等に情報掲載	・ 情報提供と意識啓発	総合政策部	22
②男女が対等なパートナーとして働く職場環境づくり	・ 広報紙等に情報掲載	・ 情報提供と意識啓発	総合政策部	22

2 男女の仕事と家庭の両立

(1) 育児・介護休業制度等の定着促進

	数値目標	現状値
成果目標	市の男性職員の育児休業取得率 5%以上	H28 年度実績 3.2%
	市の男性職員の配偶者出産休暇の取得率 80%以上	H28 年度実績 74.2%

取組の概要	各事業	事業の概要	所管部	頁
①働き方の見直しを進め、男性の育児・介護休暇の取得促進	・市職員の育児休業等取得促進	・啓発PR紙の発行 ・リーフレット配布	総務部	26
②男性の家事・育児・介護への参画についての社会的気運の醸成促進	・広報紙等に情報掲載	・情報提供と意識啓発	総合政策部	26
③育児・介護休業法など各種休暇制度等の周知・啓発	・男女雇用機会均等法（育児・介護休暇制度活用）の周知	・情報提供と意識啓発	産業振興部 総合政策部	26

(2) 女性の就業機会の拡大と再就職支援

取組の概要	各事業	事業の概要	所管部	頁
①女性の職域拡大や職業能力の向上のために必要な情報の提供	・関係機関等との連携	・情報提供	産業振興部 総合政策部	26
②女性の再就職を支援するための研修等の情報提供	・女性スキルアップ再就職支援	・国、道、他団体等との連携	産業振興部 総合政策部	26
	・広報紙等に情報掲載	・情報提供と意識啓発	産業振興部 総合政策部	

(3) 男女が共に責任を担う家庭生活の実現

	数値目標	現状値
成果目標	子育て支援拠点センターのべ利用者数 4万人以上の維持	H28 年度実績 54,846 人

取組の概要	各事業	事業の概要	所管部	頁
①男性の家事・育児・介護への参画促進にむけた各種啓発	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもチャレンジ（親子でわかさぎ釣り） ・子育て応援プログラムいきいきライフ講座（親子で折り紙） ・マタニティ講座 	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者と参加する講座 ・親子で参加する講座 ・夫も一緒に参加（講話と実践） 	生涯学習部 生涯学習部 こども保健部	26
②男女平等観に基づく子育てなど家庭教育に関する学習機会や情報の提供	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭教育支援事業 	<ul style="list-style-type: none"> ・PTA等と連携した家庭教育に関する学習 	学校教育部	26
③ワーク・ライフ・バランス意識の啓発	<ul style="list-style-type: none"> ・講座、セミナー等開催 	<ul style="list-style-type: none"> ・情報提供と意識啓発 	総合政策部 こども保健部	26
④家事・子育て支援の促進	<ul style="list-style-type: none"> ・地域子育て支援拠点事業 ・地域子育て力推進事業 	<ul style="list-style-type: none"> ・親子・家庭・地域社会の関わりをつくり子育て支援 ・「せわずき・せわやき隊」による子育て家庭の応援 	こども保健部 こども保健部	26

3 多様な働きかたを可能にする環境整備

(1) 男女の職業能力の開発と就業支援

取組の概要	各事業	事業の概要	所管部	頁
①個々の職業能力を高めるための自己啓発に関する情報提供等の支援	・再就職セミナー	・国、道、他団体等との連携	産業振興部 総合政策部	33
②情報通信機器を活用した働き方への相談・支援	・講習会等の開催情報提供	・道、他団体等との連携	産業振興部	33

(2) 多様な働き方を可能にするための情報提供

取組の概要	各事業	事業の概要	所管部	頁
①起業を目指す女性への必要な知識や手法、学習機会に関する情報提供	・各種講座の開催情報の提供	・情報誌、ホームページ等	産業振興部	33
②関係機関との連携等による相談・支援	・実務研修セミナー	・道、産業支援機関と連携 (人材育成事業)	産業振興部	33

(3) 農業等自営業に従事する女性への支援

取組の概要	各事業	事業の概要	所管部	頁
①自営業に従事する女性の役割の正当評価と、経営や生活などあらゆる場における男女平等参画の促進	・家族従事者の実態把握	・組合等他団体との連携	総合政策部 産業振興部 水産港湾空港部	33
	・啓発、情報提供	・組合等他団体との連携	総合政策部 産業振興部 水産港湾空港部	
②女性が生産や経営の重要な担い手として、必要な経営管理能力の向上や技術習得等に向けた研修機会や情報提供を促進	・農業の担い手の育成	・研修会の開催	産業振興部	33
③女性が働きやすく活動しやすい環境整備の推進	・酪農ヘルパー事業への支援	・農休日普及の推進	産業振興部	33

4 女性の職業生活における活躍の推進（女性活躍推進計画）

（1）男女が共に働きやすい環境づくりの推進

	数値目標	現状値
成果目標	【再掲】 子育て支援拠点センターのべ利用者数 4万人以上の維持	H28 年度実績 54,846 人
	【再掲】 市の男性職員の育児休業取得率 5%以上	H28 年度実績 3.2%
	【再掲】 市の男性職員の配偶者出産休暇の取得率 80%以上	H28 年度実績 74.2%

取組の概要	各事業	事業の概要	所管部	頁
①長時間労働慣行の是正	・ 講座、セミナー等開催 ・ 特定事業主行動計画に基づく取組（市役所）	・ 情報提供と意識啓発 ・ 市職員向け通信の発行	総合政策部 総務部	34
②多様な働き方を選択できる環境整備	・ 講座、セミナー等開催	・ 情報提供と意識啓発 ・ 法及び各種制度の周知	総合政策部	34
③ワーク・ライフ・バランス意識の啓発（再掲）	・ 講座、セミナー等開催 ・ 特定事業主行動計画に基づく取組（市役所）	・ 情報提供と意識啓発 ・ 市職員向け通信の発行	総合政策部 こども保健部 総務部	34
④役員・管理職への女性登用	・ 企業への働きかけ ・ 特定事業主行動計画に基づく取組（市役所）	・ 情報提供 ・ 市職員研修等の実施	総合政策部 総務部	34
⑤家事・子育て支援の促進（再掲）	・ 地域子育て支援拠点事業 ・ 地域子育て力推進事業 ・ 特定事業主行動計画に基づく取組（市役所）	・ 地域社会の関わりをつくり子育て支援 ・ せわずき・せわやき隊 ・ 市職員の各種両立支援制度の活用促進	こども保健部 こども保健部 総務部	34

(2) ハラスメントのない職場の実現

取組の概要	各事業	事業の概要	所管部	頁
①妊娠・出産等による解雇等の防止	・企業への働きかけ	・情報提供と意識啓発	総合政策部	34
②相談体制の充実	・雇用労働相談員設置	・雇用労働相談所で相談実施	産業振興部	34
③職場研修等による意識啓発の推進	・広報紙等に情報掲載 ・特定事業主行動計画に基づく取組（市役所）	・情報提供と意識啓発 ・市職員研修等の実施	総合政策部 総務部	34

(3) 女性のライフステージに応じた支援

取組の概要	各事業	事業の概要	所管部	頁
①働きたい女性の就労支援とスキルアップへの支援	・女性就労困難者就労支援	・中間的就労や軽作業の体験	産業振興部	35
②女性の雇用継続の促進（再掲）	・広報紙等に情報掲載 ・特定事業主行動計画に基づく取組（市役所）	・情報提供と意識啓発 ・市職員の各種両立支援制度の活用促進	総合政策部 総務部	35
③女性の再就職を支援するための研修等の情報提供（再掲）	・女性スキルアップ再就職支援 ・広報紙等に情報掲載	・国、道、他団体等との連携 ・情報提供と意識啓発	産業振興部 総合政策部 産業振興部 総合政策部	35
④起業を志望する女性への支援	・女性の創業チャレンジ支援	・創業事例紹介や支援制度の説明	産業振興部	35

基本目標 III あらゆる分野への男女平等参画の推進

1 政策・方針決定過程への女性の参画拡大

(1) 審議会・委員会等への女性の参画促進

	数値目標	現状値
成果目標	各種審議会等委員の女性委員の登用割合 40%を達成すること	H29 年度実績 39.9% (性別配慮が困難な委員を除く)

取組の概要	各事業	事業の概要	所管部	頁
①各種審議会等委員の公募拡大を促進し、活性化を図るとともに女性委員の登用割合4割を達成する	・男女平等参画推進庁内連絡会議		総合政策部	39
	・関係団体との連携		総合政策部	
②女性の行政に対する関心向上を図るため、学習機会の提供に努める	・関係団体との連携	・情報提供と意識調査	総合政策部	39
	・市民意識調査		総合政策部	
	・男女平等参画審議会		総合政策部	

(2) 計画策定及び意思決定過程への女性の参画拡大

取組の概要	各事業	事業の概要	所管部	頁
①まちづくり等さまざまな分野における意思決定過程への女性の参画拡大	・男女平等参画推進庁内連絡会議		総合政策部	39
	・関係団体との連携		総合政策部	

(3) 企業及び地域活動組織等への女性の参画拡大

取組の概要	各事業	事業の概要	所管部	頁
①企業における女性の参画拡大に向けた取組促進のための情報提供	・国、道、関係機関等からの情報収集・提供	・情報提供	総合政策部	39
	・広報紙等に情報掲載	・情報提供と意識啓発	総合政策部	
②企業をはじめ各種団体などさまざまな分野における方針決定過程への女性の参画拡大	・企業意識調査	・情報提供と意識調査	総合政策部	39
	・広報紙等に情報掲載	・情報提供と意識啓発	総合政策部	
③さまざまな分野で活躍する女性の人材情報の整備・活用	・関係団体との連携	・情報の収集	総合政策部	39

2 家庭・地域社会における男女平等参画の推進

(1) 地域社会における男女平等参画に関する学習の推進

取組の概要	各事業	事業の概要	所管部	頁
①PTA・町内会等の研修会など男女平等参画に関する学習の推進	・研修会等への参加		総合政策部	42
②地域活動組織における男女の参画を進めるための学習機会の提供	<ul style="list-style-type: none"> ・各団体との連携による啓発講座・事業開催 ・道外派遣研修 ・家庭生活カウンセラー養成講座 ・コミュニティーリーダー養成 ・地域学校協働本部 ・市民運動の啓発活動 ・消費者教育・啓発活動 	<ul style="list-style-type: none"> ・毎年派遣 ・毎年3級・2級を交替開催 ・地域教育力向上及び指導者支援 ・地域と学校の連携・協働 ・各種研修会の開催 ・出前講座等各種学習会の開催 	<ul style="list-style-type: none"> 総合政策部 総合政策部 総合政策部 学校教育部 学校教育部 市民環境部 市民環境部 	42

(2) 家庭・地域における男女平等参画促進

取組の概要	各事業	事業の概要	所管部	頁
①地域における自主活動組織への情報提供及び支援	<ul style="list-style-type: none"> ・ 女性団体役員研修 ・ 各種講座 ・ コミュニティーリーダー養成 ・ 地域学校協働本部 ・ 地域組織への活動費一部助成 ・ 関係団体の活動支援 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 情報提供 ・ 地域教育力向上及び指導者支援 ・ 地域と学校の連携・協働 ・ 活動支援と情報提供 	<ul style="list-style-type: none"> 総合政策部 総合政策部 学校教育部 学校教育部 市民環境部 総合政策部 	42
②男性の家庭生活、地域活動への参画促進を目指した各種講座の開催及び情報提供	<ul style="list-style-type: none"> ・ 子どもチャレンジ（親子でわかさぎ釣り） ・ わくわくセカンドライフ、釧路学教養講座、子育て応援プログラムいきいきライフ講座、ふるさと講座、くしろ市民大学 ・ マタニティ講座 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保護者と参加する講座 ・ 生涯学習の一環としての講座 ・ 夫も一緒に参加（講話と実践） 	<ul style="list-style-type: none"> 生涯学習部 生涯学習部 こども保健部 	42

(3) 男女平等参画に関する活動への支援

取組の概要	各事業	事業の概要	所管部	頁
①男女平等参画センターを拠点とした関係団体等への情報提供や支援の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 男女平等参画センターの運営 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 活動拠点の運営 ・ 情報提供と支援 	<ul style="list-style-type: none"> 総合政策部 	43

(4) 防災分野における男女平等参画の促進

取組の概要	各事業	事業の概要	所管部	頁
①防災に関する政策・方針決定過程への女性参画拡大	・ 釧路市防災会議	・ 地域防災計画の策定等に女性委員の参画	総務部	43
②女性の視点を活かした地域防災組織活動や避難所運営マニュアルの策定	・ 各種防災訓練の実施	・ 自主防災組織や市の防災訓練への家族での参加を促す	総務部 消防本部	43
③男女平等参画の視点を取り入れた防災体制の整備、防災意識の普及啓発促進	・ 出前講座等の開催	・ 情報提供 ・ 防災活動への男女平等参加を促す	総務部	43
④消防団における女性の参画促進	・ 女性消防団員の入団促進	・ 各分団による地域（自主防災組織、町内会等）との連携	消防本部	43

(5) 国際的視野に立った男女平等参画の推進

取組の概要	各事業	事業の概要	所管部	頁
①姉妹都市等との交流を通じた異文化・価値観の多様性の理解促進	・ 姉妹都市等との連携強化	・ 情報交換及び連携	総合政策部	43
②世界平和や地球環境保全の相互理解のための交流推進	・ 国際交流団体との連携強化	・ 情報交換及び連携	総合政策部	43
③国際的な男女平等参画に関する情報の収集・提供	・ 広報紙等に情報掲載	・ 情報提供	総合政策部	43

基本目標 IV 多様なライフスタイルを可能にする環境整備

1 相談・支援体制の充実

(1) 相談窓口体制の充実

取組の概要	各事業	事業の概要	所管部	頁
①各種相談機関の連携及び相談窓口の周知	・家庭福祉推進連絡協議会	・ケース別協議と支援 ・相談員・関係者の研修会	こども保健部	45
	・母子・女性関係相談	・相談と指導の実施	こども保健部	
	・各種相談窓口の周知用チラシ作成	・情報提供	総合政策部	
	・広報紙等に情報掲載	・各種相談窓口の周知と情報提供	総合政策部	

(2) 支援機能の充実

取組の概要	各事業	事業の概要	所管部	頁
①相談員の資質向上とサポート体制の充実	・研修機会等の情報提供等	・関係団体との連携	総合政策部 関係各部	45
②関係機関との連携による支援の充実	・家庭福祉推進連絡協議会	・ケース別協議と支援 ・相談員・関係者の研修会	こども保健部	45

2 安心して暮らせる環境の整備

(1) 高齢者福祉の充実及び社会参加促進

取組の概要	各事業	事業の概要	所管部	頁
①介護予防対策の促進と介護支援の充実	・介護予防事業の充実	・予防教室等の開催	福祉部	46
②就業促進、能力開発、社会参画促進のための支援	・社会参加、就業促進	・シニア向けお仕事説明会の開催支援	福祉部	46
	・就業機会確保事業	・シルバー人材センター運営支援	産業振興部	
	・生きがい対策事業	・研修会等の開催	福祉部	
	・老人クラブ活動促進	・研修会等の開催	福祉部	

(2) 障がい者の自立した生活の支援

取組の概要	各事業	事業の概要	所管部	頁
①社会参加や雇用・就労等を含めた総合的な障がい者施策の推進	・自立支援給付、地域生活支援事業の充実	・各種サービスの提供	福祉部	46

(3) 困難な状況におかれているすべての人が尊重される社会の実現に向けた環境づくりの推進

取組の概要	各事業	事業の概要	所管部	頁
①貧困等生活上困難な女性等への支援	・ひとり親家庭の自立支援	・相談の充実	こども保健部	46
	・生活困窮者の自立促進	・就労サポート支援促進 ・家庭ホームヘルパー派遣 ・生活相談支援センターでの相談支援と就労支援	福祉部	
②すべての人が安心して暮らせる環境の整備	・くしろ国際交流プラザの運営	・市内在住外国人等の受入体制づくり	総合政策部	46
	・通訳者登録制度の運用	・研修会の実施	総合政策部	

(4) 社会全体での子育て支援

	数値目標	現状値
成果目標	【再掲】 子育て支援拠点センターのべ利用者数 4万人以上の維持	H28 年度実績 54,846 人
	ファミリーサポートセンター会員数 H26 年度実績 981 人の 10%増 1,079 人	H28 年度実績 1,138 人 (16%増)

取組の概要	各事業	事業の概要	所管部	頁
①多様な保育サービス、地域における子育て支援の推進	・地域子育て支援拠点事業	・親子・家庭・地域社会の関わりをつくり子育て支援	こども保健部	46
	・特別保育サービス	・時間延長保育、障がい児保育など	こども保健部	
	・「すきやき隊」による子育て支援	・地域との連携による子育て支援	こども保健部	
	・ファミリーサポートセンター事業による育児支援	・地域における子育て支援	こども保健部	
	・支援ガイドブック発行	・情報提供	こども保健部	
	・放課後児童クラブ	・共稼ぎ家庭の小学生に対し児童館等を利用し遊びと生活の場を提供	こども保健部	
	・児童館母親クラブ	・母親など地域住民の積極的参加による地域組織活動の促進	こども保健部	
②子育て相談・支援関連の情報の提供	・家庭福祉推進連絡協議会	・ケース別協議と支援 ・相談員・関係者の研修会	こども保健部	46
	・地域子育て支援事業	・相談、情報収集・提供	こども保健部	

3 生涯学習の推進

(1) 多様な選択を可能にする学習機会の充実

取組の概要	各事業	事業の概要	所管部	頁
①地域での学習機会の提供と学習活動の支援促進	・生涯学習まちづくり出前講座	・市民の要請により、市職員が講師となり行う出前講座	生涯学習部	48
	・各種生涯学習講座開催	・生涯学習推進のための講座	生涯学習部	
②男女の社会参画促進と学習機会の充実	・関係女性団体活動支援	・毎年派遣 ・情報提供	総合政策部	48
	・コミュニティー施設の運営		市民環境部	
	・道外派遣研修		総合政策部	
	・各種情報誌の設置		総合政策部	

(2) 生涯学習関連施設の充実及び情報の提供

取組の概要	各事業	事業の概要	所管部	頁
①関連施設における情報の提供充実	・各施設への資料配布依頼	・市役所・各支所・コミュニティーセンター・生涯学習センター・交流プラザさいわい・図書館他	総合政策部	48
②市民の学習ニーズに応じた情報の提供	・広報紙等に情報掲載	・生涯学習情報の提供	生涯学習部	48
	・情報コーナーの設置	・情報の提供	総合政策部	

4 生涯にわたる男女の健康支援

(1) 妊娠・出産・育児期における女性と子どもの健康支援

	数値目標	現状値
成果目標	マタニティ講座を受講したことで「妊娠・出産・育児に対する不安の解消に役立った」と答えた者の割合 100%	H28 年度実績 98.5%

取組の概要	各事業	事業の概要	所管部	頁
①妊娠・出産・育児の時期を安心して過ごすための相談・支援の充実	・母子手帳交付及び健康相談	・手帳交付時の個別相談	こども保健部	49
	・マタニティ講座	・親の心構えや育児相談	こども保健部	
	・6～7ヶ月児育児相談	・育児相談を利用して親の心の成長について相談	こども保健部	
	・子育てに関する講座等	・食育や子育て等に関する教室など	こども保健部	
	・訪問指導、電話・来所による相談	・家庭訪問、育児ダイヤル	こども保健部	
	・育児支援家庭訪問	・産後支援や養育支援を必要とする世帯への支援	こども保健部	
	・雇用機会均等法・労働基準法等の関連情報の周知	・国、道、他団体等との連携と情報提供	産業振興部	
②不妊治療など、保健・医療に関連する情報の提供	・広報紙等に情報掲載	・道との連携による情報提供	こども保健部	49

(2) 男女平等の視点に立った性教育の促進

取組の概要	各事業	事業の概要	所管部	頁
①性に関する正しい情報の提供と教育の推進	・ 思春期保健講座	・ 性差の理解および自分と相手を大切にすることを考える講座	こども保健部	49
	・ 思春期保健相談	・ 思春期の性と心の相談	こども保健部	
	・ 中学生対象赤ちゃんふれあい体験事業	・ 実際の赤ちゃんとお母さんの親子のふれあい	こども保健部 学校教育部	
②思春期における保健対策の推進	・ 思春期教育関係職種会議	・ 学校・保健・医療など関係者のネットワーク構築 ・ 思春期の健康と性の問題等の専門研修	こども保健部	49

(3) 成人期・高齢期における健康づくり支援

取組の概要	各事業	事業の概要	所管部	頁
①医療相談や情報の提供	・ 健康教育	・ 健康づくりに関する教室など	こども保健部	49
	・ 健康相談	・ 電話、来所相談実施	こども保健部	
	・ 女性相談の充実	・ さまざまな女性の相談実施 (出産、母子、DV等)	こども保健部	
②健康づくりを意識した啓発活動推進	・ 各種健康講座	・ 健康づくりに関する教室など	こども保健部	49
	・ 若者健診	・ 生活習慣病予防検診(18~39歳対象)	こども保健部	

(4) 保健・医療体制の充実

取組の概要	各事業	事業の概要	所管部	頁
①市立釧路総合病院に女性専門外来の設置に向け、女性医師の確保に努力するなど医療体制の充実	・ 医療体制の充実	・ 女性専門相談窓口(女性看護師対応)の設置	市立釧路総合病院	49



資料編

プラン策定の経過

平成28年 5月		・企業向け意識調査内容の検討
6月		
7月	7/5	平成28年度第1回審議会 ●企業向け意識調査スケジュール確認
8月	8/30	平成28年度第2回審議会 ●企業向け意識調査の調査内容検討
9月		・企業向け意識調査実施準備作業 (対象者リスト作成)
10月	10/7	平成28年度第3回審議会 ●企業向け意識調査の内容検討・決定
11月		・企業向け意識調査票の発送(700件)
12月		・企業向け意識調査票の回収(12/6期日)、集計作業
平成29年 1月		
2月	2/17	平成28年度第4回審議会 ●企業向け意識調査の途中経過報告
3月	3/24	平成28年度第5回審議会 ●企業向け意識調査集計結果概要報告
4月		・企業向け意識調査結果取りまとめ、 報告書の作成
5月		・企業向け意識調査報告書の配布
6月	6/7	平成29年度第1回審議会 ●新プランへの意見聴取
7月		
8月	8/3	平成29年度第2回審議会 ●新プラン概要説明・意見聴取
9月		
10月	10/5	平成29年度第3回審議会 ●新プラン案説明・意見聴取
11月	11/28	平成29年度第4回審議会 ●新プラン素案・意見聴取
12月		・パブリックコメント実施(12/22~1/22) ・市議会常任委員会への「くしろ男女 平等参画プラン」素案(案)報告
平成30年 1月		
2月	2/8	平成29年度第5回審議会
3月		・市議会常任委員会への「くしろ男女 平等参画プラン」報告 ・「くしろ男女平等参画プラン」策定

釧路市男女平等参画審議会委員名簿

(第4期：平成29年6月29日～平成31年6月28日)

氏名	職業等	
野村 卓	北海道教育大学釧路校准教授	
篠田 奈保子	弁護士／はるとり法律事務所	副会長
畑中 悦子	元プラン推進懇話会委員 元条例検討委員会委員	会長
高橋 ひろみ	元プラン推進懇話会委員 元条例検討委員会委員	
小野塚 昌俊	釧路信用金庫城山支店長	
野沢 淳	三ッ輪運輸株式会社理事総務部長	
元氏 克己	釧路商工会議所企画広報課長	
遠藤 浩	北海道釧路総合振興局保健環境部 くらし・子育て担当部長	
藤原 美恵子	釧路市立芦野小学校校長	
加賀谷 淑子	公募委員	
中村 博明	公募委員	
長谷川 真由	公募委員	

釧路市男女平等参画推進条例

平成22年12月15日
釧路市条例第45号

目次

前文

第1章 総則（第1条—第9条）

第2章 男女平等参画を推進するための基本的施策（第10条—第20条）

第3章 釧路市男女平等参画審議会（第21条）

第4章 補則（第22条）

附則

（前文）

すべての人が個人として尊重され、性別にかかわらず個性と能力を十分に発揮し、自分らしく生きることができる地域社会の実現は、私たち市民の共通の願いである。

我が国においては、個人の尊重と法の下での平等を定める日本国憲法の下で、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会の取組と連動しながら、法制度を整備することにより進められてきた。

私たちのまち、釧路市においても、男女平等参画に関する基本計画である「くしろ男女平等参画プラン」を策定し、男女平等参画社会の実現に向けた様々な施策を実行してきた。

しかしながら、女性に対する暴力、セクシュアル・ハラスメントなどの人権侵害や職場、家庭、地域などにおける性別による固定的な役割分担意識とそれに基づく慣習や慣行が依然として存在しており、男女平等の実現には、なお一層の努力が必要な状況である。

少子高齢化の進展や家族形態の多様化など、私たちを取り巻く社会環境が急速に変化している中で、社会のあらゆる分野において男女の人権が尊重され、平等な関係で互いに協力し合い、それぞれが責任を果たし、その成果を分かち合うことができる男女平等参画社会を実現しなければならない。

このような認識の下、男女平等参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進することにより、男女平等参画社会を実現するため、この条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、本市における男女平等参画の推進に関し、基本理念を定め、並びに市、市民、事業者等及び教育に携わる者の責務を明らかにするとともに、市の施策の基本となる事項を定めることにより、男女平等参画に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって男女平等参画社会の実現を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女平等参画 男女が、その人権を尊重され、社会の対等な構成員として社会的又は文化的に形成された性別にとらわれず、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が平等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。
- (2) 積極的改善措置 社会のあらゆる分野における活動に参画する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、社会的に不利な状況にある男女のいずれか一方に対し、格差の改善の機会を積極的に提供することをいう。
- (3) ドメスティック・バイオレンス 夫婦若しくは恋愛関係その他の親密な関係にあり、又はあった男女間における身体的、経済的又は精神的な苦痛を与える暴力行為及び暴力的行為（以下「暴力行

為等」という。)をいう。

- (4) セクシュアル・ハラスメント 他の者に対し、その意に反する性的な言動により不快感を与え、その言動を受けた者の生活環境を害すること及び性的な言動を受けた者の対応によりその者に不利益を与えることをいう。
- (5) 事業者等 市内において、公的機関若しくは民間又は営利若しくは非営利を問わず事業を行う者並びに市内における自治会等の地域の自治組織及び市民活動団体をいう。
- (6) 教育に携わる者 市内において、学校教育、社会教育、家庭教育及び地域教育にかかわるすべての者をいう。

(基本理念)

第3条 男女平等参画は、次に掲げる基本理念にのっとり推進されなければならない。

- (1) 男女の個人としての尊厳を重んじ、男女の性別による差別をなくし、男女が個人として能力を発揮する機会を確保すること。
- (2) 性別による固定的な役割分担にとらわれず、男女が様々な活動を選択できるよう、社会における制度及び慣行のあり方を、男女の活動の選択に対してできる限り中立なものとするように配慮すること。
- (3) 男女が、社会の対等なパートナーとして、様々な方針の立案及び決定に参画する機会を確保すること。
- (4) 男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子育て、介護等の家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、自らの意思によって仕事、学習、地域活動等ができるようにすること。
- (5) 男女が、互いの性について理解を深め、妊娠又は出産に関する事項に関し双方の意思が尊重され、生涯にわたり共に健康な生活を営むことができるようにすること。
- (6) 男女平等参画の推進は、国際社会の取組と密接な関係を有していることを考慮し、国際的な連携の下に行っていくこと。
- (7) 男女が、自らの性を大切にしながら互いの人格を尊重しあうことができるよう、あらゆる形態の暴力を根絶すること。
- (8) 働く男女が、性別による不利益な取扱いを受けることなく、安心して働き、生活できるようにすること。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女平等参画の推進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的かつ計画的に実施するとともに、その他の施策についても男女平等参画の視点に立って実施する責務を有する。

- 2 市は、男女平等参画の推進に当たり、市民、事業者等、教育に携わる者、国及び他の地方公共団体との連携及び協力を図る責務を有する。

(市民の責務)

第5条 市民は、職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女平等参画を推進するよう努めなければならない。

- 2 市民は、市が実施する男女平等参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者等の責務)

第6条 事業者等は、基本理念にのっとり、その事業活動において、男女平等参画を積極的に推進するとともに、当該事業活動と家庭生活を含むその他の活動を両立して行うことができる事業環境を整備するよう努めなければならない。

- 2 事業者等は、市が実施する男女平等参画の推進に関する施策に積極的に協力するよう努めなければならない。

(教育に携わる者の責務)

第7条 教育に携わる者は、その教育活動において、男女平等参画社会についての理解を促し、伝えていくよう努めなければならない。

(性別による権利侵害の禁止)

第8条 何人も、社会のあらゆる分野において、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 性別を理由とする差別的な取扱い
- (2) ドメスティック・バイオレンス
- (3) セクシュアル・ハラスメント
- (4) その他性別に起因すると認められる暴力行為等

(情報を公表する際の留意)

第9条 何人も、公衆に表示する情報において、差別的取扱い若しくは暴力行為等を助長し、又は連想させる表現その他の男女平等参画の推進を阻害するような表現を行わないよう努めなければならない。

第2章 男女平等参画を推進するための基本的施策

(基本計画の策定及び見直し)

第10条 市長は、男女平等参画を総合的かつ計画的に推進するため、基本的な計画（以下「基本計画」という。）を策定しなければならない。

- 2 市長は、基本計画を策定するときは、あらかじめ第21条第1項に規定する釧路市男女平等参画審議会（第20条において「審議会」という。）の意見を聴かなければならない。
- 3 市長は、基本計画を策定するときは、市民、事業者等及び教育に携わる者（以下「市民等」という。）の意見を反映させることができるよう、適切な措置を講じなければならない。
- 4 市長は、基本計画を策定したときは、速やかにこれを公表しなければならない。
- 5 市長は、策定した基本計画を定期的に見直し、又は必要に応じて変更することができる。この場合においては、前3項の規定を準用する。

(調査及び研究)

第11条 市は、男女平等参画の推進に関する施策の策定及び実施に必要な調査及び研究を行うものとする。

(教育の分野における措置)

第12条 市は、市民等の男女平等参画の推進についての理解を促進するため、学校教育、社会教育、家庭教育、地域教育等のあらゆる教育の分野において必要な措置を講ずるものとする。

(実施状況の公表)

第13条 市長は、毎年、男女平等参画の推進に関する施策の実施状況を取りまとめ、これを公表するものとする。

(広報及び啓発)

第14条 市は、男女平等参画の基本理念に対する理解が深まるよう、社会のあらゆる分野において広報、啓発活動その他適切な措置を講ずるものとする。

(推進体制の整備)

第15条 市は、男女平等参画の推進に関する施策を総合的に調整し、計画的に推進するために必要な体制を整備するものとする。

(財政上の措置)

第16条 市は、男女平等参画の推進に関する施策を実施するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(市民等に対する支援)

第17条 市は、男女平等参画の推進に積極的に取り組む市民等の活動に対し、これを支援するために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(雇用の分野における措置)

第18条 市は、市における人事管理及び組織運営において、基本理念にのっとり、男女が性別にとらわれることなくそれぞれの能力を発揮することができるよう必要な措置を講ずるとともに、市が出資する団体においても同様の措置が講じられるよう努めるものとする。

2 市は、必要があると認めるときは、事業者等に対し男女平等参画のための調査等について、協力を求めることができる。

(附属機関等の委員の構成)

第19条 市長その他の執行機関は、附属機関等として設置する審議会等の委員を任命し、又は委嘱するときは、男女いずれか一方の委員の数が委員の総数の4割未満とならないよう努めるものとする。

(意見等の申出等)

第20条 市民は、男女平等参画に関する市の施策についての意見若しくは苦情又は男女平等参画の推進を阻害すると認められるものがあるときは、その旨を市長に申し出ることができる。

2 市長は、前項の規定による申出に係る事務を行わせるため、男女平等参画相談員を設置することができる。

3 前項の男女平等参画相談員は、第1項の規定による申出があったときは、関係機関と連携し適切な措置を講ずるものとする。

4 市長は、第1項の規定による申出があったときは、必要に応じて審議会の意見を聴くことができる。

第3章 釧路市男女平等参画審議会

第21条 男女平等参画を推進するため、市長の附属機関として、釧路市男女平等参画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、次に掲げる事項を所掌する。

(1) 市長の諮問又は必要に応じて男女平等参画の推進に関する事項について調査審議し、市長に意見を述べること。

(2) 毎年、男女平等参画の推進に関する施策の実施状況について審議し、市長に意見を述べること。

(3) 前条第2項の男女平等参画相談員が対応した事例の中から、市の施策の改善が必要な事項を調査審議し、市長に意見を述べること。

3 審議会は、15名以内の委員をもって組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。この場合において、男女のいずれか一方の委員の数は、委員の総数の4割未満であってはならない。

(1) 学識経験を有する者

(2) 公募に応じた者

(3) その他市長が必要と認めた者

4 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 市長は、特別の理由があるときは、任期中であっても委員を解嘱することができる。

6 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第4章 補則

(委任)

第22条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

北海道男女平等参画推進条例

平成13年3月30日公布
北海道条例 第6号

目次

前文

第1章 総則（第1条—第7条）

第2章 男女平等参画の推進に関する基本的施策等

第1節 基本計画（第8条）

第2節 男女平等参画の推進に関する基本的施策（第9条—第17条）

第3節 道民等からの申出（第18条）

第3章 北海道男女平等参画苦情処理委員（第19条—第22条）

第4章 北海道男女平等参画審議会（第23条—第31条）

附則

（前文）

個人の尊重と法の下での平等がうたわれている日本国憲法の下で、我が国における男女平等の実現に向けた取組は、女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約を軸とした国際的な取組と連動して、法制度を整備することにより進められてきた。

しかしながら、女性に対する暴力やセクシュアル・ハラスメントなどの人権侵害、表面上は異なる扱いをしていないが結果として一方の性に差別的な効果をもたらすいわゆる間接差別を含めた男女の差別的な取扱い及び社会慣習の上での性別による役割分担意識の問題が社会のあらゆる分野において依然として存在している。

こうした男女平等が完全に実現しているとはいえない状況において、男女が互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる社会の実現は、緊要な課題である。

このため、私たちは、男女共同参画社会基本法が男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付けていることを踏まえながら、都市と広大な農山漁村地域が混在する北海道の地域性に配慮しつつ、職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、男女平等参画の推進を図っていくことが必要である。

このような考え方に立って、男女平等参画の推進に積極的に取り組むことにより、男女が平等に社会のあらゆる分野における活動に参画して共に責任を担うとともに政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができる男女平等参画社会を実現するため、この条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、男女平等参画の推進に関し、基本理念を定め、並びに道、道民及び事業者の責務を明らかにするとともに、道の基本的施策について必要な事項を定めることにより、男女平等参画の推進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的かつ計画的に推進し、もって男女平等参画社会を実現することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 男女平等参画 男女が、その人権を尊重され、社会の対等な構成員として、社会的文化的に形成された性別にとらわれず、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保されることにより、男女が平等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することがで

- き、かつ、共に責任を担うことをいう。
- 二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。
- 三 セクシュアル・ハラスメント 他の者に対し、その意に反した性的な言動を行うことにより、当該者の就業等における環境を害して不快な思いをさせること又は性的な言動を受けた者の対応により当該者に不利益を与えることをいう。

(基本理念)

- 第3条 男女平等参画の推進は、男女が共に一人の自立した個人として尊厳が重んぜられること、直接的にも間接的にも男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が共に社会的文化的に形成された性別にとらわれず個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行わなければならない。
- 2 男女平等参画の推進に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女平等参画を阻害する要因となるおそれがあることを考慮し、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮しなければならない。
- 3 男女平等参画の推進は、男女が、社会の対等な構成員として、道における政策又は事業者における方針の立案及び決定に平等に参画する機会が確保されることを旨として、行わなければならない。
- 4 男女平等参画の推進は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、家庭以外の職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野における活動を行うことができるようにすることを旨として、行わなければならない。
- 5 男女平等参画の推進が国際社会における取組と密接な関係を有していることを考慮し、男女平等参画の推進は、国際社会における取組を踏まえながら行わなければならない。

(道の責務)

- 第4条 道は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女平等参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に策定し、及び実施する責務を有する。
- 2 道は、男女平等参画を推進するに当たっては、国、都府県及び市町村との緊密な連携を図らなければならない。

(道民の責務)

- 第5条 道民は、職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女平等参画の推進に寄与するとともに、道が実施する男女平等参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

- 第6条 事業者は、事業活動を行うに当たり、基本理念にのっとり、男女平等参画の推進に自ら積極的に取り組むとともに、道が実施する男女平等参画の推進に関する施策に協力する責務を有する。

(性別による権利侵害の禁止)

- 第7条 何人も、職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、性別を理由として直接的にも間接的にも差別的な取扱いをしてはならない。
- 2 何人も、職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、セクシュアル・ハラスメントを行ってはならない。
- 3 何人も、職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、男女平等参画を阻害する暴力的行為（精神的に著しく苦痛を与える行為を含む。）を行ってはならない。

第2章 男女平等参画の推進に関する基本的施策等

第1節 基本計画

第8条 知事は、男女平等参画の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女平等参画の推進に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）を定めなければならない。

2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女平等参画の推進に関する施策の大綱

二 男女の人権の尊重に関する事項

三 男女平等参画の普及啓発に関する事項

四 道が設置する附属機関の委員等の男女の構成割合に関する事項

五 前各号に掲げるもののほか、男女平等参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 知事は、基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ、道民の意見を反映することができるよう必要な措置を講じなければならない。

4 知事は、基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ、北海道男女平等参画審議会の意見を聴かななければならない。

5 知事は、基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6 前三項の規定は、基本計画の変更について準用する。

第2節 男女平等参画の推進に関する基本的施策

（道が設置する附属機関等における男女平等参画の推進）

第9条 道は、その設置する附属機関等の委員等を任命する場合には、積極的改善措置を講ずることにより、できる限り男女の均衡を図るよう努めるものとする。

（施策の策定等に当たっての配慮）

第10条 道は、男女平等参画に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女平等参画の推進に配慮しなければならない。

（道民等の理解を深めるための措置）

第11条 道は、情報提供、広報活動及びあらゆる教育の機会を通じて、基本理念に関する道民及び事業者（以下「道民等」という。）の理解を深めるよう、職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、適切な措置を講じなければならない。

（事業者への協力の依頼）

第12条 知事は、必要があると認める場合には、事業者に対し、雇用その他の事業活動における男女平等参画の実態を把握するための調査について、協力を求めることができる。

（調査研究）

第13条 道は、男女平等参画の推進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するよう努めるものとする。

（道民の活動等に対する支援）

第14条 道は、男女平等参画の推進に関し、道民等が行う活動及び市町村が実施する施策を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 道は、道民及び民間の団体が行う男女平等参画の推進に関する活動を支援するための拠点となる施設を設置するものとする。

（推進体制の整備）

第15条 道は、男女平等参画の推進に関する施策を総合的かつ効果的に実施するため、必要な推進体制を整備するものとする。

（財政上の措置）

第16条 道は、男女平等参画の推進に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(公表)

第17条 知事は、毎年、男女平等参画の推進状況及び男女平等参画の推進に関して講じた施策の実施状況について、公表しなければならない。

第3節 道民等からの申出

第18条 道民等は、男女平等参画を阻害すると認められるものがあるとき、又は男女平等参画に必要なと認められるものがあるときは、知事に申し出ることができる。

2 知事は、前項の規定による申出を受けたときは、関係機関と連携し、適切かつ迅速な措置を講ずるものとする。

第3章 北海道男女平等参画苦情処理委員

(設置)

第19条 知事は、道民等からの男女平等参画に関する申出について、次に掲げる事務を行わせるため、北海道男女平等参画苦情処理委員（以下「苦情処理委員」という。）を置くものとする。

- 一 男女平等参画に係る道の施策についての苦情に関する申出に対し、助言をすること。
- 二 男女平等参画を阻害すると認められるものに関する申出に対し、助言をすること。
- 三 第一号の苦情に係る施策について、関係する道の機関に対し、意見を述べること。

(苦情等の申出)

第20条 道民等は、男女平等参画に係る道の施策についての苦情及び男女平等参画を阻害すると認められるものに関し、苦情処理委員に申し出ることができる。

(助言等)

第21条 苦情処理委員は、前条の規定による申出があったときは、申し出たものに対し、助言を行うことができる。

2 苦情処理委員は、前項の申出が男女平等参画に係る道の施策についての苦情であるときは、関係する道の機関に対し、意見を述べるることができる。

(知事への委任)

第22条 この章に定めるもののほか、苦情処理委員の事務に関し必要な事項は、知事が定める。

第4章 北海道男女平等参画審議会

(設置)

第23条 男女平等参画の推進を図るため、知事の附属機関として、北海道男女平等参画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事項)

第24条 審議会の所掌事項は、次のとおりとする。

- 一 知事の諮問に応じ、男女平等参画の推進に関する重要事項を調査審議すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、この条例の規定によりその権限に属させられた事務

2 審議会は、男女平等参画の推進に関し必要と認める事項を知事に建議することができる。

(組織)

第25条 審議会は、委員15人以内で組織する。

2 男女いずれの委員の数も委員の総数の10分の4未満であってはならない。

(委員)

第26条 委員は、次に掲げる者のうちから、知事が任命する。この場合において、第五号に掲げる者については、委員の総数の10分の4以内とする。

- 一 学識経験のある者
- 二 男女平等参画に関係する団体の役職員
- 三 事業者を代表する者
- 四 市町村の職員又は市町村の連絡調整を図る団体の役職員
- 五 公募に応じた者

2 知事は、委員の任命に当たっては、特定の地域に偏らないように配慮するものとする。

3 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第27条 審議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員が互選する。

3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第28条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の2分の1以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(特別委員)

第29条 審議会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、特別委員を置くことができる。

2 特別委員は、知事が任命する。

3 特別委員は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

(専門部会)

第30条 審議会は、その定めるところにより、専門部会を置くことができる。

2 専門部会に部会長を置き、会長が指名する委員がこれに当たる。

3 専門部会に属すべき委員及び特別委員は、会長が指名する。

(会長への委任)

第31条 この章に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この条例は、平成13年4月1日から施行する。ただし、第4章の規定は平成13年7月1日から、第3章の規定は同年10月1日から施行する。

男女共同参画社会基本法

平成一一年六月二三日法律第七八号

目次

前文

第一章 総則（第一条—第十二条）

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策（第十三条—第二十条）

第三章 男女共同参画会議（第二十一条—第二十八条）

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。
- 二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

（男女の人権の尊重）

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

（社会における制度又は慣行についての配慮）

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役

割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第八条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第九条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第十一条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第十二条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

- 二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
- 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。
- 5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

- 第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。
- 2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
- 一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
- 二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。
- 4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

- 第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

- 第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

- 第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

- 第十八条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

- 第十九条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

- 第二十条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第三章 男女共同参画会議

(設置)

第二十一条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第二十二条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- 三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- 四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第二十三条 会議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。

(議長)

第二十四条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

- 2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第二十五条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 内閣官房長官以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
- 二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者
- 2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。
- 3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。
- 4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第二十六条 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第二十七条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

- 2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第二十八条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第二条 男女共同参画審議会設置法（平成九年法律第七号）は、廃止する。

（経過措置）

第三条 前条の規定による廃止前の男女共同参画審議会設置法（以下「旧審議会設置法」という。）第一の規定により置かれた男女共同参画審議会は、第二十一条第一項の規定により置かれた審議会となり、同一性をもって存続するものとする。

2 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第四条第一項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員である者は、この法律の施行の日に、第二十三条第一項の規定により、審議会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、同条第二項の規定にかかわらず、同日における旧審議会設置法第四条第二項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

3 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第五条第一項の規定により定められた男女共同参画審議会の会長である者又は同条第三項の規定により指名された委員である者は、それぞれ、この法律の施行の日に、第二十四条第一項の規定により審議会の会長として定められ、又は同条第三項の規定により審議会の会長の職務を代理する委員として指名されたものとみなす。

附 則（平成十一年七月一六日法律第一〇二号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（施行の日＝平成十三年一月六日）

一 略

二 附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十条の規定
公布の日

（委員等の任期に関する経過措置）

第二十八条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者（任期の定めのない者を除く。）の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

一から十まで 略

十一 男女共同参画審議会

（別に定める経過措置）

第三十条 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則（平成十一年一二月二二日法律第一六〇号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律（第二条及び第三条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（以下略）

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

平成二七年法律第六四号

目次

第一章 総則（第一条—第四条）
第二章 基本方針等（第五条・第六条）
第三章 事業主行動計画等
第一節 事業主行動計画策定指針（第七条）
第二節 一般事業主行動計画（第八条—第十四条）
第三節 特定事業主行動計画（第十五条）
第四節 女性の職業選択に資する情報の公表（第十六条・第十七条）
第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置（第十八条—第二十五条）
第五章 雑則（第二十六条—第二十八条）
第六章 罰則（第二十九条—第三十四条）
附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性はその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍すること（以下「女性の職業生活における活躍」という。）が一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画社会基本法（平成十一年法律第七十八号）の基本理念にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。

（基本原則）

第二条 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活における活躍に係る男女間の格差の実情を踏まえ、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性に対する採用、教育訓練、昇進、職種及び雇用形態の変更その他の職業生活に関する機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した職場における慣行が女性の職業生活における活躍に対して及ぼす影響に配慮して、その個性と能力が十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。

2 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活を営む女性が結婚、妊娠、出産、育児、介護その他の家庭生活に関する事由によりやむを得ず退職することが多いことその他の家庭生活に関する事由が職業生活に与える影響を踏まえ、家族を構成する男女が、男女の別を問わず、相互の協力と社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たしつつ職業生活における活動を行うために必要な環境の整備等により、男女の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。

3 女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきものであることに留意されなければならない。

（国及び地方公共団体の責務）

第三条 国及び地方公共団体は、前条に定める女性の職業生活における活躍の推進についての基本原則（次条及び第五条第一項において「基本原則」という。）にのっとり、女性の職業生活における活躍の

推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

(事業主の責務)

第四条 事業主は、基本原則にのっとり、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の積極的な提供、雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備その他の女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を自ら実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に協力しなければならない。

第二章 基本方針等

(基本方針)

第五条 政府は、基本原則にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 女性の職業生活における活躍の推進に関する基本的な方向
- 二 事業主が実施すべき女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する基本的な事項
- 三 女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する次に掲げる事項
 - イ 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置に関する事項
 - ロ 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備に関する事項
 - ハ その他女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する重要事項
- 四 前三号に掲げるもののほか、女性の職業生活における活躍を推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。

(都道府県推進計画等)

第六条 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（以下この条において「都道府県推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

2 市町村は、基本方針（都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画）を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（次項において「市町村推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

3 都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又は市町村推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第三章 事業主行動計画等

第一節 事業主行動計画策定指針

第七条 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主が女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を総合的かつ効果的に実施することができるよう、基本方針に即して、次条第一項に規定する一般事業主行動計画及び第十五条第一項に規定する特定事業主行動計画（次項において「事業主行動計画」と総称する。）の策定に関する指針（以下「事業主行動計画策定指針」という。）を定めなければならない。

2 事業主行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、事業主行動計画の指針となるべきものを定めるものとする。

- 一 事業主行動計画の策定に関する基本的な事項
- 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容に関する事項
- 三 その他女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する重要事項

- 3 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主行動計画策定指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第二節 一般事業主行動計画

(一般事業主行動計画の策定等)

第八条 国及び地方公共団体以外の事業主（以下「一般事業主」という。）であつて、常時雇用する労働者の数が三百人を超えるものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画（一般事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下同じ。）を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

- 2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 計画期間

二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標

三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

- 3 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、採用した労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異、労働時間の状況、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他のその事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、労働時間、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

- 4 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。

- 5 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。

- 6 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、一般事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

- 7 一般事業主であつて、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出るよう努めなければならない。これを変更したときも、同様とする。

- 8 第三項の規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとする場合について、第四項から第六項までの規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更した場合について、それぞれ準用する。

(基準に適合する一般事業主の認定)

第九条 厚生労働大臣は、前条第一項又は第七項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該取組の実施の状況が優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(認定一般事業主の表示等)

第十条 前条の認定を受けた一般事業主（次条及び第二十条第一項において「認定一般事業主」という。）は、商品、役務の提供の用に供する物、商品又は役務の広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定めるもの（次項において「商品等」という。）に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

- 2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、商品等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

(認定の取消し)

第十一条 厚生労働大臣は、認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第九条の認定を

取り消すことができる。

- 一 第九条に規定する基準に適合しなくなつたと認めるとき。
- 二 この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
- 三 不正の手段により第九条の認定を受けたとき。

(委託募集の特例等)

第十二条 承認中小事業主団体の構成員である中小事業主（一般事業主であつて、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものをいう。以下この項及び次項において同じ。）が、当該承認中小事業主団体をして女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施に関し必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）第三十六条第一項及び第三項の規定は、当該構成員である中小事業主については、適用しない。

- 2 この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であつて厚生労働省令で定めるもの又は一般社団法人で中小事業主を直接又は間接の構成員とするもの（厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。）のうち、その構成員である中小事業主に対して女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を実施するための人材確保に関する相談及び援助を行うものであつて、その申請に基づいて、厚生労働大臣が、当該相談及び援助を適切に行うための厚生労働省令で定める基準に適合する旨の承認を行ったものをいう。
- 3 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項に規定する基準に適合しなくなつたと認めるときは、同項の承認を取り消すことができる。
- 4 承認中小事業主団体は、第一項に規定する募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。
- 5 職業安定法第三十七条第二項の規定は前項の規定による届出があつた場合について、同法第五条の三第一項及び第三項、第五条の四、第三十九条、第四十一条第二項、第四十八条の三、第四十八条の四、第五十条第一項及び第二項並びに第五十一条の二の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第四十条の規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第五十条第三項及び第四項の規定はこの項において準用する同条第二項に規定する職権を行う場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第三十七条第二項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第十二条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第四十一条第二項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。
- 6 職業安定法第三十六条第二項及び第四十二条の二の規定の適用については、同法第三十六条第二項中「前項の」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同法第四十二条の二中「第三十九条に規定する募集受託者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成二十七年法律第六十四号）第十二条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」とする。
- 7 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第二項の相談及び援助の実施状況について報告を求めることができる。

第十三条 公共職業安定所は、前条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する承認中小事業主団体に対して、雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施を図るものとする。

(一般事業主に対する国の援助)

第十四条 国は、第八条第一項若しくは第七項の規定により一般事業主行動計画を策定しようとする一般事業主又はこれらの規定による届出をした一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定、労働者への周知若しくは公表又は一般事業主行動計画に基づく措置が円滑に実施されるように相談その他の援助の実施に努めるものとする。

第三節 特定事業主行動計画

第十五条 国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるもの（以下「特定事業主」という。）は、政令で定めるところにより、事業主行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画（特定事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下この条において同じ。）を定めなければならない。

2 特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 計画期間

二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標

三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

3 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、採用した職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異、勤務時間の状況、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他のその事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、勤務時間、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

4 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを職員に周知させるための措置を講じなければならない。

5 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6 特定事業主は、毎年少なくとも一回、特定事業主行動計画に基づく取組の実施の状況を公表しなければならない。

7 特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、特定事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

第四節 女性の職業選択に資する情報の公表

（一般事業主による女性の職業選択に資する情報の公表）

第十六条 第八条第一項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表しなければならない。

2 第八条第七項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表するよう努めなければならない。

（特定事業主による女性の職業選択に資する情報の公表）

第十七条 特定事業主は、内閣府令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表しなければならない。

第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置

（職業指導等の措置等）

第十八条 国は、女性の職業生活における活躍を推進するため、職業指導、職業紹介、職業訓練、創業の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 地方公共団体は、女性の職業生活における活躍を推進するため、前項の措置と相まって、職業生活を営み、又は営もうとする女性及びその家族その他の関係者からの相談に応じ、関係機関の紹介その他の情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 地方公共団体は、前項に規定する業務に係る事務の一部を、その事務を適切に実施することができ

るものとして内閣府令で定める基準に適合する者に委託することができる。

- 4 前項の規定による委託に係る事務に従事する者又は当該事務に従事していた者は、正当な理由なく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(財政上の措置等)

第十九条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する地方公共団体の施策を支援するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(国等からの受注機会の増大)

第二十条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に資するため、国及び公庫等（沖縄振興開発金融公庫その他の特別の法律によって設立された法人であって政令で定めるものをいう。）の役務又は物件の調達に関し、予算の適正な使用に留意しつつ、認定一般事業主その他の女性の職業生活における活躍に関する状況又は女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が優良な一般事業主（次項において「認定一般事業主等」という。）の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するものとする。

- 2 地方公共団体は、国の施策に準じて、認定一般事業主等の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するように努めるものとする。

(啓発活動)

第二十一条 国及び地方公共団体は、女性の職業生活における活躍の推進について、国民の関心と理解を深め、かつ、その協力を得るとともに、必要な啓発活動を行うものとする。

(情報の収集、整理及び提供)

第二十二条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に資するよう、国内外における女性の職業生活における活躍の状況及び当該取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

(協議会)

第二十三条 当該地方公共団体の区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する事務及び事業を行う国及び地方公共団体の機関（以下この条において「関係機関」という。）は、第十八条第一項の規定により国が講ずる措置及び同条第二項の規定により地方公共団体が講ずる措置に係る事例その他の女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を活用することにより、当該区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する取組が効果的かつ円滑に実施されるようにするため、関係機関により構成される協議会（以下「協議会」という。）を組織することができる。

- 2 協議会を組織する関係機関は、当該地方公共団体の区域内において第十八条第三項の規定による事務の委託がされている場合には、当該委託を受けた者を協議会の構成員として加えるものとする。

- 3 協議会を組織する関係機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。

- 一 一般事業主の団体又はその連合団体
- 二 学識経験者
- 三 その他当該関係機関が必要と認める者

- 4 協議会は、関係機関及び前二項の構成員（以下この項において「関係機関等」という。）が相互の連絡を図ることにより、女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた女性の職業生活における活躍の推進に関する取組について協議を行うものとする。

- 5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

(秘密保持義務)

第二十四条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(協議会の定める事項)

第二十五条 前二条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第五章 雑則

(報告の徴収並びに助言、指導及び勧告)

第二十六条 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、第八条第一項に規定する一般事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

(権限の委任)

第二十七条 第八条から第十二条まで及び前条に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

(政令への委任)

第二十八条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

第六章 罰則

第二十九条 第十二条第五項において準用する職業安定法第四十一条第二項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十八条第四項の規定に違反した者
- 二 第二十四条の規定に違反した者

第三十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十二条第四項の規定による届出をしないで、労働者の募集に従事した者
- 二 第十二条第五項において準用する職業安定法第三十七条第二項の規定による指示に従わなかった者
- 三 第十二条第五項において準用する職業安定法第三十九条又は第四十条の規定に違反した者

第三十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十条第二項の規定に違反した者
- 二 第十二条第五項において準用する職業安定法第五十条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- 三 第十二条第五項において準用する職業安定法第五十条第二項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

第三十三条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第二十九条、第三十一条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第三十四条 第二十六条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の過料に処する。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第三章（第七条を除く。）、第五章（第二十八条を除く。）及び第六章（第三十条を除く。）の規定並びに附則第五条の規定は、平成二十八年四月一日から施行する。

(この法律の失効)

第二条 この法律は、平成三十八年三月三十一日限り、その効力を失う。

- 2 第十八条第三項の規定による委託に係る事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、同条第四項の規定（同項に係る罰則を含む。）は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。
- 3 協議会の事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、第二十四条の規定（同条に係る罰則を含む。）は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。
- 4 この法律の失効前にした行為に対する罰則の適用については、この法律は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

（政令への委任）

第三条 前条第二項から第四項までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

（検討）

第四条 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

（社会保険労務士法の一部改正）

第五条 社会保険労務士法（昭和四十三年法律第八十九号）の一部を次のように改正する。

別表第一第二十号の二十六の次に次の一号を加える。

二十の二十七 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成二十七年法律第六十四号）

（内閣府設置法の一部改正）

第六条 内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）の一部を次のように改正する。

附則第二条第二項の表に次のように加える。

平成三十八年 三月三十一日	女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針（女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成二十七年法律第六十四号）第五条第一項に規定するものをいう。）の策定及び推進に関すること。
------------------	--

女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約

この条約の締約国は、
国際連合憲章が基本的人権、人間の尊厳及び価値並びに男女の権利の平等に関する信念を改めて確認していることに留意し、

世界人権宣言が、差別は容認することができないものであるとの原則を確認していること、並びにすべての人間は生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳及び権利について平等であること並びにすべての人は性による差別その他のいかなる差別もなしに同宣言に掲げるすべての権利及び自由を享有することができることを宣明していることに留意し、

人権に関する国際規約の締約国がすべての経済的、社会的、文化的、市民的及び政治的権利の享有について男女に平等の権利を確保する義務を負っていることに留意し、

国際連合及び専門機関の主催の下に各国が締結した男女の権利の平等を促進するための国際条約を考慮し、

更に、国際連合及び専門機関が採択した男女の権利の平等を促進するための決議、宣言及び勧告に留意し、

しかしながら、これらの種々の文書にもかかわらず女子に対する差別が依然として広範に存在していることを憂慮し、

女子に対する差別は、権利の平等の原則及び人間の尊厳の尊重の原則に反するものであり、女子が男子と平等の条件で自国の政治的、社会的、経済的及び文化的活動に参加する上で障害となるものであり、社会及び家族の繁栄の増進を阻害するものであり、また、女子の潜在能力を自国及び人類に役立てるために完全に開発することを一層困難にするものであることを想起し、

窮乏の状況においては、女子が食糧、健康、教育、雇用のための訓練及び機会並びに他の必要とするものを享受する機会が最も少ないことを憂慮し、

衡平及び正義に基づく新たな国際経済秩序の確立が男女の平等の促進に大きく貢献することを確信し、
アパルトヘイト、あらゆる形態の人種主義、人種差別、植民地主義、新植民地主義、侵略、外国による占領及び支配並びに内政干渉の根絶が男女の権利の完全な享有に不可欠であることを強調し、

国際の平和及び安全を強化し、国際緊張を緩和し、すべての国（社会体制及び経済体制のいかんを問わない。）の間で相互に協力し、全面的かつ完全な軍備縮小を達成し、特に厳重かつ効果的な国際管理の下での核軍備の縮小を達成し、諸国間の関係における正義、平等及び互恵の原則を確認し、外国の支配の下、植民地支配の下又は外国の占領の下にある人民の自決の権利及び人民の独立の権利を実現し並びに国の主権及び領土保全を尊重することが、社会の進歩及び発展を促進し、ひいては、男女の完全な平等の達成に貢献することを確認し、

国の完全な発展、世界の福祉及び理想とする平和は、あらゆる分野において女子が男子と平等の条件で最大限に参加することを必要としていることを確信し、

家族の福祉及び社会の発展に対する従来完全には認められていなかった女子の大きな貢献、母性の社会的重要性並びに家庭及び子の養育における両親の役割に留意し、また、出産における女子の役割が差別の根拠となるべきではなく、子の養育には男女及び社会全体が共に責任を負うことが必要であることを認識し、

社会及び家庭における男子の伝統的役割を女子の役割とともに変更することが男女の完全な平等の達成に必要なことを認識し、

女子に対する差別の撤廃に関する宣言に掲げられている諸原則を実施すること及びこのために女子に対するあらゆる形態の差別を撤廃するための必要な措置をとることを決意して、

次のとおり協定した。

第一部

第一条

この条約の適用上、「女子に対する差別」とは、性に基づく区別、排除又は制限であつて、政治的、経済的、社会的、文化的、市民的その他のいかなる分野においても、女子（婚姻をしているかいないかを

問わない。)が男女の平等を基礎として人権及び基本的自由を認識し、享有し又は行使することを害し又は無効にする効果又は目的を有するものをいう。

第二条

締約国は、女子に対するあらゆる形態の差別を非難し、女子に対する差別を撤廃する政策をすべての適当な手段により、かつ、遅滞なく追求することに合意し、及びこのため次のことを約束する。

- (a) 男女の平等の原則が自国の憲法その他の適当な法令に組み入れられていない場合にはこれを定め、かつ、男女の平等の原則の実際的な実現を法律その他の適当な手段により確保すること。
- (b) 女子に対するすべての差別を禁止する適当な立法その他の措置（適当な場合には制裁を含む。）をとること。
- (c) 女子の権利の法的な保護を男子との平等を基礎として確立し、かつ、権限のある自国の裁判所その他の公の機関を通じて差別となるいかなる行為からも女子を効果的に保護することを確保すること。
- (d) 女子に対する差別となるいかなる行為又は慣行も差し控え、かつ、公の当局及び機関がこの義務に従って行動することを確保すること。
- (e) 個人、団体又は企業による女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとること。
- (f) 女子に対する差別となる既存の法律、規則、慣習及び慣行を修正し又は廃止するためのすべての適当な措置（立法を含む。）をとること。
- (g) 女子に対する差別となる自国のすべての刑罰規定を廃止すること。

第三条

締約国は、あらゆる分野、特に、政治的、社会的、経済的及び文化的分野において、女子に対して男子との平等を基礎として人権及び基本的自由を行使し及び享有することを保障することを目的として、女子の完全な能力開発及び向上を確保するためのすべての適当な措置（立法を含む。）をとる。

第四条

- 1 締約国が男女の事実上の平等を促進することを目的とする暫定的な特別措置をとることは、この条約に定義する差別と解してはならない。ただし、その結果としていかなる意味においても不平等な又は別個の基準を維持し続けることとなつてはならず、これらの措置は、機会及び待遇の平等の目的が達成された時に廃止されなければならない。
- 2 締約国が母性を保護することを目的とする特別措置（この条約に規定する措置を含む。）をとることは、差別と解してはならない。

第五条

締約国は、次の目的のためのすべての適当な措置をとる。

- (a) 両性のいずれかの劣等性若しくは優越性の観念又は男女の定型化された役割に基づく偏見及び慣習その他あらゆる慣行の撤廃を実現するため、男女の社会的及び文化的な行動様式を修正すること。
- (b) 家庭についての教育に、社会的機能としての母性についての適正な理解並びに子の養育及び発育における男女の共同責任についての認識を含めることを確保すること。
あらゆる場合において、子の利益は最初に考慮するものとする。

第六条

締約国は、あらゆる形態の女子の売買及び女子の売春からの搾取を禁止するためのすべての適当な措置（立法を含む。）をとる。

第二部

第七条

締約国は、自国の政治的及び公的活動における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし、特に、女子に対して男子と平等の条件で次の権利を確保する。

- (a) あらゆる選挙及び国民投票において投票する権利並びにすべての公選による機関に選挙される資格を有する権利

(b) 政府の政策の策定及び実施に参加する権利並びに政府のすべての段階において公職に就き及びすべての公務を遂行する権利

(c) 自国の公的又は政治的活動に関係のある非政府機関及び非政府団体に参加する権利

第八条

締約国は、国際的に自国政府を代表し及び国際機関の活動に参加する機会を、女子に対して男子と平等の条件でかついかなる差別もなく確保するためのすべての適当な措置をとる。

第九条

1 締約国は、国籍の取得、変更及び保持に関し、女子に対して男子と平等の権利を与える。締約国は、特に、外国人との婚姻又は婚姻中の夫の国籍の変更が、自動的に妻の国籍を変更し、妻を無国籍にし又は夫の国籍を妻に強制することとならないことを確保する。

2 締約国は、子の国籍に関し、女子に対して男子と平等の権利を与える。

第三部

第十条

締約国は、教育の分野において、女子に対して男子と平等の権利を確保することを目的として、特に、男女の平等を基礎として次のことを確保することを目的として、女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

(a) 農村及び都市のあらゆる種類の教育施設における職業指導、修学の機会及び資格証書の取得のための同一の条件。このような平等は、就学前教育、普通教育、技術教育、専門教育及び高等技術教育並びにあらゆる種類の職業訓練において確保されなければならない。

(b) 同一の教育課程、同一の試験、同一の水準の資格を有する教育職員並びに同一の質の学校施設及び設備を享受する機会

(c) すべての段階及びあらゆる形態の教育における男女の役割についての定型化された概念の撤廃を、この目的の達成を助長する男女共学その他の種類の教育を奨励することにより、また、特に、教材用図書及び指導計画を改訂すること並びに指導方法を調整することにより行うこと。

(d) 奨学金その他の修学援助を享受する同一の機会

(e) 継続教育計画（成人向けの及び実用的な識字計画を含む。）、特に、男女間に存在する教育上の格差をできる限り早期に減少させることを目的とした継続教育計画を利用する同一の機会

(f) 女子の中途退学率を減少させること及び早期に退学した女子のための計画を策定すること。

(g) スポーツ及び体育に積極的に参加する同一の機会

(h) 家族の健康及び福祉の確保に役立つ特定の教育的情報（家族計画に関する情報及び助言を含む。）を享受する機会

第十一条

1 締約国は、男女の平等を基礎として同一の権利、特に次の権利を確保することを目的として、雇用の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

(a) すべての人間の奪い得ない権利としての労働の権利

(b) 同一の雇用機会（雇用に関する同一の選考基準の適用を含む。）についての権利

(c) 職業を自由に選択する権利、昇進、雇用の保障並びに労働に係るすべての給付及び条件についての権利並びに職業訓練及び再訓練（見習、上級職業訓練及び継続的訓練を含む。）を受ける権利

(d) 同一価値の労働についての同一報酬（手当を含む。）及び同一待遇についての権利並びに労働の質の評価に関する取扱いの平等についての権利

(e) 社会保障（特に、退職、失業、傷病、障害、老齢その他の労働不能の場合における社会保障）についての権利及び有給休暇についての権利

(f) 作業条件に係る健康の保護及び安全（生殖機能の保護を含む。）についての権利

2 締約国は、婚姻又は母性を理由とする女子に対する差別を防止し、かつ、女子に対して実効的な労働の権利を確保するため、次のことを目的とする適当な措置をとる。

(a) 妊娠又は母性休暇を理由とする解雇及び婚姻をしているかいないかに基づく差別的解雇を制裁を課して禁止すること。

- (b) 給料又はこれに準ずる社会的給付を伴い、かつ、従前の雇用関係、前任及び社会保障上の利益の喪失を伴わない母性休暇を導入すること。
 - (c) 親が家庭責任と職業上の責務及び社会的活動への参加とを両立させることを可能とするために必要な補助的な社会的サービスの提供を、特に保育施設網の設置及び充実を促進することにより奨励すること。
 - (d) 妊娠中の女子に有害であることが証明されている種類の作業においては、当該女子に対して特別の保護を与えること。
- 3 この条に規定する事項に関する保護法令は、科学上及び技術上の知識に基づき定期的に検討するものとし、必要に応じて、修正し、廃止し、又はその適用を拡大する。

第十二条

- 1 締約国は、男女の平等を基礎として保健サービス（家族計画に関連するものを含む。）を享受する機会を確保することを目的として、保健の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適切な措置をとる。
- 2 1の規定にかかわらず、締約国は、女子に対し、妊娠、分べん及び産後の期間中の適切なサービス（必要な場合には無料にする。）並びに妊娠及び授乳の期間中の適切な栄養を確保する。

第十三条

締約国は、男女の平等を基礎として同一の権利、特に次の権利を確保することを目的として、他の経済的及び社会的活動の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適切な措置をとる。

- (a) 家族給付についての権利
- (b) 銀行貸付け、抵当その他の形態の金融上の信用についての権利
- (c) レクリエーション、スポーツ及びあらゆる側面における文化的活動に参加する権利

第十四条

- 1 締約国は、農村の女子が直面する特別の問題及び家族の経済的生存のために果たしている重要な役割（貨幣化されていない経済の部門における労働を含む。）を考慮に入れるものとし、農村の女子に対するこの条約の適用を確保するためのすべての適切な措置をとる。
- 2 締約国は、男女の平等を基礎として農村の女子が農村の開発に参加すること及びその開発から生ずる利益を受けることを確保することを目的として、農村の女子に対する差別を撤廃するためのすべての適切な措置をとるものとし、特に、これらの女子に対して次の権利を確保する。
- (a) すべての段階における開発計画の作成及び実施に参加する権利
 - (b) 適切な保健サービス（家族計画に関する情報、カウンセリング及びサービスを含む。）を享受する権利
 - (c) 社会保障制度から直接に利益を享受する権利
 - (d) 技術的な能力を高めるために、あらゆる種類（正規であるかないかを問わない。）の訓練及び教育（実用的な識字に関するものを含む。）並びに、特に、すべての地域サービス及び普及サービスからの利益を享受する権利
 - (e) 経済分野における平等な機会を雇用又は自営を通じて得るために、自助的集団及び協同組合を組織する権利
 - (f) あらゆる地域活動に参加する権利
 - (g) 農業信用及び貸付け、流通機構並びに適切な技術を利用する権利並びに土地及び農地の改革並びに入植計画において平等な待遇を享受する権利
 - (h) 適当な生活条件（特に、住居、衛生、電力及び水の供給、運輸並びに通信に関する条件）を享受する権利

第四部

第十五条

- 1 締約国は、女子に対し、法律の前の男子との平等を認める。
- 2 締約国は、女子に対し、民事に関して男子と同一の法的能力を与えるものとし、また、この能力を行使する同一の機会を与える。特に、締約国は、契約を締結し及び財産を管理することにつき女子に

対して男子と平等の権利を与えるものとし、裁判所における手続のすべての段階において女子を男子と平等に取り扱う。

- 3 締約国は、女子の法的能力を制限するような法的効果を有するすべての契約及び他のすべての私的文書（種類のいかんを問わない。）を無効とすることに同意する。
- 4 締約国は、個人の移動並びに居所及び住所の選択の自由に関する法律において男女に同一の権利を与える。

第十六条

- 1 締約国は、婚姻及び家族関係に係るすべての事項について女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし、特に、男女の平等を基礎として次のことを確保する。
 - (a) 婚姻をする同一の権利
 - (b) 自由に配偶者を選択し及び自由かつ完全な合意のみにより婚姻をする同一の権利
 - (c) 婚姻中及び婚姻の解消の際の同一の権利及び責任
 - (d) 子に関する事項についての親（婚姻をしているかいないかを問わない。）としての同一の権利及び責任。あらゆる場合において、子の利益は至上である。
 - (e) 子の数及び出産の間隔を自由にかつ責任をもつて決定する同一の権利並びにこれらの権利の行使を可能にする情報、教育及び手段を享受する同一の権利
 - (f) 子の後見及び養子縁組又は国内法令にこれらに類する制度が存在する場合にはその制度に係る同一の権利及び責任。あらゆる場合において、子の利益は至上である。
 - (g) 夫及び妻の同一の個人的権利（姓及び職業を選択する権利を含む。）
 - (h) 無償であるか有償であるかを問わず、財産を所有し、取得し、運用し、管理し、利用し及び処分することに関する配偶者双方の同一の権利
- 2 児童の婚約及び婚姻は、法的効果を有しないものとし、また、婚姻最低年齢を定め及び公の登録所への婚姻の登録を義務付けるためのすべての必要な措置（立法を含む。）がとられなければならない。

第五部

第十七条

- 1 この条約の実施に関する進捗よく状況を検討するために、女子に対する差別の撤廃に関する委員会（以下「委員会」という。）を設置する。委員会は、この条約の効力発生の時は十八人の、三十五番目の締約国による批准又は加入の後には二十三人の徳望が高く、かつ、この条約が対象とする分野において十分な能力を有する専門家で構成する。委員は、締約国の国民の中から締約国により選出されるものとし、個人の資格で職務を遂行する。その選出に当たっては、委員の配分が地理的に衡平に行われること並びに異なる文明形態及び主要な法体系が代表されることを考慮に入れる。
- 2 委員会の委員は、締約国により指名された者の名簿の中から秘密投票により選出される。各締約国は、自国民の中から一人を指名することができる。
- 3 委員会の委員の最初の選挙は、この条約の効力発生の日の後六箇月を経過した時に行う。国際連合事務総長は、委員会の委員の選挙の日の遅くとも三箇月前までに、締約国に対し、自国が指名する者の氏名を二箇月以内に提出するよう書簡で要請する。同事務総長は、指名された者のアルファベット順による名簿（これらの者を指名した締約国名を表示した名簿とする。）を作成し、締約国に送付する。
- 4 委員会の委員の選挙は、国際連合事務総長により国際連合本部に招集される締約国の会合において行う。この会合は、締約国の三分の二をもつて定足数とする。この会合においては、出席しかつ投票する締約国の代表によつて投じられた票の最多数で、かつ、過半数の票を得た指名された者をもつて委員会に選出された委員とする。
- 5 委員会の委員は、四年の任期で選出される。ただし、最初の選挙において選出された委員のうち九人の委員の任期は、二年で終了するものとし、これらの九人の委員は、最初の選挙の後直ちに、委員会の委員長によりくじ引で選ばれる。
- 6 委員会の五人の追加的な委員の選挙は、三十五番目の批准又は加入の後、2から4までの規定に従って行う。この時に選出された追加的な委員のうち二人の委員の任期は、二年で終了するものとし、これらの二人の委員は、委員会の委員長によりくじ引で選ばれる。
- 7 締約国は、自国の専門家が委員会の委員としての職務を遂行することができなくなった場合には、

その空席を補充するため、委員会の承認を条件として自国民の中から他の専門家を任命する。

8 委員会の委員は、国際連合総会が委員会の任務の重要性を考慮して決定する条件に従い、同総会の承認を得て、国際連合の財源から報酬を受ける。

9 国際連合事務総長は、委員会がこの条約に定める任務を効果的に遂行するために必要な職員及び便益を提供する。

第十八条

1 締約国は、次の場合に、この条約の実施のためにとつた立法上、司法上、行政上その他の措置及びこれらの措置によりもたらされた進歩に関する報告を、委員会による検討のため、国際連合事務総長に提出することを約束する。

(a) 当該締約国についてこの条約が効力を生ずる時から一年以内

(b) その後は少なくとも四年ごと、更には委員会が要請するとき。

2 報告には、この条約に基づく義務の履行の程度に影響を及ぼす要因及び障害を記載することができる。

第十九条

1 委員会は、手続規則を採択する。

2 委員会は、役員を二年の任期で選出する。

第二十条

1 委員会は、第十八条の規定により提出される報告を検討するために原則として毎年二週間を超えない期間会合する。

2 委員会の会合は、原則として、国際連合本部又は委員会が決定する他の適当な場所において開催する。

第二十一条

1 委員会は、その活動につき経済社会理事会を通じて毎年国際連合総会に報告するものとし、また、締約国から得た報告及び情報の検討に基づく提案及び一般的な性格を有する勧告を行うことができる。これらの提案及び一般的な性格を有する勧告は、締約国から意見がある場合にはその意見とともに、委員会の報告に記載する。

2 国際連合事務総長は、委員会の報告を、情報用として、婦人の地位委員会に送付する。

第二十二条

専門機関は、その任務の範囲内にある事項に関するこの条約の規定の実施についての検討に際し、代表を出す権利を有する。委員会は、専門機関に対し、その任務の範囲内にある事項に関するこの条約の実施について報告を提出するよう要請することができる。

第六部

第二十三条

この条約のいかなる規定も、次のものに含まれる規定であつて男女の平等の達成に一層貢献するものに影響を及ぼすものではない。

(a) 締約国の法令

(b) 締約国について効力を有する他の国際条約又は国際協定

第二十四条

締約国は、自国においてこの条約の認める権利の完全な実現を達成するためのすべての必要な措置をとることを約束する。

第二十五条

1 この条約は、すべての国による署名のために開放しておく。

2 国際連合事務総長は、この条約の寄託者として指定される。

- 3 この条約は、批准されなければならない。批准書は、国際連合事務総長に寄託する。
- 4 この条約は、すべての国による加入のために開放しておく。加入は、加入書を国際連合事務総長に寄託することによつて行ふ。

第二十六条

- 1 いずれの締約国も、国際連合事務総長にあてた書面による通告により、いつでもこの条約の改正を要請することができる。
- 2 国際連合総会は、1の要請に関してとるべき措置があるときは、その措置を決定する。

第二十七条

- 1 この条約は、二十番目の批准書又は加入書が国際連合事務総長に寄託された日の後三十日目の日に効力を生ずる。
- 2 この条約は、二十番目の批准書又は加入書が寄託された後に批准し又は加入する国については、その批准書又は加入書が寄託された日の後三十日目の日に効力を生ずる。

第二十八条

- 1 国際連合事務総長は、批准又は加入の際に行われた留保の書面を受領し、かつ、すべての国に送付する。
- 2 この条約の趣旨及び目的と両立しない留保は、認められない。
- 3 留保は、国際連合事務総長にあてた通告によりいつでも撤回することができるものとし、同事務総長は、その撤回をすべての国に通報する。このようにして通報された通告は、受領された日に効力を生ずる。

第二十九条

- 1 この条約の解釈又は適用に関する締約国間の紛争で交渉によつて解決されないものは、いずれかの紛争当事国の要請により、仲裁に付される。仲裁の要請の日から六箇月以内に仲裁の組織について紛争当事国が合意に達しない場合には、いずれの紛争当事国も、国際司法裁判所規程に従つて国際司法裁判所に紛争を付託することができる。
- 2 各締約国は、この条約の署名若しくは批准又はこの条約への加入の際に、1の規定に拘束されない旨を宣言することができる。他の締約国は、そのような留保を付した締約国との関係において1の規定に拘束されない。
- 3 2の規定に基づいて留保を付した締約国は、国際連合事務総長にあてた通告により、いつでもその留保を撤回することができる。

第三十条

この条約は、アラビア語、中国語、英語、フランス語、ロシア語及びスペイン語をひとしく正文とし、国際連合事務総長に寄託する。

以上の証拠として、下名は、正当に委任を受けてこの条約に署名した。

IL0156 号条約 [家族的責任を有する男女労働者の機会及び待遇の均等に関する条約]

[前文略]

第一条

- 1 この条約は、被扶養者である子に対し責任を有する男女労働者であって、当該責任により経済活動への準備、参入若しくは参加の可能性又は経済活動における向上の可能性が制約されるものについて、適用する。
- 2 この条約は、介護又は援助が明らかに必要な他の近親の家族に対し責任を有する男女労働者であって、当該責任により経済活動への準備、参入若しくは参加の可能性又は経済活動における向上の可能性が制約されるものについても、適用する。
- 3 この条約の適用上、「被扶養者である子」及び「介護又は援助が明らかに必要な他の近親の家族」とは、各国において第九条に規定する方法のいずれかにおいて定められる者をいう。
- 4 1及び2に規定する労働者は、以下「家族的責任を有する労働者」という。

第二条

この条約は、経済活動のすべての部門について及びすべての種類の労働者について適用する。

第三条

- 1 男女労働者の機会及び待遇の実効的な均等を実現するため、各加盟国は、家族的責任を有する者であって職業に従事しているもの又は職業に従事することを希望するものが、差別を受けることなく、また、できる限り職業上の責任と家族的責任との間に抵触が生ずることなく職業に従事する権利を行使することができるようにすることを国の政策の目的とする。
- 2 1の規定の適用上、「差別」とは、千九百五十八年の差別（雇用及び職業）条約の第一条及び第五条に規定する雇用及び職業における差別をいう。

第四条

男女労働者の機会及び待遇の実効的な均等を実現するため、次のことを目的として、国内事情及び国内の可能性と両立するすべての措置をとる。

- (a) 家族的責任を有する労働者が職業を自由に選択する権利を行使することができるようにすること。
- (b) 雇用条件及び社会保障において、家族的責任を有する労働者のニーズを反映すること。

第五条

更に、次のことを目的として、国内事情及び国内の可能性と両立するすべての措置をとる。

- (a) 地域社会の計画において、家族的責任を有する労働者のニーズを反映すること。
- (b) 保育及び家族に関するサービス及び施設等の地域社会のサービス（公的なものであるか私的なものであるかを問わない。）を発展させ又は促進すること。

第六条

各国の権限のある機関及び団体は、男女労働者の機会及び待遇の均等の原則並びに家族的責任を有する労働者の問題に関する公衆の一層深い理解並びに当該問題の解決に資する世論を醸成する情報の提供及び教育を促進するための適当な措置をとる。

第七条

家族的責任を有する労働者が労働力の一員となり、労働力の一員としてとどまり及び家族的責任によって就業しない期間の後に再び労働力の一員となることができるようにするため、国内事情及び国内の可能性と両立するすべての措置（職業指導及び職業訓練の分野における措置等）をとる。

第八条

家族的責任それ自体は、雇用の終了の妥当な理由とはならない。

第九条

この条約は、法令、労働協約、就業規則、仲裁裁定、判決若しくはこれらの方法の組合せにより又は国内慣行に適合するその他の方法であって国内事情を考慮に入れた適当なものにより、適用することができる。

第十条

- 1 この条約は、国内事情を考慮に入れ、必要な場合には段階的に適用することができる。ただし、実施のためにとられる措置は、いかなる場合にも第一条 1 に規定するすべての労働者について適用する。
- 2 この条約を批准する加盟国は、1 に規定する段階的な適用を行う意図を有する場合には、国際労働機関憲章第二十二條の規定に従って提出するこの条約の適用に関する第一回の報告において、当該段階的な適用の対象となる事項を記載し、その後の報告において、この条約を当該事項につきどの程度に実施しているか又は実施しようとしているかを記載する。

第十一条

使用者団体及び労働者団体は、国内事情及び国内慣行に適する方法により、この条約を実施するための措置の立案及び適用に当たって参加する権利を有する。

[以下略]

女性に関する行政関係年表

西暦(元号)	世界	日本	北海道	釧路市
1972年 (昭和47年)	・国際婦人年の宣言			
1975年 (昭和50年)	・国際婦人年世界会議(メキシコシティ・第1回)「世界行動計画」採択	・総理府に「婦人問題企画推進本部」 ・「婦人問題企画推進会議」 ・「婦人問題担当室」設置		・国際交流へ婦人派遣開始
1976年 (昭和51年)	・国際婦人の十年スタート	・民法一部改正(離婚復氏制度) ・育児休業法施行		
1977年 (昭和52年)		・国内行動計画決定 ・国立婦人教育会館開館		
1978年 (昭和53年)			・北海道婦人行動計画策定	・釧路地域婦人会館設置(管内設置期成会)
1979年 (昭和54年)	・国連総会「女子差別撤廃条約」採択			・釧路地域婦人会館開館(平成13年福祉会館と統合)
1980年 (昭和55年)	・国連婦人の十年中間年世界会議(コペンハーゲン・2回) ・女子差別撤廃条約 署名式	・女子差別撤廃条約署名決定	・14支庁に北海道婦人指導員配置(平成5年女性と改称)	
1981年 (昭和56年)	・女子差別撤廃条約発効 ・ILO156号条約採択(家族的責任)	・民法及び家事審判法の一部改正(配偶者法定相続分引き上げ)	・北海道婦人行動計画推進協議会設立	・第1回婦人教養講座開催80名(社会教育)
1984年 (昭和59年)		・総理府「アジア太平洋地域婦人シンポジウム」開催	・生活環境部道民運動推進本部に青少年婦人局設置	
1985年 (昭和60年)	・国際婦人の十年ナイロビ世界会議開催(ナイロビ・第3回) 「婦人の地位向上ナイロビ将来戦略」採択	・国籍法及び戸籍法一部改正(父母両系主義等) ・男女雇用機会均等法成立 ・女子差別撤廃条約批准	・北海道婦人問題研究懇話会を北海道女性会議に改組	
1986年 (昭和61年)		・男女雇用機会均等法施行 ・国民年金法一部改正(女性の年金権)		・婦人青少年課新設 ・第1回婦人リーダー養成講座開催(50名)
1987年 (昭和62年)		・「西暦2000年にむけての国内行動計画」策定	・北海道女性自立プラン策定	・女性道外派遣研修開始(国立婦人教育会館へ3名)
1988年 (昭和63年)			・生活福祉部青少年婦人室設置	
1989年 (平成元年)	・国連総会 ・子どもの権利条約採択	・新学習指導要領告示(家庭科男女共修)		・婦人教養講座を女性教養講座に改称 ・隔年婦人国際交流
1991年 (平成3年)	・海外経済協力基金(OECD)開発と女性の配慮指針策定	・育児休業法成立 ・新国内行動計画第1次改定(男女共同参画社会の形成を目指す)	・北海道女性プラザ開設	・釧路市総合計画に女性自立プランを盛り込む
1992年 (平成4年)		・育児休業法施行 ・婦人問題担当大臣任命		・女性リーダー養成講座に改称
1993年 (平成5年)		・パートタイム労働法施行	・青少年女性室と改称	

女性に関する行政関係年表

西暦(元号)	世界	日本	北海道	釧路市
1994年 (平成6年)	・「開発と女性」に関するアジア太平洋大臣会議（ジャカルタ）	・「男女共同参画推進本部」設置 ・「男女共同参画審議会」設置 ・「男女共同参画室」設置		・女性青少年課と改称 ・生涯学習計画に女性自立プランを位置づけ
1995年 (平成7年)	・第4回世界女性会議（北京） ・行動綱領及び「北京宣言」採択	・介護休業制度の法制化 ・ILO156号条約批准	・女性室設置 ・北海道男女共同参画懇話会設置	・社会教育推進計画の中に策定を明文化
1996年 (平成8年)		・男女共同参画2000年プラン策定	・懇話会より新計画策定提言	・プラン策定計画決定 ・プラン推進懇話会委員決定 ・庁内会議開催 ・プランの提言
1997年 (平成9年)	・婦人の地位向上委員会（ニューヨーク）	・労働基準法の女性保護規定一部改正 ・男女雇用機会均等法改正	・北海道男女共同参画プラン策定	・釧路市男女共同参画プラン策定 ・記念講演会開催
1998年 (平成10年)		・男女共同参画審議会～男女共同参画社会基本法の答申	・北海道国際女性フォーラム開催	・くしろプラン推進懇話会を設置 ・委員決定18名（一部公募） ・プラン冊子作成
1999年 (平成11年)		・改正男女雇用機会均等法施行 ・育児・介護休業法施行 ・男女共同参画社会基本法施行		・第1回推進懇話会開催 ・プランダイジェスト版市民配布 ・啓発講座 ・国際交流中断
2000年 (平成12年)	・国連特別総「女性2000年会議」（ニューヨーク）「北京宣言・行動綱領」の見直し評価	・男女共同参画基本計画策定 ・ストーカー規制法施行 ・児童虐待防止法施行		・懇話会開催12回 ・啓発講座5回 ・市民意識調査実施 ・平成12年女性週間北海道女性会議開催
2001年 (平成13年)		・内閣府男女共同参画局設置 ・「男女共同参画週間」開始 ・DV法施行 ・育児・介護休業法の一部改正	・北海道男女平等参画条例施行 ・男女平等参画審議会設置 ・「女性に対する暴力」実態調査報告 ・女性室を男女平等参画推進室に改組	・企業意識調査実施 ・啓発講座開催 ・思春期保健講座（高校生対象）10回開催 ・DVサポート養成講座等2回（民間共催）
2002年 (平成14年)			・北海道男女平等参画基本計画策定 ・北海道女性知事誕生	・企業意識調査報告書作成 ・プラン見直し着手 ・男女共同参画通信発行 ・思春期保健講座（高校生対象）11回開催 ・生涯学習女性課と名称変更
2003年 (平成15年)	・第29回女性差別撤廃委員会開催（国連）ニューヨーク（日本政府報告審査）	・女性のチャレンジ支援推進男女共同参画推進本部決定 ・女子差別撤廃条約実施状況報告審査 ・「性同一障害者の性別の取り扱いに関する法律」施行 ・「次世代育成支援対策推進法」「少子化社会対策基本法」施行		・「くしろ男女共同参画プラン」の見直し完了（本編続行）

女性に関する行政関係年表

西暦(元号)	世界	日本	北海道	釧路市
2004年 (平成16年)	・第48回国連婦人の地位向上委員会(ニューヨーク)	・「女性国家公務員の採用、登用拡大」推進本部決定 ・「配偶者からの暴力防止及び被害者の保護に関する法律」の改正 ・「国民年金法」一部改正(育児休業中の保険料免除)	・北海道こども未来づくりのための少子化対策推進条例制定	・生涯学習課と名称変更(係名 生涯学習女性担当) ・改正プランダイジェスト版発行
2005年 (平成17年)	・第49回国連婦人の地位向上委員会(ニューヨーク)	・国の「第2次男女共同参画基本計画」策定	・北海道配偶者暴力防止及び被害者保護支援に関する基本計画策定	・公文書性別記載欄の見直し実施 ・第2回市民意識調査実施(1400人対象)調査報告書発行 ・合併により新釧路市誕生(H17.10.11)
2006年 (平成18年)		・「男女雇用機会均等法」改正国会通過(H19.4.1スタート)		・阿寒・音別地区の意識調査実施 ・新プラン策定懇話会発足(12名)
2007年 (平成19年)		・改正男女雇用機会均等法(4月1日スタート)		・「くしろ男女平等参画プラン」(H20～29)策定
2008年 (平成20年)		・改正「DV防止法」施行 ・「パートタイム労働法」改正・施行 ・「次世代育成支援対策推進法」改正 ・改正「DV防止法」に基づく基本方針の改定	・「第2次北海道男女平等参画基本計画」策定	・新プランダイジェスト版発行 ・第2回企業意識調査実施(600社) ・プラン推進講座開催
2009年 (平成21年)		・「育児・介護休業法」改正	・「第2次北海道配偶者暴力防止及び被害者保護・支援に関する基本計画」策定	・企業意識調査報告書作成・配布 ・男女平等参画セミナー開催 ・条例検討委員会設置(10名) ・条例検討委員会開催(6回)
2010年 (平成22年)	・国連「北京+15」記念会合開催(ニューヨーク)	・「第3次男女共同参画基本計画」策定		・所管を教育委員会から市長部局へ移管(総合政策部市民協働推進課) ・条例検討委員会開催(3回) ・釧路市男女平等参画推進条例制定(H22.12.15)
2011年 (平成23年)	・UN Women(国連女性機関)発足		・「第2次北海道男女平等参画基本計画」指標項目等の見直し	・条例施行(4月1日から) ・釧路市男女平等参画審議会設置(12名、任期2年)H23.6.29 ・審議会開催(3回)
2012年 (平成24年)	・第56回国連婦人の地位向上委員会「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメント」決議案採択	・改正「育児・介護休業法」全面施行 ・「女性の活躍促進による経済活性化」行動計画、女性の活躍による経済活性化を推進する関係関係会議決定		・審議会開催(4回) ・プラン中間見直しに向けて市民意識調査実施(2000件)

女性に関する行政関係年表

西暦(元号)	世界	日本	北海道	釧路市
2013年 (平成25年)	<ul style="list-style-type: none"> ・東アジア男女共同参画担当大臣会合開催(北京) ・APEC「女性と経済フォーラム2013」開催(インドネシア・バリ) 	<ul style="list-style-type: none"> ・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部を改正する法律」H25.6.26 成立、H25.7.3 公布 		<ul style="list-style-type: none"> ・審議会委員改選(H25.6.29) ・審議会開催(5回) ・プラン中間見直し完了(くしろ男女平等参画プラン・中間改訂策定:H26~29)
2014年 (平成26年)		<ul style="list-style-type: none"> ・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部を改正する法律」H26.1.3 施行 	<ul style="list-style-type: none"> ・「第3次北海道配偶者暴力防止及び被害者保護・支援に関する基本計画」策定 ・「北の輝く女性応援会議」設置 	<ul style="list-style-type: none"> ・「くしろ男女平等参画プラン・中間改訂」発行・配布 ・審議会開催(5回)
2015年 (平成27年)		<ul style="list-style-type: none"> ・「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」H27.9 交付 ・「第4次男女共同参画基本計画」策定H27.12.25 	<ul style="list-style-type: none"> ・「女性の活躍支援センター」開設 	<ul style="list-style-type: none"> ・審議会委員改選(H27.6.29) ・男女平等参画センターふらっと開設(記念式典 H27.9.19、開設日 H29.9.24) ・審議会開催(2回)
2016年 (平成28年)			<ul style="list-style-type: none"> ・「北海道女性活躍推進計画」策定 	<ul style="list-style-type: none"> ・第3回企業意識調査実施(700社) ・第1回くしろ男女いきいき参画表彰(H28.12.3) ・審議会開催(5回)
2017年 (平成29年)				<ul style="list-style-type: none"> ・審議会委員改選(H29.6.29) ・第2回くしろ男女いきいき参画表彰(H29.10.28) ・審議会開催(5回) ・「くしろ男女平等参画プラン」(H30~39) 策定

くしろ男女平等参画プラン 〈平成30年度～39年度〉

発行年月 平成30年3月

発 行 釧路市総合政策部市民協働推進課

〒085-8505 釧路市黒金町7丁目5番地

TEL 0154-31-4504 FAX 0154-23-5220

E-mail : shi-shiminkyoudou@city.kushiro.lg.jp

<http://www.city.kushiro.lg.jp/>